

## 平成27年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成27年6月9日（火）午前10時開会

（第1日目）

### 1. 開会宣告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成27年6月 9日

至 平成27年6月18日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 報告第 6号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

日程第 6 報告第 7号 平成26年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 7 報告第 8号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 8 報告第 9号 平成26年度白馬村水道事業会計予算繰越計算書について

日程第 9 承認第 2号 白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第10 承認第 3号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第11 承認第 4号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第12 承認第 5号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第13 承認第 6号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第13号）の専決処分報告について

日程第14 承認第 7号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告について

日程第15 承認第 8号 平成26年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告について

日程第16 承認第 9号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分報告について

日程第17 承認第10号 平成26年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第

4号)の専決処分報告について

- 日程第18 承認第11号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算(第7号)の専決  
処分報告について
- 日程第19 議案第37号 工事請負契約の締結について
- 日程第20 議案第38号 工事請負契約の締結について
- 日程第21 議案第39号 工事請負契約の締結について
- 日程第22 議案第40号 財産の取得について
- 日程第23 議案第41号 介護保険に関する事務の事務受託の変更について
- 日程第24 議案第42号 白馬村議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第43号 白馬村休日保育及び一時保育の実施に関する条例の制定につ  
いて
- 日程第26 議案第44号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例につい  
て
- 日程第27 議案第45号 平成27年度白馬村一般会計補正予算(第1号)
- 日程第28 議案第46号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第1号)

## 平成27年第2回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成27年6月9日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	横田孝穂
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	篠崎久美子
第6番	太田伸子	第12番	北澤禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	太田文敏
教 育 長	横川宗幸	総 務 課 長	吉田久夫
税 務 課 長	平林豊	観 光 課 長	篠崎孔一
教育課長兼スポーツ課長	松澤忠明	会計管理者・室長	窪田高枝
上下水道課長	酒井洋	農 政 課 長	横山秋一
健康福祉課長	太田洋一	建 設 課 長	山岸茂幸
住 民 課 長	矢口俊樹	総務課長補佐兼総務係長	田中克俊
総務課長補佐兼地域高校対策係長	松澤孝行		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 横川辰彦

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長挨拶

5) 報告事項

報告第6号から報告第9号まで（村長提出議案）説明、質疑

6) 承認案件

承認第2号から承認第11号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

## 7) 議案審議

議案第37号から議案第39号まで(村長提出議案)説明、質疑、討論、採決

議案第40号から議案第46号まで(村長提出議案)説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第 6号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
2. 報告第 7号 平成26年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について
3. 報告第 8号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
4. 報告第 9号 平成26年度水道事業会計予算繰越計算書について
5. 承認第 2号 白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について
6. 承認第 3号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
7. 承認第 4号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
8. 承認第 5号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
9. 承認第 6号 平成26年度白馬村一般会計補正予算(第13号)の専決処分報告について
10. 承認第 7号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)の専決処分報告について
11. 承認第 8号 平成26年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の専決処分報告について
12. 承認第 9号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第6号)の専決処分報告について
13. 承認第10号 平成26年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分報告について
14. 承認第11号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算(第7号)の専決処分報告について
15. 議案第37号 工事請負契約の締結について
16. 議案第38号 工事請負契約の締結について
17. 議案第39号 工事請負契約の締結について
18. 議案第40号 財産の取得について
19. 議案第41号 介護保険に関する事務の事務受託の変更について
20. 議案第42号 白馬村議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
21. 議案第43号 白馬村休日保育及び一時保育の実施に関する条例の制定について
22. 議案第44号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例について

- 23. 議案第45号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第1号）
- 24. 議案第46号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

開会 午前10時00分

## 1. 開会宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成27年第2回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 諸般の報告

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成27年5月分の一般会計、特別会計、水道事業会計の例月出納検査報告書が提出されております。

また、白馬村長から、ふるさと白馬を応援する基金の運用状況について報告がありました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会及び白馬山麓環境施設組合議会の開催状況について報告いたします。

北アルプス広域連合議会平成27年5月定例会が5月26日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、白馬山麓環境施設組合議会平成27年第1回臨時会が6月5日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付しました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

### △日程第2 会議録署名議員の指名

議長（北澤禎二郎君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第4番伊藤まゆみ議員、第5番太田正治議員、第6番太田伸子議員、以上3名を指名いたします。

次に、本定例会において受理いたしました請願及び陳情は、お手元に配付いたしました文書表のとおりですが、この文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員

会に付託することに決定いたしました。

### △日程第3 会期の決定

議長（北澤禎二郎君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、別紙平成27年第2回白馬村議会定例会日程予定表のとおり、本日から6月18日までの10日間と決定することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月18日までの10日間と決定いたしました。

### △日程第4 村長挨拶

議長（北澤禎二郎君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） おはようございます。

平成27年第2回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員全員のご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新緑がまぶしい季節を迎え、先月30日には、残雪が残る北アルプス白馬連峰の山開きを告げる「第49回貞逸祭・白馬連峰開山祭」を開催をし、にぎわいと無事故でのシーズンとなりますよう関係者とともに祈願をしたところであります。当日は、すがすがしい晴天のもと、およそ300人の県内外からの開山を待ち焦がれていた観光客の皆様などの参加をいただき、無事終了をしその喜びを分かち合うことができましたことは、極めて感慨深いものがあるとともに、多くの関係者の皆様に改めて深く感謝を申し上げます。

これから迎える夏のトップシーズンに向けて大勢のお客様にお越しをいただき、白馬ならではの冷涼感を体感しながら、白馬村のすばらしさを満喫していただくよう努めてまいります。

さて、各種事業の執行状況について説明をさせていただきますが、最初に、災害関連の進捗状況であります。観光課関係では、神城断層地震発生により風評被害が懸念をされた2014-15シーズンの白馬村内5スキー場の利用者数は9万7,532人で、対前年比95%となりました。隣接する小谷村の3スキー場の利用者数は対前年比88.1%とお聞きをしており、スキー場関係者からは、地震の影響に加えて、貸し切りバス料金の値上げによる影響でスキーツアー客が減少したことが理由として挙げられておりました。一方で、インバウンド用リフト券の販売状況を見ると、前年比約125%と伸びを示しており、引き続き外国人利用者が増加傾向にあることがうかがえます。

総務課関係では、全国各地の方々からお寄せをいただいた義援金は、5月29日までに2,237件、8,164万3,734円に達しておりますが、5月18日に開催いたしました義援金配分委員会において、長野県からの配分された義援金と合わせて第二次配分を決定し、

先月29日に被災者の皆様への送金手続きが完了をいたしましたところであります。

また、今月1日には、今後の復旧・復興スケジュールや、村が予定をしている地盤調査の考え方や公営住宅の健康面からでのアンケートの実施をあわせ、懇談会を開催し被災者からのご意見を伺ったところであります。

健康福祉課関係では、被災者の心のケアにつきまして、北アルプス医療センターあづみ病院のご協力をいただき、精神科医師による精神相談を毎月第3木曜日に予約制で行っているほか、全日本カウンセラー協会の認定カウンセラーによる心の相談会を毎月第2、第4火曜日に行っており、引き続き心のケアに努めてまいります。

そして、被災者の生活復興支援として配置をした生活支援相談員についても、見守り、相談、福祉制度などの情報の提供、被災者を中心とした交流の場づくりなどの取り組みを行っており、これらについても定期的に巡回訪問をし、声かけや被災者の生活上の要望・意見などをお聞きし、要望などをつなぐとともに、結果を被災者へお伝えをしております。

次に、災害ボランティアセンターは4月6日から再開し、村が行う被災建築物の解体撤去に合わせ、被災者からのニーズによる貴重品の取り出し・片づけ・運搬などの活動や臨時集積場での積みおろしなどを行っております。なお、この活動は長期間になるものと思いますので、引き続き温かいご支援とご協力をお願い申し上げます。

住民課関係では、被災家屋の撤去作業につきましては、5月末現在では165トンの申請がありました。雪解けの4月中旬に撤去作業を再開して以降、天候にも恵まれたことから現場の作業も比較的順調に進んでおり、現在86棟の撤去作業が終了をしたところであります。

今後の予定といたしましては、当初計画どおり7月末には大方の家屋の撤去が完了する見込みであり、それに引き続いてインフラの復旧事業を鋭意進めることにより、被災された皆様の家屋再建など順調に進んでいくことを期待しているところであります。

農政課関係につきましては、雪解けを待たず取りかかった作業は、水路の確保であります。最も心配をしていたのが、被災していない農地に水が流れないことによる営農ができないことでしたが、主要水路である山崎水路、飯田揚水機、大出ため池等の応急復旧に最優先で取り組み、仮設ポンプの設置、仮配管などの対応により、何とか田植え時期に間に合わすことができました。また、農地では、一部新聞でも報じられたとおり、4月後半、農作業が本格化するとともに、田に水が均等に張れない、抜けるといった被災の報告が相次ぎ、新たに被災を確認した農地は、5月中旬までに昨年末把握をした数に匹敵する件数に上りました。まだ確定した数字ではありませんが、軽微なものを含めると200枚余りの農地被災が発生をしており、さらに水路・農道等の施設も90カ所程度の被害が確認をされました。

5月末からは、国の災害査定が再開をされ、今月は査定のピークを迎え今週から3週にわたり約150カ所の査定を受ける予定で、連日その対応に追われております。被災箇所は膨大であり

ますが、早期復旧と完了を目指し懸命に取り組んでいるところであります。

建設課関係では、災害査定を受けた被災箇所101カ所を31カ所にまとめ、随時発注をしており、本定例会におきましても3件の災害復旧工事の契約議案を上程しております。

応急仮設住宅関連では、降雪により延期をされておりました建物周りなどの舗装工事がゴールデンウィーク明けから着手され、白馬村発注分につきましてもあわせて発注し、舗装部分は近ごろ終了したところであります。

また、公営住宅の建設については、住家が半壊以上などで、現在その住家に居住していない被災世帯を対象としたアンケート調査を6月中に実施し、建設戸数などの把握を行うとともに、建設地につきましても検討をしてみたいと思っております。

上下水道課関係ですが、公共下水道災害復旧工事は、臨時議会で承認を受けました塩島地区、大出地区を初め、浄化センター、最終沈殿池の修繕工事や堀之内・三日市場地区の復旧工事の全てが発注済みとなり、それぞれの場所で復旧工事が始まっております。

上水道工事も、道路工事と調整中の一部の箇所を除いて発注済みで、下水道復旧工事と同時に施工する箇所も多くあり、長野県や村発注の道路復旧工事も発注されていることから、互いに調整を図りながら、できるだけ早急に完了をさせる予定であります。

次に、一般事業の進捗状況を申し上げますと、総務関係では、地域活性化と人口減少克服のため、国が自治体に2015年度中の策定を求めている地方版総合戦略につきましては、当初は年内策定を予定しておりましたが、10月末までに策定した場合、交付金の上乗せ措置があるということで、時間的制約はありますが、間に合うよう策定に向けて進めており、現在、第5次総合計画の策定と並行して、6月中に第1回の会議を開催する予定であります。

第5次総合計画につきましては、昨年の震災でもその重要性が再確認された地域のきずな、コミュニティの創造を計画の軸の一つとして進めてまいります。住民の皆様からのご意見を積極的に計画に反映すべく、現在、8月から9月にかけて集中的にワークショップなどの開催を計画しており、多くの皆様からのご参加をいただき、「村づくり」に対する建設的なご意見を寄せていただきたいと思いますと考えております。また、いただいたご意見につきましては、ワーキンググループなどで積極的に計画に反映をさせた上で、本年度末までに基本的な計画のデザインなどを固め、基本構想につきましては、本定例会に上程をしているとおりの議決事件としてお諮りしてまいります。

白馬高校につきましては、3月の長野県教育委員会の定例会において、観光系の新学科の設置と全国募集について検討をしていくことが正式に確認されたというところであり、いよいよ本議会の最終日であるこの18日に行われる県教委の定例会で、平成28年度以降の白馬高校についての最終判断が下される予定であるというふうに聞いております。白馬・小谷両村では、かねてからの要望どおりのご判断をいただけるものとして、全国募集にかかわる準備や公営塾の講師の

募集などを既に始めており、18日の決定に向けて着々と進めてまいります。

観光課関係では、昨年施行されました「長野県山の日」や来年施行される「全国山の日」を契機に、大勢の登山者にお越しいただけるよう誘客宣伝を進め、山への関心を高め将来の登山愛好者をふやすために、山岳関係者や広域連携による事業を推進するとともに、登山道や山小屋、トイレの改修など、山岳環境の整備に一層努めてまいりたいと考えております。

また、先月29日には、白馬村観光局定時社員総会が行われ、「滞在客増加に向けての宿泊増進策事業の推進」「効果的なプロモーション、新たな情報発信力の強化」「広域連携事業の推進」などを重点に掲げた第12期事業計画を承認いただきました。そして、理事の改選に伴い観光局の代表理事は、私から太田文敏副村長にかわり、新たな体制のもとに第12期がスタートしております。

一方で、観光局の課題解決に向けた検討を13名の委員から検討をいただき、4月に報告をいただきました。この内容につきましては、会期中において担当委員会や全員協議会でも報告をいたしますが、「観光局は、観光に係る全ての団体、個人が一丸となって主体に観光振興を図り、地域の活性化に資するための組織として、観光事業を営む全ての事業者の会員組織を目指すべきである」との報告を受けました。関連して村の負担金や会費の見直しについても検討をいただきましたので、村ではこの結果を踏まえながら、村としても今後検討してまいりたいと考えております。

健康福祉課関係であります。平成24年8月に、子ども・子育て関連3法が成立をし、これらの法律に基づく「子ども・子育て支援制度」がこの4月からスタートしております。

本村におきましても、新制度に対応する「白馬村子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定をし、この計画は、平成27年度から31年度の5年間を計画期間として、「子どもたちの幸せ育てる白馬村」を基本理念に掲げ、教育・保育、地域の子育て支援について推進することを目的としております。新制度のもと、しろうま保育園では、未満児枠の拡大、土曜保育の充実と第3子以降の保育料の軽減、放課後児童クラブでは土曜の受け入れ拡充をしましたが、引き続き計画に沿った子育て支援の推進を図ってまいります。

次に、昨年4月からの消費税引き上げによる影響を緩和するため、平成26年度に引き続き、平成27年度においても子育て世帯臨時特例給付金及び臨時福祉給付金が給付となります。子育て世帯臨時特例給付金は、対象児童1人につき3,000円が支給となり対象となる方に対して申請書の郵送をしたところであり、臨時福祉給付金は対象者1人につき6,000円が支給となり8月からの申請受け付けのための準備を進めているところでもあります。

住民課関係では、北アルプス広域連合において、大町市源汲地区に建設計画が進められております新ごみ焼却施設につきましては、生活環境影響調査の住民説明会や意見聴取を経て、いよいよこの夏までに業者を決定し、着工の見込みとなってまいりました。それに合わせ、村内におい

ては、ごみ出しルールの徹底とごみの減量化をさらに進めていかなければならないという状況となっており、当面6月からは、周辺自治体の運用に合わせてごみ袋への記名をお願いをしているところでもあります。ごみ処理に関しましては、今後さまざまな課題も生じてこようかとも思いますが、引き続き村民への周知徹底に努め、広域化に向けての準備を着実に進めてまいりたいと考えております。

農政課関係では、まず水稻の作付は、残雪の影響により多少おくれると見ておりましたが、4月後半から5月にかけて好天高温が続いたためか、例年並み以上のペースで田植えが進みました。震災による休耕田が目立つものの、いつもの田園風景に安堵をしたところでもあります。

次に、平川左岸に整備をしていた県営小水力発電施設建設事業であります。4月から稼働をし発電・売電を開始しております。一部県による外構工事等が完了した後に、正式に白馬村土地改良区が引き取ることとなりますが、取水量の多い5月の検針データでは、一月で約10万キロワットの発電を記録しており、滑り出し順調とのことでもあります。

また、明るい話題としては、白馬高校生の発想をもとに昨年度取り組みました「村男バーガー」ですが、震災の影響などで一般商品化がおくれておりましたが、今月1日からようやく道の駅白馬において販売開始の運びとなりました。特産品である紫米の販売促進に一役買うとともに、新たな名物として飛躍することを願うところでもあります。

建設課関係では、平成26年度の除雪費につきましては、最終的な除雪委託費が4億円余りで、当初予算の1億6,200万円と比較して、2億4,000万円ほどの増という例年にならぬ費用となり、国からの臨時道路除雪事業補助金や除雪に関する交付金が交付されたものの、大きな歳出となりました。

繰り越し工事関係では、村道3101号線、落倉水芭蕉通りの改良工事につきましては、補償物件の移転後に工事を開始する予定であり、本年度の交付金事業では、継続となる村道0105号線の舗装修繕、赤沢1号橋修繕工事及び昨年7月に施行された改正道路法施行規則に基づく大型ボックスカルバートの法定点検を実施する計画であります。

次に、今年度は、白馬村・小谷村などに大きな被害をもたらした平成7年7月の梅雨前線豪雨災害から20年目を迎えます。当時の記憶・体験を風化させることなく、次の世代に語り継いでいくことが重要であると考えており、白馬・小谷両村では7月12日に、被害が甚大であった小谷村を会場にシンポジウムを開催しますので、議員各位におかれましては、このシンポジウムに積極的に参加をいただき、次世代に語り継いでいただきたいと思います。

下水道課関係では、昨年度に公表した「受益者負担金事務改善報告書」が信頼できるものであることを実証するため、内容の検証を地方共同法人日本下水道事業団に委託をし、この検証結果は適正なものであるとの評価をいただきました。しかしながら、附帯事項として、「報告書の内容は適正なものであると評価はできるが、今後の日常業務において、報告書に提案をされた諸所

の対策が実施されなければ、再発を防止することはできない。そこで、下水道以外の庁内の職場においても業務改善が実施されていることについて看守するとともに、議会においても行政に対するチェック機能を十分に果たされたい」と報告を受けております。

また、これらに関する条例・規則の見直し及び改正に関する事項については、見直しが必要であるとの所見が述べられていることから、加入分担金制度は根本的な見直しが必要と考えられるため、この制度を廃止したらどのような影響があるのかなどを調査検討するよう、上下水道課に指示をしているところであります。

次に、浄化センターの長寿命化計画に基づく施設更新については、平成27年度から30年度までの4年間にわたる全体設計を組ませていただき、引き続き日本下水道事業団と協定を結び、老朽した電気設備の更新と汚泥脱水機の更新に着手をいたします。

上水道事業では、今後において施設の大規模な更新が必要となる中で、安全・快適な水の供給や、災害時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上に向けた取り組みが求められており、そのための技術面や経営面の運営基盤を強化していく必要があることから、これらの課題に適切に対処していくための指針となる「白馬村水道ビジョン（水道基本計画）」の策定作業を進めます。

教育課関係では、平成27年度に、新しく南小学校に北澤芳洋校長先生と平林伸一教頭、白馬中学に早川正美教頭をお迎えして、順調で穏やかな新学期が始まっております。2カ月を過ぎ、一大イベントの一つである修学旅行も無事終了をし、落ち着いた学校生活が送られております。

次に、文化財の観点では、昨年発生した神城断層地震の跡地の保護や、後世に伝える施設としての位置づけについて地権者との協議をしており、文化庁や長野県文化財審議委員とも協議の上進めることとしております。

スポーツ課関係では、来年度開催の第72回国民体育大会冬季大会スキー競技会の関連になりますが、地元実行委員会の立ち上げに関して現在長野県と調整をしており、圧雪車の購入を初め、ジャンプ競技場の整備に関しても調整をしながら進めております。

スノーハープの舗装部分の災害対応も無事終了し、先月31日から全日本の複合チームの合宿を受け入れており、白馬ジャンプ競技場と白馬クロスカントリー競技場は、ナショナルトレーニングセンターとして位置づけられていることから、メダルを目指す施設として、全日本スキー連盟と文部科学省の指導により、さらに拡充に向けて取り組んでまいります。

本定例会に上程します案件は、報告4件、承認10件、議案10件であります。

議案等につきましては、担当課長に提案説明をさせますので、慎重にご審議を賜りますようお願い申し上げます、本定例会の開会に当たりましての挨拶にかえる次第でございます。よろしくお願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

#### △日程第5 報告第6号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第5 報告第6号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告についてに入ります。

報告を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 報告第6号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告につきましてご説明をいたします。

損害賠償事件に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

1枚おめくりください。

今回、9件の報告をするものであります。

まず、専決第30号は、平成27年3月2日の午前10時30分ごろ、白馬村大字北城3020番地90付近の村道0105号線におきまして、損害賠償請求者が所有し運転する乗用車が走行中、路面上の穴にタイヤを落とし右側前後輪のタイヤ、ホイール及びボディー下部を損傷させたものです。村は、道路管理者としての過失割合を70%とした示談により、車両の修理代金11万7,461円を賠償したものです。

次に、専決第31号は、平成27年2月11日の午後7時30分ごろ、白馬村大字北城9549番地8付近の村道0105号線におきまして、損害賠償請求者が所有し運転する軽乗用車が走行中、路面上の穴にタイヤを落とし左右前輪のタイヤ及びホイールを損傷させたものです。村は、道路管理者としての過失割合を60%とした示談により、車両の修理代金7,536円を賠償したものです。

次に、専決第32号は、平成27年3月1日の午後11時ごろ、白馬村大字北城3020番地49付近の村道0105号線におきまして、損害賠償請求者が所有し運転する軽乗用車が走行中、路面上の穴にタイヤを落とし右側前輪のタイヤを損傷させたものです。村は、道路管理者としての過失割合を50%とした示談により、車両の修理代金4,860円を賠償したものです。

次に、専決第33号は、平成27年2月15日の午前10時30分ごろ、白馬村大字神城22417番地付近の村道2026号線におきまして、損害賠償請求者が所有し運転する軽乗用車が走行中、路面上の穴にタイヤを落とし右側前輪のショックアブソーバーを損傷させたものです。村は、道路管理者としての過失割合を50%とした示談により、車両の修理代金2万8,955円を賠償したものです。

次に、専決第34号は、平成27年2月20日の午前10時ごろ、白馬村大字北城3125番

地1付近の村道0105号線におきまして、損害賠償請求者が所有し運転する軽乗用車が走行中、路面上の穴にタイヤを落とし右側前輪のタイヤを損傷させたものです。村は、道路管理者としての過失割合を50%とした示談により、車両の修理代金6,480円を賠償したものです。

次に、専決第35号は、平成27年2月21日の午前8時ごろ、白馬村大字北城9549番地17付近の村道0105号線におきまして、損害賠償請求者が所有し知人が運転する乗用車が走行中、路面上の穴にタイヤを落とし右側前輪のタイヤを損傷させたものです。村は、道路管理者としての過失割合を50%とした示談により、車両の修理代金4,212円を賠償したものです。

次に、専決第36号は、平成27年3月21日の午後3時ごろ、白馬村大字北城2915番地4付近の村道2135号線におきまして、損害賠償請求者が所有し運転する軽乗用車が走行中、路面上の穴にタイヤを落とし左側前後輪のタイヤを損傷させたものです。村は、道路管理者としての過失割合を50%とした示談により、車両の修理代金8,000円を賠償したものです。

次に、専決第37号は、平成27年1月21日の午後3時30分ごろ、白馬村大字北城9549番地17付近の村道0105号線におきまして、損害賠償請求者が所有し運転する軽乗用車が走行中、路面上の穴にタイヤを落とし左側前輪のホイールを損傷させたものです。村は、道路管理者としての過失割合を50%とした示談により、車両の修理代金3,240円を賠償したものです。

最後に、専決第38号は、平成27年3月15日の午後6時ごろ、白馬村大字北城4099番地付近の村道0211号線におきまして、損害賠償請求者が所有し運転する乗用車が走行中、路面上の穴にタイヤを落とし右側前輪のタイヤを損傷させたものです。村は、道路管理者としての過失割合を50%とした示談により、車両の修理代金1万6,000円を賠償したものです。

説明は以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で日程第5 報告第6号は終了いたしました。

**△日程第6 報告第7号 平成26年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第6 報告第7号 平成26年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告に入ります。

報告を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 報告第7号 平成26年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

総務費、白馬高校支援事業946万4,000円は主に公営塾へのICT教育の導入経費などで、財源は国庫補助金が450万円、小谷村からの負担金が312万3,000円、一般財源が184万1,000円です。

総務費、総合戦略策定事業158万円は白馬村総合戦略策定経費で、財源は国庫補助金が130万7,000円、一般財源が27万3,000円です。

総務費、電算事業は社会保障税番号制度システム整備費で、700万円のうち420万円を繰り越しし、財源は国庫補助金が330万7,000円、一般財源が89万3,000円です。

総務費、地球温暖化対策事業540万円はEV急速充電器設置費で、財源はEV充電インフラ普及支援助成金が360万円、一般財源が180万円です。

民生費、災害救助経費は災害救助法に該当する経費で、7,254万8,000円のうち、住宅の応急修理費と住宅の損壊の程度を判定する2次調査の委託料562万5,000円を繰り越しし、財源は県補助金が522万5,000円、一般財源が40万円です。

衛生費、環境衛生事業は水道事業の災害復旧に係る補助金で、3,118万6,000円のうち91万3,000円を繰り越しし、全額が一般財源であります。

衛生費、塵芥処理事業は災害廃棄物処理の委託料で、3億4,368万円のうち2億6,000万円を繰り越しし、財源は国庫補助金が1億500万円、一般財源が1億5,500万円です。

農林業費、農業振興事業2,100万円は大規模農業者への補助金で、全額県補助金です。

農林業費、特産品開発事業220万円は特産品開発団体への補助金で、財源は国庫補助金が200万円、一般財源が20万円です。

農林業費、奈良井有効利用整備事業は奈良井公園整備費で、5,024万2,000円のうち3,055万6,000円を繰り越しし、財源は地方債が2,750万円、一般財源が305万6,000円です。

観光商工費、海外観光客受皿整備事業3,606万4,000円は公共Wi-Fi整備費と宿泊施設や商業施設などを対象とした無線LAN設置支援補助金で、財源は国庫補助金が1,953万円、県補助金が300万円、地方債が970万円、一般財源が383万4,000円です。

観光商工費、商工振興事業1,750万円はプレミアム商品券発行業務に係る補助金で、財源は国庫補助金が1,740万9,000円、一般財源が9万1,000円です。

土木費、道路改良起債事業は村道3101号線、通称落倉地区の水芭蕉通りの村道改良で、2,487万2,000円のうち1,603万円を繰り越しし、財源は地方債が1,170万円、一般財源が433万円です。

消防費、防災事業105万4,000円は青鬼地区の防災無線の屋外子局の移設費で、全額一

般財源であります。

教育費、中学校教育振興事業1, 114万6, 000円はICT教育整備費で、財源は国庫補助金が1, 000万円、一般財源が114万6, 000円です。

災害復旧費、現年発生林道施設災害復旧事業は林道東山線の災害復旧費で、86万円のうち32万円を繰り越しし、財源は地方債が20万円、一般財源が12万円です。

災害復旧費、現年発生農地農業用施設災害復旧事業は農地・水路などの農業用施設の補助災害復旧費で、1, 391万円のうち855万円4, 000円を繰り越しし、財源は国庫補助金が623万3, 000円、地方債が190万円、一般財源が42万1, 000円です。

災害復旧費、現年発生農地農業用施設災害復旧事業（単独）につきましては農地・水路などの農業用施設の単独災害復旧費で、2, 904万円のうち2, 414万7, 000円を繰り越しし、財源は県補助金が1, 100万円、地方債が290万円、一般財源が1, 024万7, 000円です。

災害復旧費、現年発生公共土木施設災害復旧事業は村道・橋梁の補助災害復旧費で、7億1, 669万2, 000円のうち4億5, 857万1, 000円を繰り越しし、財源は国庫補助金が3億4, 122万3, 000円、地方債が6, 770万円、一般財源が4, 964万8, 000円です。

災害復旧費、現年発生公共土木施設災害復旧事業（単独）は村道・橋梁の単独災害復旧費で、6, 436万9, 000円のうち3, 148万7, 000円を繰り越しし、財源は地方債が1, 180万円、一般財源が1, 968万7, 000円です。

災害復旧費、観光レクリエーション施設災害復旧事業149万1, 000円はスノーハープ施設の災害復旧費で、財源は地方債が140万円、一般財源が9万1, 000円です。

災害復旧費、都市公園施設災害復旧事業は大出公園の災害復旧費で、392万7, 000円のうち40万円を繰り越しし、財源は全額一般財源です。

災害復旧費、義務教育施設災害復旧事業は小中学校施設の災害復旧費で、624万3, 000円のうち336万6, 000円を繰り越しし、財源は国庫補助金が292万円、地方債が30万円、一般財源が14万6, 000円です。

災害復旧費、文化財災害復旧事業は三日市場地区の神明社などの災害復旧費で、3, 612万1, 000円のうち3, 550万2, 000円を繰り越しし、財源は全額一般財源です。

災害復旧費、体育施設災害復旧事業はウイング21の災害復旧費で、799万2, 000円のうち324万円を繰り越しし、財源は地方債が320万円、一般財源が4万円です。

説明は以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で日程第6 報告第7号は終了いたしました。

△日程第7 報告第8号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

議長(北澤禎二郎君) 日程第7 報告第8号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告に入ります。

報告を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長(酒井 洋君) 報告第8号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計繰越明許費についてご説明申し上げます。

3款の災害復旧費です。

1項公共土木施設災害復旧費、現年発生公共下水道施設災害復旧事業が2億302万円の繰り越しでございます。内訳につきましては、補助事業分が1億9,600万円です。財源の内訳でございますが、国庫補助金が1億7,757万6,000円、地方債が1,840万円、一般財源が2万4,000円です。

単独事業分につきましては702万円ございまして、財源内訳は地方債が700万円、一般財源が2万円でございます。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で日程第7 報告第8号は終了いたしました。

△日程第8 報告第9号 平成26年度白馬村水道事業会計予算繰越計算書について

議長(北澤禎二郎君) 日程第8 報告第9号 平成26年度白馬村水道事業会計予算繰越計算書についての報告に入ります。

報告を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長(酒井 洋君) 報告第9号 平成26年度白馬村水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

1款の資本的支出で、2項建設改良費の関係でございます。予算計上額2,426万円で、支払義務発生額が1,550万9,000円です。そのため、繰越額が875万1,000円となりました。財源の内訳につきましては、国庫補助金が393万8,000円、企業債が390万円、他会計からの補助金91万3,000円でございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で日程第8 報告第9号は終了いたしました。

以上をもちまして報告事項は終了いたしました。

ただいまから5分間休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時56分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 承認案件の審議に入ります。

お諮りします。

日程第9 承認第2号から日程第18 承認第11号までは承認案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することといたしたいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

日程第9 承認第2号から日程第18 承認第11号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立多数です。よって、承認第2号から承認第11号まで委員会付託を省略する件は可決されました。したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにいたしました。

△日程第9 承認第2号 白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第9 承認第2号 白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。平林税務課長。

**税務課長（平林 豊君）** 承認第2号 白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告につきましてご説明いたします。

白馬村税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により平成27年3月31日に専決処分をしたので、議会に報告し承認を求めるものであります。

今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成27年3月31日に公布されたことに伴う改正であり、白馬村税条例の一部改正と昨年6月に改正した白馬村税条例の一部を改

正する条例の2条立てとしております。

主な改正内容は、地域創生に向け地方公共団体に対する寄附金に係る寄附金税額控除の拡充、環境への負荷の少ない軽自動車を対象とした軽自動車税の税率を軽減する特例措置の創設、二輪の軽自動車等に係る軽自動車税の税率の引き上げ時期の1年延期、固定資産税の土地に係る負担調整措置の継続、たばこ税の特例税率の廃止であります。

新旧対照表をごらんください。

第2条は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う所要の措置で、第18条は項の追加、第23条は法人村民税における恒久的施設に係る規定を法人事業税と同様に書き下す形式にするもので、2ページになりますが、31条は法人村民税均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る改正に伴う所要の措置で、第33条は所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において当該剰余所得については所得税の計算の例によらないものとするものです。

第36条の2は法人番号の規定の整備、第36条の3の3は法律改正に伴う項ずれの整備、4ページになりますが、第48条、50条は法人税法の改正に伴う所要の措置で、第51条、63条の2、63条の3、71条、74条、74条の2、89条、90条、139条の3、149条、附則第10条の3、13条の4、13条の5、22条は、個人番号または法人番号等の規定の整備及び字句の修正であります。

5ページをお願いします。

第57条及び59条は、事業所内保育事業の用に供する固定資産税に係る非課税措置の創設に伴う条ずれによる改正であります。

11ページになりますが、附則4条は、法律改正に合わせて条ずれの措置及び字句の修正であります。

12ページの附則第7条の3の2は、消費税率10%の引き上げ時期の延期に伴い、個人村民税における住宅ローン減税措置の対象期間を平成31年まで延長するものであります。

附則第9条は、ことし4月1日以降に支出する地方公共団体に対する寄附金について、所得税の納税義務者が寄附金税額控除を受けようとする場合、当分の間、個人村民税に関する申告書を提出することなく寄附金税額控除の適用を受けることができる規定であります。

9条の2は、平成28年度以降の各年度分の個人村民税から控除する特例控除額について、村民税の所得割の額の100分の20に相当する金額を限度とするものであります。

附則第10条の2第5項は、都市再生特別措置法に規定する認定事業者が一定の認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について条例で定める割合を5分の3とし、同条9項は、高齢者の居住する安定確保に関する法律に規定するサービスつき高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置について条例で

定める割合を3分の2とするものであります。

16ページになりますが、附則第11条の2、12条、13条は、平成27年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る固定資産税の負担調整措置を3年延長するものであります。

附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例を3年延長するものであります。

附則第16条は、今年度中に初回車両番号指定を受けた一定の環境性能を有する3輪以上の軽自動車について、平成28年度の税率を燃費目標基準の達成度に応じ、おおむね4分の1から4分の3にするものであります。

20ページになりますが、附則第16条の2は、たばこ税の旧3級品紙巻きたばこである、わかば、エコー、ゴールデンバット、しんせい、バイオレット、ウルマに係る特例税率が平成28年3月31日で廃止されることにより削除しますが、経過措置として平成31年3月31日まで附則第5条第2項各号に定める税率が適用されます。

22ページになりますが、平成26年度改正附則第1条及び3条は、平成27年度分以降の軽自動車税について適用することとされていた原動機自転車及び二輪車及び小型特殊自動車に係る税率について、適用開始時期が1年延長されたことに伴う措置であります。

第5条は、軽自動車税のグリーン化特例が附則第16条に新設されたことに伴う措置であります。

施行期日は、附則第1条のとおり、条例により異なっておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第2号 白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、承認第2号は報告のとおり承認されました。

△日程第10 承認第3号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第10 承認第3号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。平林税務課長。

**税務課長（平林 豊君）** 承認第3号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明いたします。

白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により平成27年3月31日に専決処分をしたので、議会に報告し承認を求めます。

この条例は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画区域のうち市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者に都市計画税を課する条例であります。白馬村は未線引き区域のため、都市計画税を課していませんが、法律改正に伴い条例を改正したものであります。

新旧対照表をごらんください。

第2条は、児童福祉法の規定により、市町村の認可を得た者が家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に供する家屋、償却資産及び社会福祉法人等が直接生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する固定資産について2分の1とする特例措置の条項の追加に伴う改正であります。

附則第2項は、都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置の割合を5分の3と定めるものであります。

3項は項ずれに伴う改正、4項から9項は土地に係る負担調整措置を3年延長するものであります。

10項から13項は、附則、法律の改正に合わせて項ずれに伴う改正であります。

説明は以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第3号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、承認第3号は報告のとおり承認されました。

△日程第11 承認第4号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告  
について

議長（北澤禎二郎君） 日程第11 承認第4号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 承認第4号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたために、地方自治法第171条第1項の規定による専決処分を本年3月31日付で行ったものでありまして、同条第3項の規定により、本議会において報告をし承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明をさせていただきますので、3枚おめくりいただきたいと思っております。

今回の改正の主なポイントは、被保険者間の保険税負担の公平性の確保と中・低所得者層の負担軽減を図ることを目的としたものでございます。

まず、第2条の改正につきましては、課税限度額の引き上げです。第2項は基礎課税分の限度額を51万円から52万円に、第3項では後期高齢者支援分の限度額を16万円から17万円に、第4項では介護納付分を14万円から16万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

その下、第23条につきましては、国保税の減額をうたった条文でございますけれども、このうちの第1項の改正につきましては、ただいま申しました第2条の限度額の改正に連動したものでございます。

少し飛びまして、2ページ、下から6行目の第2号の条文でございます。こちらの条文につきましては5割軽減の対象範囲をうたったものでございますけれども、その対象の根拠となる所得算定単価が世帯所属者1人当たり24万5,000円から26万円に引き上げられました。

次の3ページ、下から9行目、第3号につきましては、同じく2割軽減の対象をうたったものでございまして、取得算定単価を45万円から47万円に引き上げをいたしました。

以上が本年度の税制改正に伴う改正部分でございます。

ページ戻りまして、2ページの冒頭、第23条第1項第1号の（ア）から（オ）の改正規定、その下2ページから3ページにかけて第2号の（ア）から（オ）の改正規定、さらに3ページから4ページにかけて、第3号の（ア）から（オ）の改正規定がございますけれども、これは平成26年3月に税率改正を行った際、均等割額及び平等割額の改定に連動して直されるべき分、具体的に申しますと各軽減額でございますけれども、そちらの改正の遺漏を発見したことから、今

回あわせて改正を行ったものでございます。

4ページに入りまして、附則の第1条でございますけれども、この条例の施行日につきましては平成27年4月1日となっておりますけれども、ただし書き以下の部分につきましては、ただいまご説明いたしました遺漏箇所の改正について平成26年4月1日に遡及して適用するものでございますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。第1番加藤亮輔議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 1番加藤亮輔。

今の国民健康保険、国保税の改正のことですけれども、4月から施行するという事で年度末の3月31日に専決したと思われましてけれども、3月議会があった、それから3月30日に臨時議会が開かれた、そういう中でなぜ専決をして決めたかと。なぜ3月議会に出せなかったというところをちょっとお聞きしたいのと、それから、もう一つは、今いろいろ改正について村民に対する負担の増減、減額されることももちろんわかりますし、増額されるところもあると。それで全体的に白馬村民全体を見た場合に増減されるのはどれぐらいで減額されるのはどれぐらいと、その辺のシミュレーションはやったんだったら、ちょっとその結果を教えてほしい、その2点をお願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** ただいまの加藤議員のご質問でございますけれども、まず、今回の改正に伴う村民負担への影響という部分からちょっとお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、平成26年度のいわゆる国保税の限度額超過課税世帯といえますのは111世帯ございましたので、所得割、資産割の水準が変わらないという仮定をしますれば、この111世帯が今回の限度額の改正の影響を受けるということになります。これを国保税額の影響額で申しますと、約150万円の増ということになります。

それから、国保税の軽減対象範囲の拡大につきましては、今回5割軽減と2割軽減をあわせて改正しているわけでございますけれども、この2つの軽減措置を昨年度と本年度の当初調定の段階で比較をしてみますと、平等割の軽減対象は476世帯ということで、前年に比べますと65世帯ふえております。それから、均等割の軽減対象となります被保険者数で申しますと1,010名ということで、前年比139名の増となっております。調定額のベースで申し上げますと約250万円の減額ということになっております。

毎年所得水準も変わってまいりますので、単純な横並びの比較はできませんけれども、今申し上げた数字からも、今回の改正につきましては、被保険者間の保険税負担の公平性の確保という部分と、中・低所得者層の負担軽減を図るという部分を目的としたものであるということをご理

解いただけるのではないかというふうに思います。

なお、なぜ3月議会に提案をしなかったかというご質問につきましては、先ほどの説明でも少し触れさせていただきましたが、本年度の税制改正に伴う地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布をされました。今回の条例はここに連動して改正する必要があったために、やむなく同日付で専決処分をさせていただいたものでございまして、本議会で専決処分報告をさせていただいております村税関係の条例改正と同じ考え方でございますので、ご理解をお願いできればというふうに思っております。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質疑ありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 国のほうから要は3月31日に公布があつて、すぐに4月1日から実施するというので来たから3月議会に提案できなかったという、要は国は3月31日にやって4月1日やれよと、どだい無理なことをしているということ、そういう理解でいいんですか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** どだい無理なことと申しますが、国のレベルでは法律あるいは政令の改正等を事前に、いわゆる税制改正という全体の枠組みの中で協議をしてくださっていて、それが法律として公布をされたのが3月31日ですので、逆の言い方をしますと、それ以降に条例改正をしないといけないわけでありまして、必然的に3月31日になってしまうということでございますので。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員ありますか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 今回はちょっとこんな形で質疑するのは初めてなんですけれども、特に今回、専決処分というのが10本ぐらいあるんですけれども、この全部それが地方自治法第179条の1項に沿ってやられておると。179条の1項に沿った形で10本出されて、委員会審議もなしにこういう形で村長権限で専決したということは、179条1項をちょっと読み解くと、議会が成立しないとか、113条ただし書きの議会が開くことができないとか、緊急を要するとか、それから議会が議決をしないときにやると、4つのことが書かれているんだけど、ちょっとこれとは全てが当てはまるというところではないような気がするんですけども、今後こういう形で、今おっしゃられた日時的な問題とか、専決をふやすというか、こういう形で議会審議をなくしていくという形を村長としては仕方ないというお考えなんですか。その辺どういう感じで、教えていただければ、お願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。村長。

**村長（下川正剛君）** 今、加藤議員が言われた専決処分についての質問でございますけれども、確かにできるだけ臨時議会等を開いて専決はなるべく少なくするということは、私も常々そういった考えでいるわけでございますけれども、今回の関係につきましては、特に国のほうの条例が改

正されたというようなこと、そしてまた、これから後ほど出てきますけれども災害の関係のことがございましたので、そういった形の中で、前回も全員協議会を招集する中で皆様方にそういった説明をしているところであります。そんなことで緊急を要するという形で専決をしたところでございますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

なお、先ほど言ったように、なるべく私も専決はするべきではないというふうに考えておりますので、今後また緊急性のものについてはしようがないにいたしましても、そういった取り組みはしていくつもりでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第4号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、承認第4号は報告のとおり承認されました。

△日程第12 承認第5号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第12 承認第5号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 承認第5号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告につきましてご説明を申し上げます。

国民健康保険法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されたことに伴い、緊急に白馬村国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたために、地方自治法第171条第1項の規定による専決処分を本年3月31日付で行ったものでありまして、同条第3項の規定により本議会において報告をし承認を求めるものでございます。

3枚おめくりをいただきまして、新旧対照表をお願いいたします。

国民健康保険法の改正に伴いまして、条例の引用先が第72条の4から第72条の5に繰り下がったことから、今回所要の改正を行ったものでございます。施行日は平成27年4月1日とし

ておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第5号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、承認第5号は報告のとおり承認されました。

### △日程第13 承認第6号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第13号）の専決処分報告について

**第1番（加藤亮輔君）** 日程第13 承認第6号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第13号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 承認第6号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第13号）の専決処分報告についてご説明をいたします。

平成26年度白馬村一般会計補正予算（第13号）について、地方自治法第179条第1項の規定により平成27年3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,257万円を減額し、歳入歳出予算の総額を65億5,572万4,000円とするものであります。

この補正予算は、事業費の確定により不用額について計数整理をしたものであり、主なものについてご説明をいたします。

11ページの歳入明細をごらんください。1款2項1目固定資産税、現年課税分5,755万9,000円を増額、12ページ、2款1項1目自動車重量譲与税352万8,000円と、2項1目地方揮発油譲与税113万8,000円を減額、13ページ、4款1項1目配当割交付金335万1,000円と、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金287万3,000円を増額し、6款1項1目地方消費税交付金3,660万5,000円を減額しました。地方消費税交付

金の減額は、消費の低迷や10%への引き上げが延期された影響による駆け込み需要の減少、民間企業の決算時期のずれなどにより、予想よりも減額になったというものであります。

次、16ページ、13款国庫支出金関係では、1項負担金を10万5,000円減額、2項補助金を4,516万8,000円増額、3項委託金を28万4,000円減額しました。補助金の増額は、4目土木費国庫補助金として、平成26年度は大雪に見舞われ除雪費が大きく伸びたことから、国ではその状況を鑑み全国的に臨時道路除雪事業補助金が交付され、当村においても4,850万円が交付をされました。

18ページ、14款県支出金関係では、1項負担金を919万3,000円増額、2項補助金を2,248万円減額、20ページ、3項委託金を104万5,000円増額いたしました。

21ページ、16款寄附金では、ふるさと白馬村を応援する寄附金は9,979万2,000円、災害見舞金は904万6,000円のご寄附をいただいたものであります。

17款1項1目財政調整基金の繰り入れは、先ほど説明をいたしました固定資産税の増額や除雪事業の補助金、災害救助支弁金の収入や歳出の減額などにより1億8,507万4,000円を減額し、最終的な繰り入れは3億42万1,000円となりました。

23ページから24ページの村債は、2,860万円を減額いたしました。

次に、25ページからの歳出になりますが、2款1項1目一般管理事業の減額は、職員などの手当や共済組合の負担金などが主なものであります。

26ページ、2目財産管理事業の業務委託料は、庁舎と多目的研修集会施設の耐震化に合わせ庁舎の改修など単独事業分として設計委託料を計上しておりましたが、災害対応などにより単独分を翌年度以降へ延期したことによる減額であります。

27ページ、6目第5次総合計画策定業務委託料の減額は、委託業務料の減によるものであります。

白馬高校支援事業は、地方財政法の規定により、長野県所有の高校施設には直接村の費用で改修することができないことにより、公営塾を主としたICT教育へ変更するため科目変更を行いました。

少し飛びまして38ページ、3款2項2目子育て支援事業の児童手当の減額は支給対象児童数の減によるものです。

40ページ、4款1項1目環境衛生事業の水道事業会計補助金の減額は、災害復旧事業費の減額によるものです。また、水道事業会計繰出金の増額は、嘱託職員や臨時職員の災害対応による時間外勤務手当などの増によるものであります。

45ページ、5款2項1目森林整備事業の間伐等促進事業補助金の減額は、大北森林組合への補助金の減によるものであります。

47ページ、6款1項2目山岳観光施設維持補修事業の設計調査業務委託料の減額は、当初実

施設までの委託料を計上しておりましたが、調査した結果、詳細な再調査が必要であるということが判明したため設計費用を減にするものであります。

49ページ、7款2項2目除雪事業の除雪委託料の増額は、補正予算（第9号）で増額をお認めいただいたところですが、予想以上の大雪により除雪費用が伸びたことによるものであります。

50ページ、4項3目公共下水道特別会計繰出金の減額は、長寿命化計画による事業費等の減によるものであります。

52ページ、8款1項5目住宅修繕工事補助金は、13件の申請がありましたが、冬期間であることや民間業者が他の災害復旧工事などに追われ修繕工事ができなかったことにより、2,477万3,000円の減額となりました。このような状況などを踏まえ申請期間を延長し、平成27年度の当初予算において、この補助金につきましてはお認めをいただいているといったところであります。

飛んで、57ページ、10款2項1目現年発生公共土木施設災害復旧事業の実施設計委託料は、後ほど第3表繰越明許費の補正でも説明をさせていただきますが、災害復旧事業債の対象となることが判明いたしましたので、単独事業から補助事業への組みかえをしております。

58ページ、4項1目義務教育施設災害復旧事業の修繕費の増額は、災害による南小学校の水道漏水の修繕工事の増によるものです。

11款1項2目公債費利子の減額は、平成25年度事業債が低利子で借入れをできたといったことのためであります。

59ページ、12款1項3目ふるさと白馬村を応援する寄附金は、補正予算（第7号）後の積立金となります。スポーツ振興事業で2,135万4,000円、環境保全事業で6,693万5,000円、国際交流事業で877万4,000円、地域教育力向上事業で272万9,000円のご寄附をいただき、基金利息を含め9,979万4,000円を積み立ていたしました。

なお、ふるさと白馬村を応援する寄附金の総額は5,704件、1億5,087万3,000円のご寄附をいただき、基金への積み立てというものを行っております。

お戻りいただき、7ページをごらんください。

第2表継続費の補正につきましては、観光地経営計画策定業務の事業費の確定による減額であります。

第3表の繰越明許費の補正につきましては、現年発生農地農業用施設災害復旧事業（単独）の調査設計委託と文化財災害復旧事業の修繕費は、当初事業の進捗状況から繰り越しを予定しておりましたが、年度内に終了したことを受け繰越明許費を減額いたしました。

また、現年発生公共土木施設災害復旧事業（単独）の設計委託が補助災害復旧事業債の対象となったため、先ほど申しあげましたとおり、補助事業への組みかえを行ったということござい

ます。

8ページ、第4表地方債の補正は事業債の確定によるもので、限度額の変更はそれぞれごらんのとおりでございます。

説明は以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。第8番太田修議員。

**第8番（太田 修君）** 補正予算書の11ページになります。歳入明細の1款2項1目の固定資産税の関係でございますが、1款といたしまして現年課税分及び2節の滞納繰越分にかかわります徴収の方針等についてお伺いをしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。平林税務課長。

**税務課長（平林 豊君）** 平成27年の滞納整理基本方針でありますけれども、今までは一応徴収方針として取り組んでおりました。27年につきましては滞納整理基本方針を定めまして、村税の確実な徴収と厳正・公平な滞納整理の実現に向け現在取り組んでいるところであります。また本定例会の委員会等でご説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質疑はありませんか。太田修議員。

**第8番（太田 修君）** この前ちょっと質問したときはこんなことをお伺いしたんですけれども、一応現年度課税分については自主納税だと、そしてまた滞納繰越分については徴収員による徴収方法で充実をしていきたいと、このように聞いたわけでございますけれども、一応今の答弁とはちょっと異なりますけれども、現年度の5,750万円というのは当初予算に想定できない数字だったと思うんですがその内容、それからあと滞納繰越分の3,460万は一応当初計画したものが集まらなかったという内容だと思いますが、その主な要因についてお伺いをしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。平林税務課長。

**税務課長（平林 豊君）** 現年分につきましては、当初調定見込み額に88%を掛けて予算を計上しました。結果的に3月31日で94.4%の実績ということで、その分5,700万ほど増加しております。

滞繰分につきましては、当初予算で約14%の徴収率を掛けて積算をしてあります。これも3月31日の結果であります。滞納繰越分については一応88%の実績ということで、3,400万ほど減になっております。

要因でありますけれども、これにつきましては、これから一応検証し27年度の徴収に向け取り組んでいきたいと思っておりますので、現在のところ徴収、その要因でありますけれども、はっきりは申し上げられません。ただ、26年の神城の地震による影響もあろうかと思ひますし、また、人事異動による税務経験者が1年未満の職員が多くなったということも要因に挙げられる

かなという今考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質疑はありませんか。太田修議員。

**第8番（太田 修君）** 今内容がよくわかったんですけれども、一応、予算額とその現金の要求の中では、相殺しちゃうとやはり2, 280万くらいの金額になるわけなんですけれども、実際予算書との誤差を見ると9, 200万円近く出てくるわけなんですよね。一応、役場の勘定関係は予算主義で行っていると思うんですが、この辺についてちょっとご説明をいただきたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。平林税務課長。

**税務課長（平林 豊君）** 予算につきましては、実際に見込みしか立ちません。その見込みに対して積算をして金額を出すわけでありまして。早目に見込みをする中で、ある程度確定した予算が立てばいいわけでありまして、また専決に持っていかなくても3月補正予算で、なからの金額は多分可能だと思いますので、できる限りは補正予算のほうへ持っていきたいとは思いますが、平成26年度につきましては3月31日の実績により専決をしたという結果でありますのでよろしく申し上げます。

**議長（北澤禎二郎君）** それでは、ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** では、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第6号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第13号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、承認第6号は報告のとおり承認されました。

**△日程第14 承認第7号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告について**

**議長（北澤禎二郎君）** 続きまして、日程第14 承認第7号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 承認第7号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告につきましてご説明をいたします。

この補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により平成27年3月

31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により本議会において報告をし承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

本補正予算につきましては、歳入歳出をそれぞれ3,263万6,000円減額し、予算総額を12億3,992万2,000円とするものでございまして、国保税、国庫支出金、保険給付費などの歳入歳出額が確定したことにより計数整理を行ったものでございます。

続きまして、7ページの歳入明細をごらんください。

1款1項国民健康保険税につきましては、一般分、退職分を合わせまして1,261万4,000円の減額でございます。これは徴収実績を反映したものでございます。

その下、2款の国庫支出金関係でございます。1項国庫負担金は57万6,000円の減、次のページに入りまして、2項国庫補助金は508万5,000円の増となっております、いずれも国からの交付額が確定したことによるものでございます。

その下、3款療養給付費等交付金、4款前期高齢者交付金、5款共同事業交付金、こちらも同様に交付額が確定したことに伴って、いずれも減額計上をさせていただきました。

9ページ中段の7款1項一般会計繰入金につきましては、歳出の減に合わせて304万5,000円を減額するものでございます。

その下、7款2項の基金繰入金は4,200万円を減額しておりまして、本年度も基金を取り崩さずに締めを行うものでございます。

10ページ、8款繰越金は実績額に合わせて3,475万7,000円の増額です。

少し飛びまして、11ページの10款県支出金2項県補助金につきましては、調整交付金が見込みより伸びたことにより393万8,000円の増額となっております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

歳出明細でございます。

1款1項1目一般管理費は、一般会計繰入金の減額に伴う財源の振りかえでございます。

13ページから14ページにかけて、2款保険給付費1項療養諸費であります。一般療養給付、退職療養給付、一般療養費を合わせまして1,789万8,000円の減額となっております。いずれも給付の実績に合わせたものでございます。

15ページ上段の2款2項高額療養費は退職分で360万円の減額、4項の出産育児諸費は252万2,000円の減額となっております。

16ページの中段、7款共同事業拠出金につきましては、1項の高額医療費の拠出分として115万2,000円、その下、2項の保険財政共同安定化事業拠出金は192万8,000円ということで、いずれも実績に合わせて減額となっております。

17ページの中段、8款1項の特定健康診査等事業費につきましては、健診委託料269万円

が減額となっております。

18ページの10款諸支出金、11款予備費につきましては、それぞれ実績に合わせて減額補正といたしました。

以上で説明を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第7号 平成26年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、承認第7号は報告のとおり承認されました。

**△日程第15 承認第8号 平成26年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告について**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第15 承認第8号 平成26年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。矢口住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 承認第8号 平成26年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告につきましてご説明をいたします。

この補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により平成27年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により本議会において報告をし承認を求めるものでございます。

1枚おめくりください。

本補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ455万8,000円を減額し、予算総額を7,054万2,000円とするものでございまして、歳入歳出額が確定したことにより計数整理を行ったものでございます。

5ページの歳入明細をお願いいたします。

1款1項後期高齢者保険料につきましては、実績にあわせて439万8,000円の減額でございます。

一番下の3款1項繰入金につきましては、一般会計繰入金が15万1,000円の減、保険基盤安定繰入金は24万円の増、合わせまして8万9,000円の増額となっております。

次のページに入りまして、4款繰越金は実績に合わせまして5万3,000円の減額、5款諸収入は延滞金、還付金等を見込んだもののうち、15万9,000円を減額するものでございます。

続いて、7ページ、歳出でございますけれども、1款総務費1項総務管理費では保険料徴収に係る経費を15万円減額、その下、2款分担金及び負担金は県後期高齢者医療広域連合への負担金412万2,000円を減額するものでございます。

3款諸支出金は、実績に合わせて過年度還付金14万9,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第8号 平成26年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、承認第8号は報告のとおり承認されました。

**△日程第16 承認第9号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分報告について**

**村長（下川正剛君）** 日程第16 承認第9号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。酒井上下水道課長。

**上下水道課長（酒井 洋君）** 承認第9号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分報告についてご説明申し上げます。

この補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日、別紙のとおり専決処分をしたので、同条3項の規定により報告し承認を求めるところでございます。

それでは、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ221万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,906万2,000円といたします。これは、予算固めました最終予算でございます。

5ページ、歳入明細のほうをごらんください。

分担金及び負担金の関係でございますけれども、下水道加入分担金滞納分70万減額となっておりますが、これは21年度に、加入分担金等を賦課し納めてきていただいたもので、特に25年度分の未納分でございますが、26年度3月までに徴収できなかったものでございます。この対象者からは納付誓約書を得ておりまして、引き続き徴収のほうに当たってまいりますものでございます。

下水道区域外流入分担金のところでございますけれども、区域外流入分担金8件ございまして、八方口、新田、切久保、飯森、森上、三日市場はそれぞれ各1件、それから和田野が2件の都合8件ございました。特に和田野の案件につきましては、不動産会社の分譲等におきまして大口でございまして、最終的にこのような金額になったというものでございます。

使用料及び手数料の関係でございますけれども、100万円の増額、過年分の使用料でございます。

国庫支出金の関係でございますが、災害復旧の負担金、測量調査の部分が国庫補助事業として認められまして、それにより配分された額177万4,000円の増額でございます。

繰入金の関係につきましては、事業完了精査した関係で一般会計の繰入金1,100万円の減額でございます。

7ページの歳出明細をごらんください。

主なものでございますが、総務費の関係でございまして、一般管理費128万4,000円の減額、施設管理費78万3,000円の減額、それから次のページでございますが、下水道建設費15万1,000円の減額でございまして、それぞれ事業確定に伴う減額等々でございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第9号 平成26年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、承認第9号は報告のとおり承認されました。

△日程第17 承認第10号 平成26年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第17 承認第10号 平成26年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 承認第10号 平成26年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてご説明申し上げます。

この補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

この専決処分報告についてご説明申し上げます。

補正後の歳入歳出予算の総額は、1表の歳入歳出予算補正によることといたします。これは予算を固めました最終予算でございまして、内訳でございしますが、6ページのほうをごらんください。

歳入明細のところでございますけれども、村債でございますが、工事の事業確定に伴い、災害復旧事業債が10万円の増額となりました。また、それに伴い一般会計からの繰入金も10万円の減額となるというものでございます。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第10号 平成26年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、承認第10号は報告のとおり承認されました。

△日程第18 承認第11号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第7号）の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第18 承認第11号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第7号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 承認第11号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第7号）の専決処分報告についてご説明申し上げます。

この補正予算につきましても、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日、別紙のとおり専決処分したので、同条3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

これも予算を固めました最終予算実施計画でございます。

最終のページをごらんください。

予算3条に定めました収益的収入及び支出の関係でございますけれども、収入では水道事業収益が2,380万3,000円の減額となります。内訳でございますが、給水収益、水道使用料でございますが2,244万円の減額でございます。特別利益の関係でございますが、災害復旧の補助金の関係、事業確定いたしまして2万円の減額、一般会計からの補助金でございますが134万3,000円の減となっているものでございます。

その裏で2ページでございますが、支出の関係でございます。水道事業費用の特別損失の関係でございますけれども、災害による特別損失135万9,000円を減額させてもらうものでございます。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第11号 平成26年度白馬村水道事業会計補正予算（第7号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、承認第11号は報告のとおり承認されました。

次に、議案の審議に入ります。

お諮りします。

日程第19 議案第37号から日程第21 議案第39号までは、災害復旧関連の工事請負契約であり、施行に急を要するため、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することといたしたいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

日程第19 議案第37号から日程第21 議案第39号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第37号から議案第39号まで、委員会付託を省略する件は可決されました。

したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにいたしました。

#### △日程第19 議案第37号 工事請負契約の締結について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第19 議案第37号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸建設課長。

**建設課長（山岸茂幸君）** 議案第37号 工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

契約の目的、平成26年度26災公共土木施設災害復旧工事（村道3143号線他 通他1）。

契約金額ですが、6,210万円。

契約の相手方、白馬村大字北城13458番地、有限会社吉田建設、代表取締役吉田正でございます。

本件は、平成26年度から繰り越した予算で執行いたします、神城断層地震で被災しました村道の災害復旧工事に係る工事の請負契約議案でございます。

村内に本社を持ち、土木の経営事項審査点数900点以上の者で、本村に指名願を提出している6社を指名し、5月21日に入札を行いました。

入札は、株式会社大糸、姫川建設株式会社、株式会社宮尾建設、株式会社白馬三津野、株式会社落田、有限会社吉田建設の6社により実施しましたところ、有限会社吉田建設がごらんの金額で落札したものでございます。

以上で説明を終わります。

**村長（下川正剛君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第37号 工事請負契約の締結についてを原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

△日程第20 議案第38号 工事請負契約の締結について

村長(下川正剛君) 日程第20 議案第38号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸建設課長。

建設課長(山岸茂幸君) 議案第38号 工事請負契約の締結につきましてご説明をいたします。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、平成27年度26災公共土木施設災害復旧工事(村道0206号線他 菅1他4)。

契約金額ですが、1億6,470万円。

契約の相手方、白馬村大字北城12816番地5、株式会社落田、代表取締役塩島正でございます。

本件も、神城断層地震で被災しました村道復旧の工事請負契約の議案でございます。予算につきましては27年度予算で執行するものであります。

村内に本社を持ち、特定建設業の許可を有し、トビ・土工の経営事項審査点数を有する社で本村に指名願を提出している5社を指名し、5月21日に入札を行いました。入札は、株式会社大糸、姫川建設株式会社、株式会社宮尾建設、株式会社白馬三津野、株式会社落田の5社により実施しましたところ、株式会社落田がごらんの金額で落札したものであります。

以上で説明を終わります。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第38号 工事請負契約の締結についてを原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

#### △日程第21 議案第39号 工事請負契約の締結について

議長（北澤禎二郎君） 日程第21 議案第39号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸建設課長。

建設課長（山岸茂幸君） 議案第39号 工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の目的、平成27年度26災公共土木施設災害復旧工事（村道0207号線他 野平1他6）。

契約の金額であります。2億1,114万円。

契約の相手方、白馬村大字北城12816番地5、株式会社落田、代表取締役塩島正でございます。

本件につきましても、神城断層地震で被災しました村道の災害復旧にかかわる工事の請負契約議案であります。予算につきましては、27年度予算で執行するものであります。

本村に本社を有し、特定建設業の許可を有し、トビ・土工の経営事項審査点数を有する社で本村に指名願を提出している5社を指名し、5月21日に入札を行いました。入札に参加しました業者につきましては、議案第38号と同様でございます。結果、株式会社落田がごらの金額で落札をしたものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第39号 工事請負契約の締結についてを原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

#### △日程第22 議案第40号 財産の取得について

議長(北澤禎二郎君) 日程第22 議案第40号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長(松澤忠明君) 議案第40号 財産の取得についてご説明申し上げます。

財産の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、ウインチ搭載型圧雪車1台(ジャンプ台配備)とトラックセッター搭載型圧雪車1台(スノーハーブ配備)でございます。

取得金額は8,812万8,000円。

契約の相手方は、長野市の日本ケーブル株式会社長野支店でございます。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第23 議案第41号 介護保険に関する事務の事務受託の変更について

議長(北澤禎二郎君) 日程第23 議案第41号 介護保険に関する事務の事務受託の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長(太田洋一君) 議案第41号 介護保険に関する事務の事務受託の変更についてご説明申し上げます。

これは北アルプス広域連合からの介護保険に関する事務の事務受託の変更について、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表をごらんください。

委託事務の範囲につきましては、第1条で規定しておりますが、第1項第6号中、地域支援事

業に関する事務の「全部」を「一部」に変更するものでございます。地域支援事業については、従前、市町村に全委託をし、各市町村で事業を実施しておりましたが、在宅医療・介護の連携といった業務につきましては、広域連合において統一的に取り組むことが望ましいことから改正するものでございます。

第7号は、事業者の指導・助言に関する事務の一部を新たに追加するもので、事業者の指導・助言については、従前より広域連合で実施してきているところではありますが、市町村事務として、介護保険法の改正に伴い地域密着型通所介護事業所に開催が義務づけられる運営推進会議へ市町村が出席することが想定されること、また、特別養護老人ホームの入所が原則要介護度3以上の方とされましたが、やむを得ない事情により入所の必要性がある場合は、入所の判定に用いる入所希望者の調査資料の作成を市町村が行うこととなるためです。第7号として1号追加しましたので、改正前の第7号を第8号とするものです。

第3条の経費の負担ですが、第6号の地域支援事業については、従前は広域連合から委託費で市町村が事務の全部を実施し、そのほかの委託事務に関する事務につきましては、管理と執行に関する経費を市町村が負担する形でありましたが、変更後は、地域支援事業においてのみ広域連合が統一的に取り組むことが望ましい事業の経費と市町村が実施する事業の経費を区分するもので、そのほかの委託事務については従前のおりでございます。

説明は以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第24 議案第42号 白馬村議会の議決すべき事件に関する条例の制定について

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第24 議案第42号 白馬村議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第42号 白馬村議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

おめくりいただき、第1条は趣旨で、この条例は地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を定めるものであり、第2条では、議会の議決すべき事件として、「村が総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止とする」を規定しております。

これは、平成23年に地方自治法の一部改正に伴い基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかにつきましては村の独自の判断となりましたが、本村の総合計

画の基本構想につきましては、議会の議決事件として位置づけるというものでございます。

この条例につきましては、公布の日から施行するというものであります。

説明は以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第25 議案第43号 白馬村休日保育及び一時保育の実施に関する条例の制定について**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第25 議案第43号 白馬村休日保育及び一時保育の実施に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田健康福祉課長。

**健康福祉課長（太田洋一君）** 議案第43号 白馬村休日保育及び一時保育の実施に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

1枚おめくりをください。

休日保育及び一時保育につきましては、白馬村特別保育事業実施要綱により実施しているところでございますが、条例として整備するものでございます。

休日保育、一時保育とも、これまでの実施内容に変更はございません。第2条では、休日保育の実施について、第3条では一時保育の実施について、第4条で利用料の徴収について定めるもので、施行期日は平成27年7月1日からとするものです。

説明は以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第26 議案第44号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例について**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第26 議案第44号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第44号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、最終ページの新旧対照表をごらんください。

第2条第1項のふるさと白馬村を応援する条例の規定に基づき、白馬村に対して寄附を行う者

の意向を反映する事業に、第5号として、地域高校としての白馬高校の魅力化・国際化と存続に関する事業を加えるものであります。

改め文に戻っていただきまして、一部改正の施行日につきましては公布の日から施行するというものでございます。

説明は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第27 議案第45号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第1号）**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第27 議案第45号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 議案第45号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,034万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を70億4,234万6,000円とするものであります。

7ページ、歳入明細をごらんください。

9款1項1目特別交付税500万円の増額は、白馬高校支援事業のうち、特別交付税の対象となる地域おこし隊事業を活用するため、その経費分を増額するものです。

13款1項3目国庫支出金の災害費国庫負担金2億2,338万7,000円の増額は、公共土木施設災害復旧負担金の増です。

8ページ、14款2項1目県支出金の県補助金、地域発元気づくり事業補助金293万1,000円の増額は、白馬高校支援事業の全国募集PR番組制作費、親海湿原遊歩道改修事業などの事業採択によるものです。

10ページ、20款1項4目観光債の減は、親海湿原遊歩道改修事業が地域発元気づくり事業補助金の採択されたことによる財源の組み替えによる減額、8目公共土木施設災害復旧事業債は、新たに村道等で被災箇所が発覚したことによる増額であります。

以上が特定財源でございまして、9ページに戻りますが、一般財源といたしまして、17款1項1目財政調整基金繰入金を9,000万円、18款繰越金を1,624万7,000円計上しております。

11ページからの歳出明細をごらんください。

全般的に一般職給料、職員手当、共済組合の負担金、臨時職員の賃金、振興公社補助金は、

4月の人事異動に伴う人件費の組み替えによる増減でございます。

12ページ、2款1項6目ふるさと納税事業2,280万8,000円の増額は、寄附金のお礼の品代やクレジット決済等の手数料の増額によるものであります。

白馬高校支援事業1,103万3,000円の増額は、県補助金の地域発元気づくり事業補助金や特別交付税措置のある地域おこし隊事業を活用し、公営塾の運営や全国募集に係る費用などの増額になります。

8日電算事業582万1,000円の増額は、本年10月から交付されます社会保障・税番号に係る費用などの増額であります。

14ページ、7項2目白馬ジャンプ競技場維持管理事業535万7,000円の増額は、県委託金を活用し、リフトのオーバーホール等の修繕費の増額によるものであります。

15ページ、3款5項1目災害救助経費374万6,000円の増額は、被災地地盤調査の委託料や災害見舞金の増額によるものです。

17ページ、5款1項3目農業振興事業773万8,000円の増額は、雪害による神城多目的集会施設の屋根の修繕工事で、財源は全額保険対応としております。

4目農業基盤整備促進事業400万円の増額は、落倉農業用水路事業の測量設計に伴う経費の増額です。

18ページ、6款1項2目山岳観光施設維持補修事業の増額は、県補助金の内示を受け、登山道整備の委託料485万円の増額によるものです。

19ページ、3目21観光戦略事業の増額は、北アルプス3市村観光連絡会負担金150万円、北アルプス山麓フェスティバル実行委員会負担金50万円です。

20ページ、7款2項2目村道維持補修事業430万円の増額は、村道の舗装補修工事等による増額によるものであります。

3目村道改良国庫補助事業1,990万円の減額は、国庫補助金の減額に伴い事業費を減額したものです。

21ページ、5項1目村営住宅管理事業156万6,000円の増額は、村営住宅の耐震診断委託料の増額によるものです。

23ページ、9款4項4目文化財保護事業の増額は、雪害により歴史民俗資料館と復元民家の修繕に100万6,000円、村指定文化財である新田観音原石像の復旧補助に50万円を計上しました。なお、雪害による修繕は全額保険対応としております。

24ページ、10款1項1目過年発生農地農業用施設災害復旧事業（単独）45万円の増額は、水田水漏れ防止剤の散布費用の増額によるものです。

過年発生農地農業用施設災害復旧事業（補助）660万8,000円の増額は、仮復旧のポンプの借上料や電気代、消耗品等の増額になります。

2項1目過年発生公共土木施設災害復旧事業（単独）5,958万4,000円の増額は、新たに村道の被災箇所の発覚などによるものでの増額であります。

過年発生公共土木施設災害復旧事業（補助）2億2,266万1,000円の増額は、今年度発注する事業量の確定による増額になります。

お戻りいただき、4ページ第2表地方債と債務負担行為補正をごらんください。

債務負担行為の追加であります。親海湿原遊歩道改修のために長野県観光施設事業として借入れた債務に対する元利償還金であります。期間は平成28年度から平成36年度までで、限度額は元金2,930万円に対する9年間償還の元利償還金であります。

地方債の変更であります。第3表地方債補正のとおり、それぞれの事業について変更しております。

説明は以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**△日程第28 議案第46号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）**

**議長（北澤禎二郎君）** 日程第28 議案第46号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

**上下水道課長（酒井 洋君）** 議案第46号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるということで、第1条、歳入歳出予算の総額それぞれ32万1,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,205万7,000円とするものでございます。

これは、総務費一般管理費のうち、人事異動に伴う人件費の変更に伴うものでございます。

歳入の内訳は5ページの明細のとおりでございます。一般会計からの繰入金でございます。

歳出の明細につきましては、6ページの明細のとおりというものでございます。

説明は以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第40号から議案第46号までは、お手元に配付しました平成27年第2回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 異議なしと認めます。よって、議案第40号から議案第46号までは、お手元に配付いたしました平成27年第2回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで本定例会第1日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

あした6月10日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(北澤禎二郎君)** 異議なしと認めます。よって、明日6月10日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもって、本日は散会といたします。大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 0時36分

平成27年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成27年6月10日（水）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

## 平成27年第2回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成27年6月10日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

### 3. 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	横田孝穂
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	篠崎久美子
第6番	太田伸子	第12番	北澤禎二郎

### 4. 欠席議員

第7番 横田孝穂

### 5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	太田文敏
教 育 長	横川宗幸	総 務 課 長	吉田久夫
税 務 課 長	平林豊	観 光 課 長	篠崎孔一
教育課長兼スポーツ課長	松澤忠明	会計管理者・室長	窪田高枝
上下水道課長	酒井洋	農 政 課 長	横山秋一
健康福祉課長	太田洋一	建 設 課 長	山岸茂幸
住 民 課 長	矢口俊樹	総務課長補佐兼総務係長	田中克俊
総務課長補佐兼地域高校対策係長	松澤孝行		

### 6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 横川辰彦

### 7. 本日の日程

1) 一般質問

## 1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。横田孝穂議員が病気治療のため欠席しておりますので、報告いたします。

これより平成27年第2回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は5名です。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第11番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第11番篠崎久美子議員。

第11番（篠崎久美子君） おはようございます。

それでは、11番篠崎久美子でございます。

木々の緑も濃くなりまして、いよいよ夏の観光シーズンの到来が期待される季節となりました。昨年の長野県神城断層地震に対しての復興作業は、被災家屋等の解体作業が申し込み件数に対してほぼ半数という形で進んでいるということ、きのう村長挨拶の中でお伺いいたしたところでございます。

この後、被災された住民の皆様におかれましては、具体的に住宅再建を含め今後の生活をどうするかという非常に大事な決断をしていかなければならない時を迎えます。また、予想以上の農地関係の被害も雪解けとともに明らかになり、現在復旧工事とあわせ新たな災害査定なども行われているところでございます。そのほか、道路や上下水道などライフラインにかかわる復旧工事でも、村内各所で既に進められているところでございます。これら関係者の素早い対応に深く感謝するとともに、住民生活や、来る観光シーズンのためにも、一日でも早い復旧・復興を望むところでございます。

行政におかれましては、日々の復興関連事業へのご努力に改めて感謝を申し上げるとともに、

この後行われます住宅に対しての意向調査や心のケアに関する調査等を踏まえまして、引き続きぜひ住民に寄り添った復興支援事業を願うところでございます。

さて、本日は、通告に従いまして、3つの内容に分けて質問をいたします。

1番目に景観について、2番目に情報のユニバーサル化について、特に今回は障がい者にかかわる情報のユニバーサル化、バリアフリー化についてお伺いいたします。3番目に生活の安全と安心についてでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず最初に、景観についてでございます。

美しい景観は住民の大事な財産でもあり、観光地の将来にとっても非常に重要な要素でございます。そこで、以下についてお伺いいたします。

観光地として目指す景観とその保全、開発の方向性を明確に示すべきと思います。村長のお考えをお伺いいたします。また、それらに関する現在の事務の分掌状況をお伺いいたします。

空き家対策特別措置法が本年5月26日に全面施行となりました。村には現在、廃屋対策補助金制度がありますが、それも含め、施行を受けての今後の取り組みをお伺いしたいと思います。

この空き家対策特別措置法は、ご存じのとおり、空き家の分類をきちんと分けまして、行政がそれに対しての調査、そして措置ができるということが組み込まれております。その点も含めてお伺いをしたいと思います。

次に、開発と景観のバランスについてお伺いします。

このバランスというのは非常に重要でございます。さまざまな資本が入るにつれ、開発と景観に対する多様な考え方が同居する時代を迎えました。村には開発指導要綱や環境基本条例等がございますが、これらについても総合的な見直しを図ることが必要と思われませんが、お考えをお伺いいたします。

最後に、美しい景観を独自に保全し、良好な景観形成を積極的に進めるために、景観計画をつくり、景観の条例を定め、景観行政団体となることを目指すべきと思われま。これは、第4次総合計画にもうたわれているところでございますが、全く進捗の状況が目に見えないところでございます。お考えをお伺いしたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 篠崎久美子議員からは、3点について通告がございました。その関係について答弁をしたいと思います。なお、補足については課長のほうから補足をさせますので、お願いをしたいと思います。

まず、1番目の景観についてであります。

観光を主幹産業と据える当村にとりまして、全国に誇るこの白馬村のすばらしい山岳景観は、

観光地として大きな優位となるものであります。また、数多く白馬村を訪れる外国人観光客の皆様を通じて、白馬村の美しい景観は世界に向けて発信されているところであります。

篠崎議員のご指摘のとおり、この白馬村の景観は、白馬村民だけでなく、白馬村を訪れていただく全ての皆様にとって貴重な財産であり、将来にわたって守り伝えていかなければならないものであると認識をしているところであります。

さて、まず、観光地として目指す景観とその保全、開発の方向性及びそれに関する事務分掌の状況についてのご質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたとおり、観光地としての白馬村にとっては、山岳を中心とした現在の景観は、将来にわたって守り伝えていかなければならないものであると考えており、それを阻害するような乱開発は、当然ながら防がなくてはならず、現在の環境基本条例や開発指導要綱などによる一定の開発規制は必要であると考えております。

そのため、今後も自然を大きく損なうような大規模な開発は規制し、地域の自然環境を可能な限り保全をし、景観に調和した開発を推進してまいりたいというふうに考えております。

ただし、後ほど答弁をさせていただきますが、規制の方法や内容については、今後、地域の状況に合わせた見直しが必要であるとも考えております。また、景観形成、環境保全に関する事務分掌につきましては、現在は総務課の企画係が担当しております。

次に、「空き家対策特別措置法」の施行に伴う今後の取り組みに関する質問でございます。

少子高齢化、人口減少に伴い、適正な管理がされず放置される空き家が全国で増加し、社会問題化していることは、報道等でもご承知のことかと思えます。総務省の平成25年住宅・土地統計調査の確報値によれば、日本全国の総住宅戸数は6,063万戸、そのうち空き家数は820万戸と、5年前の調査に比べ63万戸も増加し、総住宅戸数に対する空き家率は13.5%と、過去最高を記録したとのことであります。

白馬村においてもこの問題は顕在化しつつあり、特に古くからある別荘でありますとか、廃業した宿泊施設など、長期間管理されず傷みが進み、周囲の環境に影響を及ぼすおそれのある空き家が散見されるようになってまいりました。

白馬村では、平成19年度より廃屋対策事業補助金の交付を開始し、地区との共同で廃屋の撤去など対策を進めてきたところでありますが、最近では複雑な権利関係から、対策に踏み切れない物件も出てきております。

このような全国的にも見られる状況から、国では平成26年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布し、本年5月26日に同法が全面施行されたところであります。この措置法につきましては、そのまま放置すれば安全上の危険があったり、衛生上有害になるおそれがある家屋や、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態である家屋を「特定空き家」と規定し、そのような特定空き家に対する措置については、行政の権限が強化されて

おります。

白馬村といたしましても、今回の法律の施行に伴い、廃屋に関する施策について見直しの検討をしていかなければならないとは考えておりますが、何分にも法律が施行されて間もなくであり、また、長野県からは、今月15日に措置法に関する説明会が開催されるとの通知をいただいておりますので、まずは措置法の具体的な内容につきまして長野県の説明を受けた上で、他市町村の動向も勘案しながら、今後、具体的な施策についての研究を進めてまいりたいと考えております。

また、何よりも個人の権利・財産に関することでもありますので、慎重に検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、環境基本条例等の見直しに関するご質問であります。環境基本条例、開発指導要綱につきましては、白馬村における自然環境の保全、大規模開発事業に係る村への事前届け出などを規定し、平成11年に制定されたものです。条例等の制定当時は、長野オリンピック直後で、白馬村にも全国的な構造不況の波が波及し、民間企業による開発も大幅に減少を始めた時期でもありましたが、基本的には国内の資本による開発を想定したものでありました。

これらの条例等の制定から15年以上が経過し、白馬村における開発の状況も大きく変わっております。特に議員ご指摘のとおり、インバウンド事業の進展により、白馬村が海外で大きく注目されるにつれ、外国資本を中心とした新たな開発の流れが起きております。

特に外国資本の開発につきましては、文化的な違いもあり、中には従来からの村の基準に沿った指導や、地域の景観形成住民協定の取り組みについて、なかなか理解していただけないケースもあり、地域からは、より強制力を持った規制の要望も寄せられております。

先ほども答弁いたしました。白馬村の美しい山岳景観は、白馬村の観光産業にとりましても生命線でもありますので、現在の白馬村の状況に即した、新たな形での開発の取り決めをつくることも必要であろうかと考えております。

しかしながら、余りにも強過ぎる規制は、白馬の観光の矮小化につながる可能性がありますし、優良な開発計画や施設投資計画に水を差しかねませんので、議員もおっしゃるとおり、自然環境保全との間でバランスのとれたものでなければならないというふうに考えております。

相反する2つの命題の中でバランスをとっていくことは大変難しい作業ではありますが、いずれにせよ、環境基本条例制定の準備検討から20年が経過しようとしていて、時代も大きく変わりました。時代に即した形での条例等の見直しの必要性は認識しており、今回の総合計画策定に向けた住民アンケートにも、開発規制についての設問を入れさせていただいており、アンケート結果も参考にして、今後、関係機関のご意見を伺いながら検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、景観条例の制定と、景観行政団体への移行についての質問でございますが、今のところ直ちに実施する考えはございませんが、現在の取り組みといたしましては、白馬村は長野県の景

観条例の景観育成重点地域に指定されておりますので、白馬村独自の指導基準による開発指導を実施して、長野県と共同する形で景観の保持に努めておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、先ほども答弁いたしました。環境基本条例等の見直しと並行して、景観行政団体への移行についても研究を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

篠崎議員からの1つ目の質問につきましては、以上であります。よろしくお願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第11番（篠崎久美子君）** 今ご答弁を伺いましたが、廃屋対策につきましては、現在この措置法が施行されたことに対して、特定空き家等の概念というものが明確にされました。それで、村としては、地方自治体としては、それに対しての計画策定や協議会の設置などが求められているわけですが、これに対しては国からの補助金ということもあるというふうにお伺いしておりますので、ぜひ進めていただきたいと思っておりますし、最終的には、措置に対して守られない場合については、行政代執行することができることになっております。目指すところは条例化を目指していただき、生活の安全・安心、あるいは景観という意味においても、ぜひこの空き家と廃屋対策については進めていただきたいと思っております。

そのほか、この景観の中に非常に大事な一つの要素として、色というものがございます。色彩につきましては、まちづくり色彩計画、要するに、もてなしのしつらえという形で、白馬村の場合は地域を3地域にゾーニングしまして、一定の方向性の基準というものが示されております。しかしながら、このごろではこれが徹底されているのか疑問に思われるところが非常に多いと思われま。

例えば、村で示されている外壁の色のうち、基調色については、例えば無彩色の明度については、ゾーニングされているどの地域においても、基調色の場合は明度が9から8、補助色の場合は明度6から4となっております。つまりこれは黒以上、要するに灰色ゾーンになるわけがございまして、黒については指定外の色となっているのではないかと考えられます。

しかし、現在、新築の建物や改築された建物でも使われている例が散見されていると思っております。これ、一つの例が出てしまうと、次にもそういう事例が出てくる可能性は非常に多いわけがございまして、また、行政がそれぞれの建物に対しての個別の指導になってしまっただけではいけないと思っております。指導の徹底は当然図られるべきものと思われま。改築時も含めた部分につきまして、この色についての指導はどうなっているのかということをお伺いしたいと思っております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまのご質問の景観の色の関係でございますが、まず、新築・改築等の場合には、一定の要件を満たせば、当然のことながら景観形成の届け出という義務が生じてまいりますので、その届け出により、当然のことながら、外壁、屋根等の色彩につきましては、届け出の際に色、いわゆるマンセル値という記号を使っていただき、判断をしているという状況

でございます。

ただ、外壁の色を塗りかえの場合に届け出が必要ということ、一つの例ですが従事者が知らないという場合も中にはありまして、本年度に入り何件かのそのようなお話がありまして、無届けであったりとか、実際の届け出と施工が違っているというようなケースが見受けられますので、その辺につきましても、設計会社または施工者、所有者、その辺と実際の実事関係を確認しながら、再度指導のほうはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第11番（篠崎久美子君）** ぜひここについても、せっかくあるもてなしのしつらえでございますので、これを守るなら守る、こういうことを徹底していただきたいと思います。

いずれにしても、届け出、改築の場合も、25平米以上になりますと届け出が当然必要になってくるわけですが、先ほど事務の分掌状況をお伺いしたところ、総務課企画係ということでございますけれども、当然、建築に対する届け出というものは、建設課のほうに出ているはずだと思います。やはりその建設課のところで、ワンストップで景観に対しての指導も一緒にできるというのが、本来ならば一番望ましいのではないかと思います。

というのは、他の自治体を見ても、非常に建築課関係、建設関係のところを景観のところをやっているというのが、非常に多い事例でありまして、それはやはり届け出が出たときに、即座にその窓口で指導ができるという利点があるわけです。

なので、現在は分かれているということでございますが、この窓口の一本化、私としては建設課のほうに景観に対しての指導というところを移してもいいのではないかと思います。ここについてお考えを伺いたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。副村長。

**副村長（太田文敏君）** 篠崎議員さんの再質問についてお答え申し上げます。

景観形成の指導につきましては、過去において、まず最初は総務課の企画係、それから建設課、そして環境課、それからまた総務課というふうに過去変遷してきたところであります。

実は、この景観形成のうち、色につきましては、先ほど吉田が申し上げたところでもありますけれども、非常に指導のしにくい、いわゆる漏れ等があるところの行政行為の一つであるというふうに思っております。

さらにそれに加えて、いわゆる自由の意味、日本は自由主義でありますので、そういったところで、その自由をある意味で規制するというところでもあります。その自由を規制する最たるところであるというふうに認識しているわけなんです。ということで、いわゆる村長部局の中でも、村長の直轄に近いところで行政で事務分掌にしていたほうがよかろうということで、最終的には今は総務課のほうで行っております。

一時、建設課から環境課のほうに移ったという経過もありますが、その場合も、環境課のほうで、いわゆる小さなセクションで行ったということもありますが、過去議会の中で答弁申し上げたところであるわけなんです、そういった経過により、また総務課のほうに移ったということでもあります。

ですので、一番メインのところは、村長直轄に一番近いところというところで事務分掌を構成しているというところでもあります。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第11番（篠崎久美子君）** 現在の総務課企画係が担っているというところに対してのお考えはお伺いできましたけれども、結局のところ、指導ができていなければ、それはやはり意味をなしていないということであると思います。

結局、これだけ村民の中から声が出ているということは、景観に対しての考え方が村民にも周知されていない、ましてや業者の方にきちんとわかっていたかないと、そのところは徹底できないはずだと思います。ぜひそのところは、事務分掌の部分については、お考え直しをいただければと思います。

私ども、このごろ4月に金沢市のほうに視察に行っていました。規模は本当に全く違うわけでございますけれども、金沢市は守るべき景観、つくり上げる景観を明確に自分たちの中で方針を持ちまして、そのための施策を実行していました。住民の理解はどのように得られているんですかということ、やはり自由を制限するというのもございますので、お伺いしたところ、行政職員は時間をかけて何度も何度も説明を重ねて実行に移してきたというふうにお伺いをしました。このような努力のもとに、今現在の金沢の景観は守りつくられているのだなというふうに実感いたしました。大きいところだからといって、あるいは歴史的な財産があるからといって、そのままでは決してないんだということを非常に実感として思ってきたところがございます。

景観については、住民、観光客にとっても、みんなの財産であります。また、守ることは当然できますけれども、つくり上げることもできていくものなんですね。なので、一朝一夕で行えるものではございませんので、ぜひ村としての景観に対する方向性を明確にして、早い取り組み、そして粘り強い取り組みというものを期待したいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

視覚や聴覚に障がいのある方などについての情報のユニバーサル化、これはバリアフリー化というふうに読みかえていただいても結構でございますが、それについてお伺いをしたいと思います。

これらの障がいのある方などにとっては、健常者に比べて情報を得ることというのは非常に難しく、情報量も非常に少ないのが現状であります。生活の中で不安や悩みを抱えているのではないかと思われます。そこで、以下についてお伺いします。

特に視覚障がいがある場合は情報の把握が非常に難しいのですが、行政からの情報は正確に届くことが望めます。視覚障がい者への情報提供の状況と、あわせて支援ニーズの把握状況をお伺いいたします。

情報の音声コード化は、視覚障がい者のみならず、高齢者や外国の方なども利用できるものであり、また、行政からの個人的情報の音声コード化は、自治体にとっても事務を効率化するものでございます。ぜひ積極的に導入されることを提案いたしますが、お考えをお伺いいたします。

要約筆記者についてです。

要約筆記者につきましては、既に人手不足が心配されております。技術習得にはある程度の期間が必要なため、継続して養成していくことが求められております。今年度圏域でこの養成講座の開催が検討されているというふうにお聞き及びをいたしますが、村の積極的な支援を望みたいと思います。これにつきましては、要約筆記をなさっている方たちのほうで、ぜひ、現在は南松本のほうでしか講座がないということで、なかなか通うことができず、大北地域での後継者の育成が急務であるということから行政のほうにも要望が出ていると思いますが、行政のほうからは、要約筆記者のほうでニーズの声を集めてほしい、あるいは一定の受講生を確保してほしいというようなお話があるというふうにもお伺いしております。これは地域支援の中のコミュニケーション支援事業に位置づけられていますので、行政がやるべきことだと思いますので、ここについてのお考えをお伺いしたいと思います。

次に、ホームページにつきましてです。

ホームページは、多くの情報を得るために大変有効ですが、ウェブアクセスシビリティーについて、職員の研修なども含めた取り組み状況をお伺いいたします。

最後に、情報を得にくい方への災害時の情報伝達をどのように保障されているかをお伺いしたいと思います。また、災害時の要援護者避難支援プラン（個別計画）の策定状況をお伺いします。

私、この災害時の要援護者避難支援プランというふうに通告では書きましたけれども、これにつきましては、25年6月の災害対策基本法の改正により、要配慮者のうち、防災施策において特に配慮を有する方のうち、災害発生時に特に支援を要する方として、避難行動要支援者という形になりました。この改正につきましては、従前のものよりもさらに進んだ内容となっておりまして、自治体においては避難行動支援者の名簿の作成が義務づけられました。必要な情報の共有が認められるようにもなりました。現在の状況についてお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 篠崎議員の2つ目の質問であります。

情報のユニバーサル化についてということでありまして。答弁をさせていただきます。

最初に、視覚障がい者への情報提供の状況と支援ニーズの把握状況についての質問ですが、視覚障がい者への情報支援としては、一つは「声の広報」事業を行っております。この事業は、音

訳ボランティアにより文章を読み上げたものをCDとカセットに吹き込み、申請により、視覚障がい者に送付するものであります。議会だより、広報はくば、社会福祉協議会の広報そらら、新聞の拾い読み、その他利用者が希望する本についても音訳をしております。また、パソコンの音声読み上げソフトがインストールされている方は、テキスト形式でメールにて情報提供を行っているところであります。

その他に、視覚障がい者用活字読み上げ装置を2台ふれあいセンターに設置しております。これは、紙に掲載された情報をデジタルに変えるSPコードが印刷されている印刷物を視覚障がい者用活字読み上げ装置で読み取ることにより、記録されている情報を音声で聞くことができます。この読み上げ装置は、社会福祉協議会を窓口にご利用いただくことができますし、1台は貸し出しも可能としております。

なお、障がい者日常生活用具支援事業において、視覚障がい者用活字読み上げ装置、視覚障がい者用ポータブルレコーダー・プレイヤー、視覚障がい者用拡大読み書き器、点字器、点字ディスプレイ及び音声読み上げソフトなどパソコン周辺機器については、基準額までは原則1割の自己負担で給付する制度もございます。ニーズにつきましては、問い合わせがありましたら、個々に対応させていただいているところであります。

次に、情報の音声コード化と積極的導入についての質問であります。高齢者・障がい者などを含めた誰もがICTを利活用し、その恩恵が享受できるような環境を実現するため、情報バリアフリー環境の整備に向けた取り組みは大切なことであるというふうに考えております。

先ほども触れましたSPコードは、記録できる文字数が800文字以内と限られています。

音声コード化につきましては、障がい者にとって必要となる福祉分野の情報について、ワードで作成した健康福祉課発信の必要と思われるお知らせなどの文章は、音声コード変換が可能ですので、対応してまいりたいと思います。しかしながら、音声情報として入手するためには、活字読み上げ装置が必要となります。

これまで、視覚障がい者用活字読み上げ装置を広く広報しようと、文化祭などで展示をし、周知を図ってまいりましたが、利用希望者が少なく、この読み上げ装置の利用実績は2名でありました。現状といたしましては、先ほど答弁をさせていただきましたが、声の広報、またはパソコンの音声読み上げソフトを利用しての情報入手が多い状況であります。

いずれにいたしましても、視覚障がい者用活字読み上げ装置をふれあいセンターに備えていることの周知を図ってまいりたいと思います。

なお、外国人の方とのことではありますが、外国人がコード化された音声を聞いても、結局日本語が流れるだけなので、余りメリットは出てきません。外国人の方には翻訳ツールが必要となっております。自治体のホームページにも、多言語に対応した機械翻訳ツールを活用しているところでもありますが、機械翻訳のため、誤訳が多いといった問題があることも事実であり、英文

併記も含めた中での検討が必要になってまいります。

音声のコード化に限らず、スマートフォンなどの普及が今後の私たちのライフスタイルに及ぼす変化などについても分析を行うなどし、社会経済の各分野における先進的な利活用も検討しながら、本村のニーズに合ったICTサービスの導入を推進してまいりたいと考えております。

次に、要約筆記者についてのご質問であります。大北圏域全体で要約筆記者を養成しようということで、大北圏域障がい者総合支援センターにて要約筆記養成講座を平成20年度から平成22年度の3年間開催をし、34名が受講いたしました。

引き続き4年目の開講を目指しましたが、人が集まらなくて、受講された方を対象としたスキルアップ講座に変更して開催した経過があります。その成果として、白馬村と松川村には以前から要約筆記サークルがありましたが、大町市に新たなサークルが立ち上がりました。

過去の実績から、なかなか参加者が集まらないこともあり、要約筆記者の養成については、大北圏域における課題の一つとして検討しているところであります。

白馬村では、今年度、要約筆記講座を公民館講座としてこの6月から開講することとしており、大北管内の住民の方の参加も可能ということで、市町村の福祉担当課にも募集の協力依頼をしているところであります。また、過去においても、人権講座、はくば塾で要約筆記についての講演をしていただいた経過もございます。

また、要約筆記に対するニーズの調査を要約筆記サークルと協力して実施し、ニーズの把握にも努めており、この調査は、白馬村だけではなく、大北圏域に広げて他市町村にも協力をいただいているところであります。

現代においては、便利なツールとしてパソコンなどが広く使われていることから、文字を書くこと自体が減る傾向にあると思われ、そんな要因も相まって漢字を忘れてしまい、漢字を書くことへの抵抗感があるのではないかと、また、家庭事情などさまざまな事情により、仕事をされている方も多くあろうと思えます。

そのようなことから、サークル活動への参加が難しいといった背景も予想されるところであり、なかなか講座に集まらないという状況にあるのではと思えます。しかしながら、次の人を育てるという課題もありますので、ご意見をお聞きする中で、どんな方法がよいのか、圏域での検討も踏まえ、大北圏域障がい者総合支援センターのご指導もいただきながら、方向性を見出してまいりたいと考えております。

次に、ウェブアクセスシビリティーについてであります。平成20年3月に白馬村のホームページをリニューアルしており、そのときにおける方針について説明をさせていただきますが、特殊なプログラムを埋め込まず、できるだけシンプルな構造とする。フォントのタイプやサイズを固定しない。文字の大きさを変更する方法を案内するページを作成。わかりやすいページタイトルの付与、現在のページの位置、いわゆる階層を表示する。音声読み上げソフトに対応するよ

う可能な限りテキスト形式の情報をふやすとともに、画像を掲載する場合にも代替テキストを付与する。色覚障がい者に対する配慮として、コントラスト・色遣い。キーボードのみで操作可能なページ構成。低速ネットワークやパソコンの性能に依存しないようファイルの軽量化及び容量の記載などに配慮をいたしました。

しかしながら、リニューアルから7年ほど経過をしていることから、スマートフォンへの対応や、厚生労働省のホームページには、サイト閲覧支援ツールとして、音声読み上げ機能、画面配色切りかえ機能、効果音機能、振り仮名機能など、視力の弱い方、高齢の方、パソコン初心者の方でも快適に閲覧できるような配慮がされておりますので、時代に合った見直しも必要かと感じております。

次に、要援護者の避難支援についてであります。自助、地域の共助を基本とし、要援護者への情報伝達、避難支援体制を整備することにあります。

情報伝達方法につきましては、一般的に同報無線、ケーブルテレビ、メディアなどからの情報や、要援護者に対して決められた支援者が、各種の情報を得た後に要援護者に情報を伝達することになります。

要援護者避難支援プラン・個別計画は、災害時要援護者登録名簿に記載された個々の要援護者ごとに、避難の支援に当たる地域の支援者との関連づけを明らかにした具体的な避難計画で、災害時要援護者登録台帳が個別計画となります。

要援護者登録に当たっては、災害時住民支え合いマップづくりを進める中で行っているところですが、それぞれの地区での多少の進め方の違いはあるかもしれませんが、地区役員、自主防災組織、民生児童委員などの皆さんからなる推進体制を組織をしていただき、訪問により要援護者の同意を得て、要援護者登録申請をいただき、防災担当において登録台帳の整備をしているところがあります。その情報については、庁内では総務課・健康福祉課・地域包括支援センターにより情報共有ができるようにしております。

また、地域においては区長さんなどの地域支援者と共有を図っており、現在マップは17地区で作成済みで、災害時要援護者登録台帳には94名が登録をしております。

未作成の地区や、手上げ方式による同意を得ての要援護者登録となるため、まだ未登録者の方や、要援護者の状況も登録時と変わることもあるため、定期的な見直しも必要となります。

マップづくりを通して、地区内の要援護者の状況把握ができるとともに、要援護者の避難などの支援について話し合う機会にもなりますので、今年度も、住民支え合いマップの作成の研修、説明会を開催をし、マップづくりを進める中で、要援護者避難支援プラン・個別計画の整備に努めてまいります。

なお、個別計画の基礎となる要援護者の基準につきましては、手上げ方式とは別に、総務課・健康福祉課・地域包括支援センターと協議をしながら設定することも可能であり、基準設定

に基づく対象者リストの作成も可能な状況であります。

以上で、篠崎議員の2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。篠崎久美子議員の質問時間は、答弁も含めあと18分です。質問はありませんか。篠崎議員。

**第11番（篠崎久美子君）** 非常にご丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

いろいろ問題点はあるなと思うんですけども、例えば情報提供について、先ほど例えば視覚障がい者に対しては声の広報なりCD、カセット等を申請者に対してお送りしているというお話もありました。また、実は社会福祉協議会のほうにいろいろな機器が、拡大読書器を初めプレクストーク等も、たくさん機器はあるんですけども、実際利用されていない。それはなぜかという、問い合わせがあったらお答えしますという形だからです。これがここにあるんですよ、サービスの提供があるんですよというところをまず知っていただく。視覚、聴覚、その他の障がいのある方に、こういうサービスがあるんですよということを、まず知っていただくことが、ここが基本です。ここがなければニーズなんか出てこないはずですよ。ニーズがない、ないとおっしゃる。

先ほども、要約筆記のことに関しても、ニーズがないというふうにおっしゃる。ですけども、これは要約筆記者がニーズを掘り当ててくるのではなくて、自治体が責務として、コミュニケーション支援事業の一環として、ニーズに対してのサービスを提供するんだと、こういうことをやはり全てに対してですけども、こういったサービスの提供ということに対しての情報を、その情報を得ることが難しい方にまずお知らせするということが基本なんです。

私が一番最初に情報提供の状況というのを伺ったのは、ここをどうされているかということです。テキスト形式でメールで送っているといっても、ごく一部の方にしか届きません。こういったサービスの体制に対しての情報提供をどのように確保されているかということをお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。健康福祉課長。

**健康福祉課長（太田洋一君）** ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

ニーズ調査につきましては、非常に重要な部分だと思います。確かに読み上げ器等について、実際のところ、文化祭でも展示したりしておりますけれども、その点については、文化祭だけではなく、ホームページ上、あるいは広報紙等でも定期的にやはりしていく必要があるんだろうと感じております。また、要約筆記に関するニーズにつきましても、要約筆記のサークルの皆さんのご意見もいただく中で、先ほど村長の答弁にもさせていただきましたが、白馬村だけの問題でもございません。大北圏域においても、やはり人材不足というところがございます。そんな意味におきまして、大北圏域での課題の一つということで、テーマとして白馬村のほうから提案させ

ていただきまして、議題として検討していただくというような形をとらせていただいております。

白馬村におきましても、当然ながら、要約筆記のサークルの皆さんのご意見をお聞きする中で、次の時代の人を育てていくという意味においても、要約筆記の必要性というところは非常に感じております。今回、白馬村公民館のほうで講座を開催していただきますが、そういった中では、お知らせしていただくよい機会でもありますし、健康福祉課としても、それに向けては後押しをしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第11番（篠崎久美子君）** 今回、公民館講座のほうでやられるということなんですけれども、障がい者の方はもちろんなんですけど、周りの健常者の方が障がい者に対してどういうサービスというものが実はできるんだということを、健常者が知るということが非常に大切です。職員が知らなければ、これは提供もできないわけでありまして、一般の住民はもちろんなんですけれども、職員もぜひそういうところを研修していただきたいと思います。

1点だけお伺いしたいと思います。

ウェブのアクセシビリティについてお伺いしたところでございますけれども、リニューアルから7年をたっているということですが、総務省から出されています2010年の改定版で、みんなの公共サイト運用モデルというのが、もう既にモデルとして出ております。

地方自治体に対しては、2012年度末までに方針の策定と公開、そしてこのウェブのアクセシビリティに対してのPDCAサイクルの確立とあわせて、5年ごとのウェブ環境の見直しなども指導をされています。ぜひこのウェブのアクセシビリティについては方針策定を願いたいと思いますが、お考えをお伺いしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 先ほどの村長の答弁にもございましたとおり、リニューアルからかなりの年数がたっているということで、ご指摘をいただいた点につきましては、今後取り組みのほうに入っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

**第11番（篠崎久美子君）** ぜひお願いしたいと思います。例えば情報はどのような形で、いろいろな形で提供できるということが、やはり整えられるべきであると思っておりますし、例えば点字でいきますと、実際は失明者のうち約1割の方しか点字というのは利用されておられません。それはやはり中途の失明の方が非常に多いということにも起因しておりまして、そういう方は社会生活を営んできたという経過がありますので、このウェブからの情報というものは非常に一つのよりどころとすることがありますので、このウェブのアクセシビリティについても、ぜひ改善を願いたいと思います。

さて、来年度からは障がい者差別解消法が全面施行となります。これは、いわゆる障がいのあ

る方の新しい権利をつくったということではなくて、障がいのある方が社会の一員としていかに尊厳を持って生活することができるかということを目的としたものだと考えられます。そこには、障がい者に対する合理的配慮が求められております。これは行政に対しては義務づけされております。これらの中に、当然情報のバリアフリー化も含まれております。誰でもが障がいの有無にかかわらず、同じ情報を共有できるのは当然のことでございますので、まずはいろいろなサービスがあるということを私たち健常者も知り、障がい者にも知らせていただきたいというふうに思います。

それでは、続きまして、次の質問に移ります。

生活の安心、安全についてお伺いいたします。

インバウンドが進むにつれまして、非常にお客様がたくさん入ってきてありがたいことではございますけれども、治安の面におきましては、さまざまな問題が出てきております。しかし、訴えはたくさん聞くんですが、依然として対策としてはなかなか進んでいない状況と思われまます。安全・安心の観光地づくりが急務と思われまますので、以下についてお伺いいたします。

まず、住民から、インバウンド関係のお客様の行為に関して、さまざまな訴えが村に届けられているとも聞いております。状況の把握方法と内容、また、どのように対応されているのかをお伺いいたします。

次に、警察との連携状況をお伺いいたします。

外国語に堪能な警察官の常時駐在や、繁忙期の増員を要望するべきと思われまますがお考えを伺います。昨年度末で外国語に堪能な署長さんが転任されたわけですが、お伺いすると、年に数百件、外国人関係の出動があるんだというお話を聞きました。なので、ぜひこの部分についてはやはり村としても要望するべきと思われまますので、お考えを伺いたいと思われまます。

さらに、繁忙期におきましては、地域と連携しての治安対策が特に必要と思われまます。例えばニセコ町、これは昨年私も視察に行っていましたけれども、そこで伺ったところによりますと、臨時のミニ交番設置なども住民との協力のもとに設置をされております。実際に村内からもそういう声もあります。お考えをお伺いしたいと思われまます。

最後に、地域生活の安全と安心のために、迷惑行為に関する防止条例などを制定するなど、一定のルールづくりが早急に必要と思われまますがお考えをお伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めまます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 篠崎議員の3点目の質問であります。

生活の安心、安全についてという通告であります。

生活の安心、安全についてでありますがお国内のスキー人口が減る中で、白馬村ではこれに反比例するかのようによ、外国人観光客が増加傾向にあります。統計によりますと、平成24年度では4万5,000人余りだったのが、平成25年度には6万人を上回り、平成26年には前年比

130%程度となる見込みとしております。

とりわけウィンタースポーツを観光の根幹としている本村にとっては大変ありがたいことであり、その反面、生活観や価値観の違いなどから、いわゆる迷惑事案が発生しており、その件数は増加傾向にあることも事実であります。

さて、1つ目のご質問の、状況の把握方法と内容、どのような対応をしているのかという質問ではありますが、平成24年度から「外国人共生対策会議」を開催しております。この会議は、県、警察署、消防署を初め商工会、観光局や各観光協会、索道事業者、各地区の区長と防犯指導員にお集まりいただき、発生事案やその対策事例について、情報の共有を目的として開催しているもので、平成26年度は震災対応のために開催することはできませんでしたが、冬のシーズンに備えて開催しているものであります。

迷惑事案の内容につきましては、飲酒運転や酒気帯び運転、道迷いについては、泥酔して自分の宿泊先がわからなくなったというものがほとんどであります。また、酔って大声を上げたり、深夜に花火をするなどの騒音苦情、缶ビールなどの空き缶の投げ捨てなど、酒に酔ったことによるトラブルが多いようです。さらにはスキーやスノーボードによるバックカントリーに起因する遭難事故なども問題となっているところであります。

どのような対応をしているかとの点であります。白馬村の取り組みといたしましては、外国人定住者に対しましては英語版の「生活ガイドブック」の配布、外国人観光客に対しましては「白馬村滞在のしおり」を配布をしているところであります。この「白馬村滞在のしおり」には、法律で禁止されている事項や地域のルールを明示し、主に宿泊施設においてチェックイン時に配布したり、客室に備え付けられている館内案内に差し込んだり、外国人観光客の手元に確実に届けるような取り組みを行ったところであります。

また、警察署の取り組みにつきましては、英語が話せる警察官の配置、外国人世帯や宿泊施設などを対象とした巡回連絡の実施、外国人が営む飲食店などを対象とした立ち入りパトロールの実施、白馬村交番に対する応援体制、広報啓発活動などを実施していると報告されております。

昨年1月に実施した観光・交流に関する住民意識調査では、外国人観光客の来訪と、これによる生活環境の変化について質問しており、外国人観光客の来訪については、「ぜひ来てほしい」20.9%に「来てほしい」37.7%を加えると、58.6%が受け入れについて前向きであり、「余り来てほしくない」と「来てほしくない」を合算した7.3%を大きく上回る結果でありました。

次に、生活環境の変化については、「外国人観光客の来訪により地域のにぎわいが向上する」や「外国人観光客の来訪が地域に経済効果をもたらす」、「交流人口の増加により地域が活性化する」といったプラス効果を多くの方々期待する一方、「騒音や良好な地域の雰囲気の破壊などにより生活環境が悪化する」、「そして「生活環境の違いからトラブルが発生する」、「不特定

多数の来訪者の増加により治安が悪化する」といったマイナス影響を心配する方々もいました。私はこの結果を、プラス効果の最大化を目指すばかりでなく、マイナス影響にもしっかりと目を向け、対応すべきであるという住民の声として捉えているところであります。

次に、警察との連携状況についてのご質問であります。議員言われるとおり、語学に堪能な警察官の配置が必要という部分は私も同感であり、本年3月の白馬村交番の署員の異動後、直ちに大町警察署長に、外国人対応に向けた語学対応署員の配置について要望を申し上げております。

本村のインバウンドの状況や治安・防犯上における配置希望をしっかりと申し上げさせていただいたところ、何らかの対応について前向きな言葉をいただいておりますので、今後、その対処の方法を伺いながら村としても対応をしていく考えであります。

最後に、迷惑防止条例の制定に関する質問であります。迷惑防止条例は、現在では47全ての都道府県で定められており、市町村においても定める自治体がふえてきております。都道府県条例では、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為などを防止することを趣旨としておりますが、市町村条例では、ポイ捨てなどの不法投棄や飼い犬のふんの放置、空き地の雑草などの管理、生活騒音や生活悪臭など、環境美化にかかわるものを対象としているのが特徴であります。

そこで、本村における迷惑防止条例の制定を考えた場合、外国人観光客の迷惑行為に対する規制は当然のことではありますが、国際的観光地を目指す本村にとっては、村民はもちろん、本村を来訪された方も、豊かな自然を満喫し、心安らぐひとときを味わえるような環境を提供できるような条例の制定が必要であると考えております。

また、条例化をすることによって、その迷惑行為に対して関係者が注意を促すためのよりどころとなることはもちろんであります。村民一人一人が他人の迷惑行為に注意を払うことで、相互に思いやることや、日常生活や発生する行為で近隣との人間関係を悪化させることを未然に防ぐことなど、条例制定のメリットは大きいものと考えているところであります。

本村では、平成9年に「白馬村をきれいにする条例」を制定いたしました。まず最初の作業といたしましては、この「白馬村をきれいにする条例」における規制すべき行為の実態把握と、その他の迷惑行為の洗い出し作業が必要になってくるものと考えております。その後、「白馬村をきれいにする条例」の一部改正、もしくは迷惑防止条例の新設について、特に次の冬シーズンも今シーズン以上の外国からのお客様が予想されると言われておりますので、今の白馬村の状況に近い自治体の対応や、その関係者や有識者の意見も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上で、篠崎議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。篠崎久美子の質問時間は、答弁を含め、あと1分です。質問はありますか。篠崎議員。

**第11番（篠崎久美子君）** 迷惑についての関連するその防止の条例についてですが、目指す成立

の時期といえますか、それはいつでしょうか。できれば今年度の12月のシーズンまでに間に合わせていただきたいと思いますが、そのところをお伺いしたいと思います。

それと、この臨時のミニ交番設置についての答弁をいただいたのか、ちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまの2つの再質問でございますけれども、条例制定の時期につきましては、議員おっしゃるとおり、やはり次のシーズンに間に合わせる努力というのをしなければならぬというふうに考えておりますので、できれば12月を目途に作業のほうを進めてまいりたいと思います。

ミニ交番につきましては、先ほどの村長の答弁の中にもございましたとおり、大町警察署長は前向きに対応のほうを考えていきたいという言葉をいただいておりますので、その方法がどうということになるのかという対処の方法を見ながら、一つの例としてミニ交番になるのか、改めて語学の堪能な署員をお願いするか、その辺につきましては、状況を見ながら対応させていただきたいということでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しましたので、第11番篠崎久美子議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時08分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。伊藤まゆみ議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 第4番伊藤まゆみです。

長野県では昨年、土砂災害、御嶽山の噴火など災害が立て続けに起き、私どもの村でも、村の歴史に残る大きな地震に見舞われました。その地震や火山の噴火は、ことしに入っても鹿児島県の口永良部島など全国的な範囲で起こり、今後も広範囲で住民に避難を余儀なくさせるような状況が出てくるのではないかと心配されます。

自然災害のニュースは、今国会で議論されている安保法制、それに関連する集団的自衛権の閣議決定の違憲性などの陰に隠れがちで、戦後70年を迎えることし2015年は、沖縄の基地問題を含め、安全保障、地位協定などを真剣に考える年なのではないか、また、そのことを我々国民一人一人が考えなくてはいけない時期ではないか、そのように思えてなりません。

先月末の新聞記事の1面に、機雷掃海の前提不一致という見出しで、寒冷地で凍死者、死者出

なくともというサブタイトルで、機雷掃海が可能か否かの判断について政権内の見解が分かれていますとの記事が載っておりました。これは、ホルムズ海峡が機雷で封鎖され、日本へのエネルギー供給が途絶えた場合、国内で死者が出るほど影響が大きくなっても、他国を武力で守る集団的自衛権に基づき機雷を取り除くことは可能だと、中谷防衛大臣が発言したものであります。

私はこの記事を見たとき、本当に驚いてしまいました。今盛んに戦後70年と新聞紙上をにぎわしているさきの戦争は、資源、エネルギーを求めて大陸に進出、大陸を侵略しようとしたことが事の発端ではないか。そんな経験をしてきたこの国で、今またここでホルムズ海峡からの燃料、エネルギーが途絶えた場合のことを前提に戦争を始めるに値するかがテーブルにのっている。またエネルギーが原因の戦争をしているのか。一体あの戦争から70年、政治家は、そして我々日本人は何を学んで今に至っているのか。そんな憤りにも似た感情でいっぱいになりました。

国政ばかりではありません。長野県は満蒙開拓団に一番多く人を送った県でもあります。その反省が生きていたら、二度とそのように国策に協力するなどといって人を送らないことであります。人を送ることは、今の状況では自衛隊員として送るに近いのではないかという思いがあり、今定例会では、自衛隊に関することを中心に一般質問をすることにいたしました。

そこで、私の第1問目ですが、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」・自衛隊募集について、①「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」）に基づき、白馬村では平成18年に「白馬村国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」を制定しております。以上を踏まえまして、下記についてお答えいただきたいと思えます。

その1、「国民保護法」における各自治体の役割はどのようなものか。

2つ目としまして、地方自治体の長の権限はどのようなものなのか。

②ですが、昨年11月に宮城県、岩手県、山形県、福島県を含む21カ所が、本年度に陸自高等工科学校へ入学する生徒を募集する目的で、500以上の市町村に、国公立の中学を卒業する生徒の氏名や住所など個人情報を提供するように不正に依頼していたと河北新報にありました。当村も自衛隊募集のバナーを庁舎入り口に掲げ、募集事務を行っております。そこで、下記についてお伺いいたします。

募集事務は法定受託事務ではありますが、受託に際し、どのような内容にするかを自治体が条例で定めることが可能であるのでしょうか。

2つ目、陸自高校入学勧誘目的での中学生の個人情報提供を求められたことはあるのか。

3つ目に、自衛官適齢者名簿の提出を求められたことがあるのかをお聞きしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 伊藤まゆみ議員につきましては、3点について事前通告がありました。通告に従って答弁をさせていただきます。

まず、1問目でございますけれども、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、自衛官募集についての質問であります。

国民保護法に関する質問であります。伊藤議員がおっしゃいますとおり、武力攻撃事態対処法などの有事関連3法が平成15年6月に成立し、その成立を受けて、国は国民保護法の策定に向けて、国民保護法制整備本部を設置し、国民保護法案の検討に入るとともに、都道府県知事との意見交換などを開催し、平成16年通常国会に提出し、可決・成立、同年9月17日に施行されました。

この国民保護法の施行により、国民保護計画の作成、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、国民保護協議会の設置が必要となり、それに伴う条例整備のため、平成18年第2回定例会に条例案を上程し、総務社会委員会における閉会中の継続審査の上、第3回定例会において可決・成立したものであります。

さて、質問の1つ目、国民保護法における各地方自治体の役割は、とのことであります。法律の第1章の総則、第3条で、国、地方公共団体等の責務がうたわれておまして、第2項では、「地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。」と規定しております。

また、第4項では、「国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。」と規定しております。

さらに都道府県または市町村の役割として細かく定めておりますが、条文を紹介すると相当長い説明になりますので、簡単に申し上げますと、まず、平常時につきましては、①国民保護計画の策定、②国民保護協議会の設置、③備蓄、訓練、組織体制の整備などが挙げられます。また、有事における役割といたしましては、①対策本部の設置、②警報の通知・伝達、③避難措置の指示、④避難住民の誘導、⑤避難住民等の救援、⑥物資の売り渡し要請・土地の使用・医療の実施の要請など、そして、⑦安否情報の収集などが挙げられます。

次に、2つ目の、地方自治体の長の権限はとのご質問でございますが、国民保護法で都道府県知事の権限または市町村長の権限として規定されております。これも相当の数がございまして、法令で確認していただければと思いますが、市町村長の権限の一部を申し上げますと、第1章の総則では、第17条で「他の市町村長等に対する応援の要求」、第18条で「都道府県知事等に対する応援の要求」、第20条で「自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め」などがございまして、

また、第2章の「住民の避難に関する措置」では、第71条で「避難住民の運送の求め」、第72条で「避難住民の運送に係る総合調整のための通知」などがございまして、

次に、第3章の「避難住民等の救援に関する措置」では、第79条で「緊急物資の運送」がございませう。

次に、第4章の「武力攻撃災害への対処に関する措置」では、第97条で「武力攻撃災害への対処の要請の求め」、第111条で「事前措置」、第112条で「退避の指示」、第114条で「警戒区域の設定」などがございませう。

最後に、これらの内容を住民に周知する義務は、との質問でございませうが、第35条におきまして、市町村に対して、国民の保護に関する計画の策定を義務づけておりまして、計画を作成した際は、議会への報告と住民に対して公表をしなければならないと規定をされております。

本村におきましては、平成19年6月に国民保護協議会を立ち上げて素案を検討し、8月から9月にかけてパブリックコメントを実施をし、その後、県との協議を経て、9月定例会の全員協議会で報告をしております。また、これらの内容につきましては、現在もなお、ホームページにおいて公表をしているところでございませう。

2つ目の法定受託事務の受託に際し、条例で定めることについてのご質問であります。地方自治法において、法定受託事務については、「法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの」と規定しておりますので、条例で定める必要はないものと解釈しております。

次に、関連があります個人情報の名簿関係についてですが、まず、現状についてご説明させていただきますが、現在では、自衛隊長野地方協力本部長より、自衛隊法第29条第1項を根拠に、自衛官募集業務として、担当自衛官が直接白馬村役場に出向き、住民基本台帳法第11条第1項により、国等の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧規定により、適齢者を閲覧しております。

当然、閲覧の範囲は、適齢者の範囲内で、氏名、生年月日、性別、住所の4情報となります。質問にあります陸自高校入学勧誘目的での中学生の個人情報の提供や自衛官適齢者名簿については、平成15年度以降は、名簿の提供依頼はありますが、閲覧の方法で対応しておりますので、名簿提出に応じてはおりませう。

伊藤まゆみ議員の1つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありますか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 詳しいご説明、ありがとうございました。

私はこの国民保護法をインターネットからとりまして、一応見てみたんですが、すごく長くてわかりにくかったわけでありませう。でも、ただ、これはやはりこういうことがあるということ、住民に知っておいていただかないとまずいということで、私が見ればよかったというだけで済まなくて、皆さんに知っていただくという目的でお聞きいたしました。

そこで、この法律が発令されたとき、職員がとるべき行動というのがあるかと思います。その行動と、また、消防団とか婦人会など行政とかかわりのある団体は、職員同様の行動を求められるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今回の神城断層の地震、昨年11月22日ではありますが、要請につきましては、白馬村長から長野県知事に要請をしたという、そういった状況もありまして、白馬村村長としてのこの応援体制というものは、一部では発揮できたかなと、こんなふうに思っております。

その後の質問については、担当の課のほうから説明させますので、よろしくをお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 有事の際というふうになりますと、今役場のほうに設置をしておりますJアラートという、国から直接音声への変換される装置がありますので、職員参集はもちろんでありますし、関係機関にも周知をして有事に備えるということになってまいります。

以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） その関係機関というのは、私の認識では病院とかそういった関係かなと思ったんですが、ボランティア団体的な、消防団とか婦人会はこちらは関係ないということでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 関係機関につきましては、白馬村国民保護計画にもありますが、消防もその参集の内容によって、当然のことながら、消防団につきましては、非常勤公務員という位置づけもありますので、対応というのは出てまいろうかと思えます。

病院等につきましては、ちょっとこれは福祉避難所、有事という言葉になってくれば、福祉避難所の位置づけとかは今ありませんので、その辺の計画を今後どういうふうにしていくのかという部分はあろうかと思えますけれども、特にどの団体が、ボランティア団体がどうという部分ではなく、それぞれ村と関係する機関が行動を起こすということになろうかと思えます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） この国民保護法の中では、国民を保護するという文言が出てくるんですが、ここでは住民ではなく国民になっているわけですね。私どもの村の場合、やはり外人の方が多いわけで、この場合、外人に対してはどのような対応になるか、また、武力攻撃の相手国がこの地に居住している場合、そういった場合はどのような対応になるか、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

**副村長（太田文敏君）** ただいまの伊藤議員さんの再質問に対してお答え申し上げます。

今回、昨年末の国の補正の関係で、いわゆるW i - F i 事業を入れてございまして、導入してございます。それにつきましては、従来は防災関係ということがメインでしたが、今回につきましては、それに観光も含めてということで、国の方針で入ってございます。そのW i - F i は非常に防災関係には有効かというふうに思っております。

それから、過日新聞で王滝村のほうでもそういった防災システムのことが記事になっておりましたけれども、今回いろんなところで、日本で災害が起きているということもあって、そういった災害、これはソフト的なところなんです、W i - F i 環境を利用した災害システムがいろんなところで構築されてきております。

そういったところも含めて、今後それを導入するかどうかは別といたしまして、研究する余地はあるというふうに思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** この国民保護法の第4条、国民の協力等というところがあるんですが、その中で、国民ですけれども、国民保護のための措置の実施に関し、協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとするというのが、国民の義務みたいな感じに書いてあるんですが、前項の協力は国民の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって、強制にわたることがあってはならないというふうに、2項にはなっているんですね。

そうすると、この協力の内容によっては、この要請というのは断ってもいいというふうに解釈してよろしいのか、お聞きしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまの再質問の第4条の国民の協力等の条文の解釈であります、法律を読む限りには、議員おっしゃるとおりで結構かというふうに思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 自衛隊関連ですけれども、住民基本台帳によって閲覧というふうに村長答弁でいただきましたけれども、こちらは閲覧であって、自治体のほうから紙媒体で提出するというようなことはないというふうに解釈してよろしいということですね。

**議長（北澤禎二郎君）** 吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 先ほどの答弁でも申しましたとおり、15年度以降は閲覧という形をとっているということでございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 自衛隊の募集窓口業務、これによって受託料があるのかということです。

また、それは募集人数とか、採用人数とかに関係するのをお聞きしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ちょっとその辺につきましては、今手元に資料がありませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 続きまして、自衛隊の募集の人数なんですが、この人数、あと採用人数ですけれども、近年どのように推移しているかをお聞きしたいかと思ひます。

議長（北澤禎二郎君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） それでは、ただいまの再質問の受験と入隊の数ということでお答えをさせていただきますと思います。

26年中の数値につきましては、9月に報告があるというふうに伺っておりますので、平成25年度から5年ほどさかのぼった数値でお答えさせていただきたいと思ひます。

平成21年、これは白馬村の受験と入隊ということで数値を申し上げさせていただきますが、21年が受験が3人に対し、入隊が1人、平成22年、受験が5人に対し、入隊が1人、平成23年が受験4人に対して、入隊がゼロ、平成24年、受験が7名に対し、入隊が1、平成25年、受験が2名のうち、入隊がゼロというような、近年5年間の状況でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 私が思ったよりも、受験者は意外に多いなというのと、それと、入隊された方が意外に少ないなというふうに私はちょっと感じたんですが、本村の場合は、スキー競技会開催に際し、コース整備等に自衛隊を要請し、協力を得ているわけでありましたが、これに関連して、村として名簿を提出するとか、そういったことはあるのか、ある一定の人数が自衛隊に入隊しなければいけないといった義務を負っているのかというふうなことをお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまの再質問ですけれども、先ほど来答弁しているとおり、名簿については、住民基本台帳法の法律の規定に基づき、こちらのほうで閲覧の手続を行っておりますので、そのようなことはないということをお願いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） そうしましたら、スキー競技云々を開催して、自衛隊に協力を要請しても、こちらからはそういった義務はないということによろしいかと思ひます。

そうしましたら、次の2番目の質問をさせていただきます。

第5次総合計画・地方版総合戦略・地域新エネルギービジョンについてであります。

本年度は第5次総合計画策定の年であり、同時に地方版総合戦略の策定も予定しております。そこで、次の点について伺いたいと思います。

第4次総合計画の各施策の検証は。また、その結果の住民への周知はどのようなものか。

また、総合戦略と総合計画との兼ね合いはいかなものか。どのようなものか。

総合戦略の戦略、基本イメージ、またキーワードは何なのか。

最後としまして、白馬村地域新エネルギービジョンとの関連性をお聞きしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 伊藤まゆみ議員の2つ目の質問であります。

第4次総合計画の各施策の検証と、結果の住民の皆様への周知方法についてのご質問であります。本年度が計画の最終年度となる第4次総合計画の各施策の検証につきましては、まず、庁内におきまして、各施策の担当課ごとに自己評価を行い、計画審議会やワークショップでの検討資料としてまいります。

また、4月に住民アンケートを行い、白馬村の各施策の満足度についての項目を設けました。今回の計画策定に当たっては、住民の皆様の見解を積極的に反映させていきたいと考えており、アンケート結果については現在集計しておりますが、この満足度の結果をもって住民の皆様からの第4次総合計画の各施策の検証結果とし、計画審議会などでの審議に生かしてまいりたいというふうに考えております。

なお、アンケート結果につきましては、行政ホームページや広報誌などで住民の皆様にご周知したいと考えておりますので、よろしくごお願い申し上げたいと思います。

次に、平成28年度を始期とする白馬村第5次総合計画は、本村の目指すべき将来像に向けて、どのような村づくりをしていくのか、その方向性を示す指針として、村の総合的な振興・発展などを目的として策定するもので、村にはさまざまな個別計画がありますが、その最上位計画となります。

一方の地方版総合戦略は、具体的数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定し、人口減少の克服、地方創生を目的とし策定するもので、両者の目的や含まれる政策の範囲は必ずしも同じではありませんが、総合計画と総合戦略については、整合性を図りながら、それぞれリンクする形で策定していくこととなります。

総合戦略の策定が先になりますので、総合戦略の中で基本的目標値を示し、総合計画の中での成果指標や考え方を、いかにマッチングさせていくかということだろうと思います。

次に、総合戦略の戦略、基本イメージ、またキーワードであります。総合戦略につきましては、第3次安倍内閣が人口減少に歯どめをかけることなどを目的に、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これを実現するための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、これに基づき、都道府県及び市町村では独自の「地方版総合戦略」を2015年度中に策定する

こととされております。

国から示された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的考え方に、「人口減少と地域経済縮小の克服」と「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」の2つがあり、全国的に人口減少が進む中で、「人口減少と地域経済縮小の克服」では、いかに東京一極集中に歯どめをかけ、また、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現し、地域の特性に即して地域課題を解決することが何よりも重要であると記載されております。

人口増加が見込まれない今日、他の地域から人を呼び込むために、他の地域との違いをはっきり打ち出していくことがある意味「戦略」であり、「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」を実現するために、まず地方創生は「ひと」が中心であり、地方で「ひと」をつくり、その人が「しごと」をつくり、「まち」をつくるという流れが基本イメージではないかというふうに考えているところであります。そして、その先にある「魅力ある地方を創生」をキーワードに、その実現に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、総合計画・総合戦略と白馬村新地域エネルギービジョンとの関連性についてですが、総合計画と総合戦略は先ほど答弁させていただいたとおりであり、地域新エネルギービジョンは、新エネルギーのみに的を絞った個別計画でありますので、特に具体的に関連させるものではないというふうに考えております。

以上で、2問目の答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** ご答弁ありがとうございました。

住民アンケートを行っているということで、ホームページ等で周知を行うというふうに答弁いただいたんですが、この周知はいつごろになるか、お聞きしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまの再質問のアンケート結果の公表ですけれども、今現在、集計作業のほうを進めております。ちょっと期限については申し上げられませんが、結果が出次第、速やかにホームページのほうには掲載したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** ありがとうございます。

第5次総合計画の委員の募集のときもそうだったんですが、ホームページにも載っていたんですが、広報には載らなかったんですね。防災無線ですか、そちらのほうでは募集ということは聞かなかったような気がします。なので、こういったホームページだけに周知するのではなくて、いろんな方に知っていただくという意味で、やはりいろんな情報媒体を使って皆さんに知っていただくような努力をしていただきたいと思います。

次ですけれども、第4次及び第5次総合計画、それと、総合戦略、地域新エネルギービジョン計画の各策定の費用と、策定期間を教えてくださいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまの再質問につきましては、各計画の費用等のご質問でございますが、まず第4次総合計画につきましては、前期・後期と分かれています。前期は基本構想が10カ年と、前期5年の基本計画になります。これにつきましては、全体事業費といたしまして約330万ほどの費用がかかっています。

計画期間は、平成18年から27年の10年間のうちの前期5年という計画内容になります。

第4次総合計画の後期計画につきましては、基本構想は10カ年で定めておりますので、基本計画等の策定で、概算ですけれども、費用につきましては約160万ほどの費用がかかっています。計画期間は後期の5年ということで、23年から27年の計画期間となっております。

地域新エネルギービジョンにつきましては、事業費が約470万であります。これにつきましては、NEDOという団体のほうから全額特定財源をいただいておりますけれども、その事業費は470万であります。計画の期間は平成20年から24年の5年間ということで、既に期間は過ぎておりますが、事業費とすればそのような形でございます。よろしく願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 先ほどの村長からいただいた答弁では、この新エネルギービジョンというのは関連がないというふうにおっしゃったんですが、実をいいますと、この新エネルギービジョンの中で、第4次総合計画に反映していくような旨の記述があります。

私、今回ちょっと読んでみたんですけれども、この新エネルギービジョンですね、当時の中学生、高校生を対象にアンケートを行っているんですね。10年近く前ですので、20代中盤から後半くらいな年代になっているかと思っておりますけれども、その当時、やはり温暖化ですとか、石油が枯渇するといったような情報が流れまして、エネルギーに関する問題意識が非常に高かった、そんな時期ではないかと思っております。次の世代がこれからのエネルギーについてどう考えているかというのを聞いているんだと思いますが、これは、エネルギー政策を考えるというのは、本能的に射た対象だったと私は思っています。

アンケートの質問の中に、あなたが心配と思う地球環境問題ということで、やはり地球温暖化というのが、中学生・高校生とも86%が問題だと答えているわけです。これは複数回答なんですけど、10人のうち8人から9人は温暖化が心配だよと言っているわけです。

2番目の質問ですけれども、白馬村のよいところということで、きれいな川、豊かな水というのが中学生が74%台、高校生が71%台で、山林・森林などの豊かな自然というのが、両方とも84%台なんですね。やはり中高生というのは自然環境に対する認識が非常に高かったと。

3番目の質問なんですけれども、環境をよくするためにすべきことということで、これは多

分複数回答ではなくて、1つだと思っんですが、川や用水路の水の汚れをなくすというのが、これが一番高い数字だったんですが、46%。次に多いのが、太陽光発電や風量発電などの自然エネルギーを活用するということで、中学生は45.6%、高校生が39.9%、40%ですね。平均で43.3%と、大体2人に1人は自然エネルギーを使うべきだと言っているわけです。

4、5ははしよらせていただきますけれども、6番目に、地球温暖化による影響で心配なこと。

7番目なんですけど、日本のエネルギーに関して心配なこと。恐らく回答は1つのみだと思いますけれども、必要なエネルギーの80%を海外から輸入している。必要なエネルギーの50以上が石油や石炭に頼っている、これが29.4%。先ほどの輸入しているというのは29.6%ですね。太陽エネルギーや風力などの再生可能なエネルギーの割合が2%未満である、20.7%の回答ですね。言いかえれば、80%の回答者、中高生ですが、心配しているのは、エネルギーが外に依存しているということですね。私はすごく中高生は当時、今はどうかわかりませんが、ということだと思いますけれども、このエネルギーに関する意識、これは第4次に加えていくというふうにあったんですが、これは第5次は必要ないと、そのように思われますでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまの新エネルギーに対する計画が第5次に反映されるのかというようなお質問と解釈してお答えをさせていただきますが、まず、新エネルギービジョンにつきましては、個別計画と申し上げましたのは、そもそもこの白馬村の地で新エネルギーの存在賦存量がどのぐらいあるのか、それと期待可採量がどのぐらいあるのかということ調べる調査を行って、新エネルギーが白馬の地で何が賦存量等があって対応できるのかという個別の調査を行った報告書ということで、作成をしたものであります。

これを受けて、当然のことながら、賦存量がない新エネルギーにつきましては、対応が不可能になりますので、対応できる新エネルギーについては、それぞれ第4次の実際の実施計画の中でも、省エネルギーでありますとか、ペレットストーブでありますとか、個別な事業については取り組んでおりますので、全く関係のないという部分ではなくて、あくまでも新エネルギービジョンにつきましては、新エネルギーとしての賦存量の調査を行ったという内容のものであります。

当然のことながら、その策定した後は、やはり温室効果ガスの問題があって、白馬村では温暖化防止地域推進計画というものも策定しております。その中では、具体的に新エネルギーに取り組むものですか、住民が個別に温室効果ガス削減に向けたアクションプラン等も定めておりますので、これらの内容というのは、必然的に総合計画に反映していくということになってまいりますので、新エネルギーに対して全てを計画にのせないということではなくて、対象となる新エネルギーにつきましては、策定後についても取り組みのほうはさせていただいておりますし、個別の実施計画の中でも対応させていただいているという状況でありますので、お間違えのない

ようにしていただきたいと思います。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は、答弁も含め……

太田副村長。

**副村長（太田文敏君）** ただいまの件について、補足、追加でありますけれども、エネルギービジョンにつきましては、NEDOに関しましては、今吉田が申し上げたとおりなんです、第5次総合計画におきましては、またワークショップ等ということで答弁申し上げたところであるんですが、その中で、エネルギービジョンにつきましても、また俎上に上ることは、地域づくりとしては当然出てこようかというふうに思っております。

そんな中でも、特に小水力発電につきましては、白馬村は県事業として導入していたところなんです、北ドイツあたりでもそうなんです、外国からのエネルギーに依存しているということもあって、特に小水力発電、水力発電には力を入れているところであります、風力とか太陽光とかいろいろあるわけなんです、特にコストの面でいえば、小水力発電が一番最良であろうということで、全国的にも行われているところであります。

特に、食料もそうなんです、エネルギーにおける自立というところも、地域づくりの中の重要なファクターではないかというふうに思っておりますので、そこら辺、総合計画の中でも出てこようかというふうに思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今副村長と、それから総務課長のほうでご説明をいたしましたけれども、今ドイツで行われているG7ですか、そこでも平成30年度までには温室効果ガスを26%削減するというような記事が載ってございましたけれども、いずれにいたしましても、白馬村といたしましても、先ほどのこのすばらしい景観の中で、当然そういった環境にも配慮していかなければいけない、そういった中で、温室効果ガスの削減には当然取り組んでいかなければいけないというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は、答弁も含めあと15分です。質問はありませんか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 前段でも申し上げましたように、エネルギーというのは、温暖化というより、むしろ国策としてどのようにしていくべきかというのを、やはりこの過去70年間に考えてこなかったということが非常に大きいと私は思うんですね。

ですから、こういうふうに自然環境に恵まれた、新エネルギービジョンの方向性というので90ページにあるんですが、「優れた資源と人を活かした活力ある経済を築く」と、こういうふうにあるんですね。ここですぐれた資源というのは、恐らくそういった川の小水力を使うとか、

あと木質ペレットですとか、そういうものも使ってやっていくというような内容だったかと思います。

その96ページには、期待される効果として雇用確保、97ページ、基本方針の導入プロジェクト、導入プロジェクトの概要のところ、先ほど申しましたように、白馬村第4次総合計画構想の中に、この導入プロジェクトを生かすというふうに書いてあるわけですね。

平成18年、19年といえ、村長の議員の1期目に当たるかと思いますが、この新エネルギービジョンに対し、議員として、また議会として監視機能をどのように総合計画に反映されたかというのを、チェックされたのかを伺いたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、村長が議員のときにどういうふうに参加されたのかという、そういう質問かと思いますが、先ほど言われたように、この白馬の環境ということについて、非常に温室効果ガスの削減ということはいろいろな議員の中でもそういった行政に対しての質問も出ておりました。

そんな中で、今言われたように、水力発電、そしてまたペレットストーブとか、いろいろなそういった検討もされてきたわけですが、今回そういったことで、水力発電と、水が豊富だというようなことで、水力発電という大きな県の、国の補助金を導入する中で、私が最後の議長のごときでございましたけれども、平川の左岸のほうに小水力発電という施設をつくって、そういった形の中で、資源を活用した、そういった取り組みをしてきたところであります。

以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありますか。伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** ほかに小水力の予定があるようなんですが、私の知る限りでは、あそこ平川しか実現されていない、しかも県の補助事業ということだと思います。

総合戦略、総合計画、そのほかに白馬村では観光地経営計画なども大枚をはたいて計画しているわけですが、一番懸念するところは、この新エネルギービジョン同様、絵に描いた餅になる可能性が大きいのではないかと、そんなふうな危惧するわけでございます。そんな中で、事務事業評価というのがどのように予算に反映されているのかを伺いたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。副村長。

**副村長（太田文敏君）** 事務事業評価につきましては、一番最初は旧自治省の関係で静岡県が始めたことでありまして、その段階では予算との関連性は特になく、独自なところで始めたところなんです。その後、予算的にも反映するということで、強く事務事業評価を行うということになってきたところであります。

現在につきましては、事務事業評価は審査会を経まして村長のほうに上がってくるわけなんです。その結果につきましては、予算編成については尊重するというように対応してきておりま

す。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 伊藤議員の質問時間は、答弁も含めあと9分です。質問はありませんか。  
伊藤議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 私がここで一番申し上げたいのは、計画段階でどのくらい住民が、もしくは職員がかかわったかということが、計画の成功とか達成に大きくかかわるのではないかと思うんですね。コンサルタントへの丸投げで、自分のものになっていない、要するに、職員のものになっていない、住民のものになっていないというのが、一番問題なのではないかと思うんですね。職員が遂行しなければいけないという責任感がないので、やらなくてもいいのかなというような認識があるのではないかと思うんです。

水力発電に関しましては、今までは、小水力発電を行うことは、農業用水路、水等とは別に、水利使用の許可が必要だったわけですが、従来、発電について、河川の流用等に新たな影響を与えるものではないため、新たに登録制を導入するというので、この春から変わったというふうに、私の情報ではあります。

ですので、大きな小水力というのではなくて、もうちょっとやはり住民に恩恵があるような、そういったエネルギーの考え方、方向性を持っていただければと思います。

ちょっと時間がなくなりましたので、次の最後の質問に移らせていただきたいと思います。

一番最後ですが、ふるさと納税について。

昨年度の震災でふるさと納税の額が大幅に伸びました。昨日いただいた運用状況に関する資料でもわかるように、昨年、平成26年度1年間の合計では、その前の6年間の合計以上になっております。そこで、お礼の品の内訳の状況を1番目に、2つ目として、同一の品物がある場合、納税者自身が会社または個人を選択することが可能であるのか、3番目としまして、事業者の募集はどのように行っているのかを伺いたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 議長、答弁時間がないけれども、どうすればよろしいでしょうか。あと何分。

**議長（北澤禎二郎君）** あと5分、6分。

**村長（下川正剛君）** 6分。

伊藤まゆみ議員の最後の質問であります。

ふるさと納税についてということであります。

ふるさと納税につきましては、平成26年12月1日よりクレジットカード決済とお礼の品贈呈の開始に向け準備をしていたところ、その9日前に震災が発生し、その2日後から緊急寄附として専用申し込みフォームによる受け付けを開始したところであります。

12月1日からは当初の予定どおりカード決済とお礼の品の贈呈を開始し、多くの方からお申

し込みをいただいております。

最初に、お礼の品のご質問でございますけれども、全員協議会でも議員の皆様にお示しをいたしました。農政課、そして観光課と協議し、農政課関係ではお米と特産品を、そして、観光課関係では、宿泊補助券、リフト券、そして、白馬村キャラクターのヴィクトワール・シュヴァルブラン・村男Ⅲ世グッズを提供することといたしました。

平成26年度中に支出したお礼の品としては、宿泊補助券が198万4,000円、リフト券が34万7,500円、特産品が約481万円、お米が1,186万円、白馬村キャラクターグッズが11万円で、合計1,911万1,500円となりました。

全国的に見ると、人気のあるお礼の品は、1位が牛肉、2位がお米となっており、白馬村でもお米が多く選ばれております。

平成26年度の方針は、お米につきましては、認定農業者のうち、秋の味覚フェアに出展している生産者を対象に意向調査を実施し、出品を希望された生産者のお米を提供することとし、特産品につきましては、北アルプス山麓ブランド認定品取扱事業者を対象に出品について意向調査を実施し、出品を希望された事業者の商品を提供することとしております。

商品の内容は、道の駅白馬特産品セット、みそ玉仕込みみそ、お宝漬け、白馬青コショウセット、食用ホオズキ、冷凍ブルーベリーやブルーベリー加工品セットなどです。

なお、平成27年度については、より多くの商品をお礼の品として提供できるよう広く公募しており、これまでに昨年度以外で追加となった商品は、白馬国際トレイルランの出場権や、山菜詰め合わせセット、純米吟醸酒やフレッシュブルーベリー、ホオズキジャム、ドライフルーツホオズキセットなどが挙げられます。

次に、納税者自身が事業者を選択することは可能かとの質問ですが、同一の品物があるのはお米だけですが、事前に行った意向調査によりご提供いただく品種を確認し、出品希望者が重複する場合には、寄附者が事業者を選択するのではなく、各生産者に対して提供いただける量に基づき均等に発送を依頼しているところであります。

平成26年産のお米につきましては、12月1日からのスタートといった时期的なこともあることから、在庫切れとなった生産者もあり、現在は在庫を有する一部の生産者に発送を依頼している状況であります。

なお、平成27年産米の発送につきましては、寄附者が生産者を選択する仕組みも検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

最後に、事業者の募集期間についてであります。平成27年4月から公募を開始し、随時受け付け・審査することとしております。公募後に、既に出品している事業者からの追加申請だけでなく、新規事業者として白馬国際トレイルラン大会事務局からも申請が1件あり、既に受け付けを開始しているところであります。今後も魅力的なお礼の品をそろえ、多くの寄附をいただき

ながら、白馬ファンをふやしていきたいというふうに考えておりますが、特に白馬は非常に特産品が少ないというようなことで、非常にふるさとを応援していただいている方々のお返しということに苦慮をしているわけですが、そういったことを含めて、できるだけ多くの特産品をお客様にお返しをするという取り組みを続けてしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げ、答弁にかえる次第でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しましたが、先ほど答弁漏れがありますので、では、願います。吉田総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** 先ほどの自衛官募集の関係で、答弁漏れがございましたので、答弁のほうをさせていただきます。

この自衛官募集、地方公共団体の委託費につきましては、平成22年度までは金額にして約2万円弱委託費を受けておりましたが、23年度以降は委託費という名の収入はございません。

なお、22年までのこの委託費の金額の基準でございますが、広報の掲載回数や職員が会議等への出張、または郵便代等にかかった経費という基準に基づき、委託費を受けていたという状況でございます。

以上でございます。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しましたので、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時00分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

第6番太田伸子議員の一般質問を許します。第6番太田伸子議員。

**第6番（太田伸子君）** 6番太田伸子でございます。

下川村長も就任されて10カ月になります。就任早々に大きな災害に見舞われ、村のかじ取り役として大変であったと思います。しかし、これからも村民が前向きに希望の持てるかじ取りをお願いし、私たちも協力してまいりたいと思っております。

きょうは、通告に従い、村長ご自身が初めて上程された予算の村政が執行される平成27年度重点施策について、また、次に、神城断層地震の復旧・復興についての2点についてお伺いいたします。

初めに、平成27年度白馬村の重点施策であります、1番目に、観光振興として、村長公約にある「民間活力を生かした観光局の改革」とは、村長のお考えを伺います。

2番目に、白馬高校の存続で、6月に迫ってきている県教育委員会の最終判断について、白馬・小谷両村の全国募集への対策について伺います。

3番目に、共同調理場の建設に、年度当初予算に2,000万円の設計監理委託料が計上されました。この計画の進捗状況を伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 太田伸子議員から、3点について通告がございました。

1点目について、平成27年度白馬村の重点施策についてということで答弁を申し上げます。

最初に、村長公約にある「民間活力を生かした観光局の改革」についてであります。観光局は設立して11年が過ぎました。私が議会議員であった当時から、観光局に対しては、村からの負担金の使途や事業の内容、廃業や退会により社員数が年々減少していることなど、社員はもとより議員の皆様からもさまざまな意見が出されておりました。

また、「観光局の代表理事は民間事業者の理事の中からふさわしい人についていただき、民間主導により、民間の持つ経営感覚とスピード感を持って観光局の運営をしていくことが望ましい。」との思いもあり、村長選挙立候補に際して「民間活力を生かした観光局の改革」を掲げたところでございます。

改革に向けて、まずは観光局の理事、議会、観光協会、宿泊事業者、交通事業者など13名で構成する「白馬村観光局の課題解決に向けた検討委員会」を設けて、観光局の課題は何か、課題解決のために何をすべきか、ことし2月から3月にかけて都合5回の委員会を開催し検討をいただきました。

この報告書によると、大きくは、1つ目に「組織に関する事項」、2つ目に「運営に必要な財源に関する事項」、3つ目に「代表理事に関する事項」についてご意見をいただいているところであります。

1つ目の「組織に関する事項」につきましては、観光に係る全ての団体、個人が一丸となって、主体的に観光振興を図って、地域の活性化に資することが組織の目的であることを改めて確認した上で、「組織の目的を達成するためには、多くの観光事業者が参画できる仕組みとして、特に、常設観光協会や各地区の旅館業組合、外国人経営者組織、商工会などの団体として加入することが望ましい。」

2つ目の「運営財源」については、現状の1億2,000万円程度の予算を最低限確保することが必要である。また、社員の加入促進、加入負担の軽減を図るため、分担金総額は現在の2分の1に相当する1,500万円に、村負担金は9,000万円から1億円に、そして事業収入は1,000万円を目安とする。

3つ目の「代表理事」に関しては、理事会での協議に委ねるというものであります。

私自身も、観光事業者が一丸となって事業を推進する組織体制が望ましいとのご意見はもっともであり、観光局理事や事務局とともに加入促進に努めてまいりたいと考えております。

また、観光局ではこの意見を踏まえて、分担金審議会を開催し、「検討委員会からの意見を尊

重して、分担金総額は1,500万円を基本に算定基準の見直しを進めていく。」ことといたしました。

先月29日に開かれた理事会において代表理事の選定が行われ、副村長が代表理事に就任いたしました。結果として、引き続き行政側で代表理事を務めるということになりましたが、「にぎわいのある白馬」という私の公約の実現に向けて、民間活力を集結し、観光振興を担う推進組織である観光局に対しては、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、白馬高校の全国募集に係る白馬・小谷両村の対策についてであります。あわせて、現在の状況について答弁させていただきます。

なお、太田議員のおっしゃるように、平成28年度から白馬高校が地元の要望どおり存続していくかどうかは、18日の長野県教育委員会の定例会で最終判断が下されるということで、ある意味、非常にデリケートな時期でもあり、県教育委員会で決定される前にオープンにできる部分と、できない部分があることを、ぜひご理解いただきたいと思っております。

まず、全国募集の準備状況であります。全国募集するに当たっては寮の整備が必要不可欠でありますので、少なくとも来年の3月に間に合うように、購入を視野に入れ所有者の方と条件を詰めているところであります。

全国募集活動といたしましては、全国募集のポスター、そしてまたパンフレットの内容を検討中で、県外の中学校への送付を初め、銀座NAGANOや県の東京、大阪、名古屋の現地事務所に置いていただくよう調整中であり、また、東京で開催される「ふるさと回帰フェア」や、東京、大阪で開催される「楽園信州移住セミナー」などの各種イベントに参加しての県外募集活動を県教委・高校の協力を得て行うことも計画しているところであります。

さらには、今回補正予算として上程させていただきましたが、県の元気づくり支援金の事業採択となりましたので、白馬高校PR番組を制作し全国募集につなげてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、公営塾の関係では、総務省の地域おこし協力隊で講師の募集をかけたところ、現在17名の応募があり、書類選考で絞った11名を対象に、この23日に面接を実施する予定であります。公営塾については9月スタートを目指して準備を進めているところであります。

その他、地域支援策に掲げるデュアルシステムやICT教育、山岳学習支援など平成28年度に向けて準備しなければならないことが山積しておりますが、いずれにいたしましても、18日の県教育委員会の定例会の結果を待ってということもございますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

それから、白馬村学校給食共同調理場につきましては、昭和59年11月に施設が完成し、昭和60年2月から業務を開始しており、既に30年以上が経過し、以前にも増して老朽化が進んでいるというのが現状であります。近郊の状況では、昭和56年建設の池田町松川村学校給食セ

ンターが平成25年に施設更新されましたので、白馬村の施設は大北管内で最も古い共同調理場となっております。

また、白馬村学校給食共同調理場は、最大1,000食の給食能力を持ち、また建設当時としては最新鋭の設備を備えるなど、当時約1億2,000万円の費用をかけて建設されました。建設当初、教育委員会では、村内3校の小・中学校の給食を全てこの施設で賄うという考えもありましたが、当時は白馬南小の施設が十分に使用可能であったことから、調理場の老朽化が激しい白馬北小、中学校を共同調理方式により新築したほうが望ましいという結論に至り、建設されたという経過がございます。

あわせて、夏の衛生、そしてまた調理の状況など、学校給食における衛生管理は、文部科学省が定める学校給食衛生管理基準によって細部にわたって示されているところではありますが、白馬村の共同調理場には、換気扇は設置しておりますが、冷房空調設備は備えていないことから、夏場は調理中の調理室内温度が基準を超えるような状況も珍しくないということがございます。

このような状況は、保健所が実施する食品衛生管理指導においても改善指導を受けているところであり、平成21年度から23年度にかけまして、国の地域活性化交付金約1,500万円程度を活用して、衛生管理基準に少しでも沿うことができるための改修工事を実施してまいりましたが、十分に全ての箇所が改善できているような状況ではありません。この改修工事においても、空調設備の導入や床の改修などは大規模な工事となり、その費用負担も懸念されることから、現在に至るまでその実施を見送ってきているのが現状でございます。

また、村では、平成18年に策定をいたしました行政改革大綱集中改革プランにおいて、平成20年度までに学校給食業務を民間委託に移行するという目標を掲げた経過もございます。

こちらは当時、小・中学校教職員、PTA、議会、民生児童委員、教育委員会から構成する学校給食民間委託検討委員会を立ち上げ、意見交換を重ねてまいりましたが、時を同じくして平成20年6月に、学校給食法がその主要目的を、従来の栄養改善から食の大切さや文化、栄養バランスなどを学ぶ食育に転換をした改正がされました。

これは、現在から考えれば、若干の語弊はありますが、青天のへきれきで、民間委託構想から学校における食育の推進に学校給食が大きな役割を果たすことになり、実態に合った内容に改善する必要があったものとされ、学校教育における給食の役割がますます高まり、安全・安心で質の高い給食を安定的に提供することが行政の責務に大きくシフトするものとなってまいりました。

こうした過去の経過から、共同調理場の今後のあり方を考えたとき、高い衛生水準の確保や、安全・安心でおいしく、栄養バランスのとれた給食の提供、食育の推進と食に関する情報発信機能の導入が必要不可欠であると考え、あわせてアレルギー対応食への対応、環境負荷の低減、災害時の支援拠点施設の役割など、さまざまな要素がその構想の基礎となります。

共同調理場も既に30年以上が経過する中で、平成23年度には、以前の太田伸子議員がご質

間のお言葉をおかりすれば、「大規模改修に多額の予算を要することを冷房・空調等を備えていない調理室の言いわけにになってしまうのでは、安心・安全で質の高い給食を、将来を担う子どもたちに提供することが困難になる」ということから、白馬村学校給食共同調理場は現在その改善に緊急性を要し、早急な対応が必要と判断されることから、本年度予算に設計監理委託料を計上したところであります。

現在は、「白馬村学校給食施設検討委員会」を設置し、昨年度から共同調理場、白馬南小学校給食調理場の今後について検討を進めております。この検討委員会はPTAや学校管理者などの異動に伴う構成員の変更はございますが、今年度も引き続き検討を進めております。

本来は、震災復旧や職員人事異動を言いわけにはいけないのでありますが、今年度は第1回検討委員会開催が若干おくられているのが現実であります。6月から7月にかけて初回の検討委員会を開催し、先進地視察も計画しているところであります。

この計画の進捗状況は、この検討委員会の検討結果による部分もありますので、先ほど述べたように、「緊急性が高く早急な改修を要する」という検討結果が提出されることも十分予想されることから、2,000万円という設計監理委託料を計上しているところであります。

現段階では、検討委員会の動向を注視するとともに、積極的に動いていただくようお願いを申し上げ、そして、あわせて行政としてはどのような状況変化にも対応できる予算措置が必要であるというふうに考えております。

この給食センターにつきましては、過去から再三一般質問でもいろいろな改善すべきだという前向きなご質問もあったふうに私も記憶をしているところであります。

以上で、太田伸子議員の1問目の答弁といたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第6番（太田伸子君）** まず、観光局についてお尋ねいたします。

今回の観光局の総会において、村長は代表理事だけでなく、理事もおりられています。予算を執行する村長が、そのお金を受ける代表理事と同じでは不合理であるとおっしゃっておられました。

このたび、代表理事に就任されたのは副村長であります。ここで今までおっしゃっていた、今まで出す側が受ける側と同じとおっしゃっていたんですけれども、代表理事に副村長がなられたというところ、どこに違いがあるのでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 村長。

**村長（下川正剛君）** 今、太田伸子議員の質問であります。私が、予算を執行する人間と受け取る人間と同一人物であってはいかかなものかということで、代表理事をおりたということなんでしょうけれども、副村長が同じように代表理事を受けるということは、どこに違いがあるかということでもありますので、私は執行機関の最高の責任者であります。そういった中で、私と副村長とは違

うというふうに認識をしております。

そういった中で、私もかねてから議会のほうでもいろいろなそういった発言をした経過がありますけれども、出すほうと、もらうほうと、同じ人間が役員をやるということは、私は非常にいかなものかということは、再三言ってきたつもりであります。

その一環として、今回観光局の関係については、そういったことも一つの要因でありますし、もう一つでは、特に観光局の理事長が時間がとれないから、観光局の執行部会議も開けない、理事会も開けないというような、白馬の一番の基幹産業である観光が、村長の都合によって執行部会議も開けない、理事会も開けない、決裁も受けられないというような、そういった状況ではいけませんので、特にそういったことも含めて、私は今回、そういったことではタイムリーな判断をしていくためにも、観光白馬で生きる村として、私がやっていたのではうまくないということで、理事会に提案をいたしました。

そういった中で、本来ならば、理事の中から選任をいただければ一番いいわけでございますけれども、それぞれ企業では自分の仕事を持っている、それから代表で理事に出られている方も、いろいろな自分の仕事があったり、なかなかこの代表理事ということは難しいというような状況で、最終的に理事会のほうで太田文敏副村長になったというふうに私は聞いておりますけれども、先ほど言ったように、本来ならば民間から出ていただいて、どんどん引っ張っていただいたほうが、白馬の観光のためにはなるというふうに私は認識をしていたわけでございますけれども、理事会のほうでそういったことで、当面は副村長のほうから理事長を受けてもらうという結果になったようであります。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第6番（太田伸子君）** 村長の熱い気持ちはわかります。今3回同じことをおっしゃったので、1回で結構ですので、よろしくお願いします。

村長は最高責任者であるというところで、副村長はナンバー2だと私は認識しています。それで、この辺、皆さんがどういうふうに受け取られるかというところは、まだこれからよく拝見させていただきたいなというふうに思っています。

観光局の内部まで私たち議員というか、私は議会が立ち入るということは大変僭越なことだと思っています。しかし、村の観光局に対しての負担金が、観光局全体の中の金額に占める割合が余りにも大きいので、ここで村長が観光局を抜本的に見直したいとおっしゃっている、その一つだけで結構ですので、一番のところというのをお聞かせいただけますでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 観光局の改革について、抜本的にということは、先ほど私も答弁の中で申し上げたとおりであります。いずれにいたしましても、このすばらしい山岳景観、そして昨今、ア

ウトドアのお店がこの白馬の景観のもとに進出をしてきている、そういった中で、これから本当に、冬の観光も非常に大事でありますし、そしてまたグリーンシーズン、この4月から11月、12月、雪の降るまでの間のこのグリーンシーズンを、いかに白馬村に多くのお客様が来ていただけるか、そういった中で、これからはアウトドアのニーズが非常に大きくなっていくのではないかとこのように思っております。

そんな中で、国内外から大勢のお客様が白馬においでをいただいて、このすばらしい山岳景観を享受していただければなというふうに思っておりますし、それからまた、子どもたちもこのすばらしい白馬に来ていただいて、いろいろなアウトドアの体験をしていただく、こういったことも非常に私は重要であるというふうに思っております。そのことがまず1点であります。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第6番（太田伸子君）** 先ほど村長の答弁の中で、観光局の課題解決に向けた検討委員会の報告がありました。その中で、加入促進を進めるため、分担金は現在の2分の1の1、500万円にしたいというふうにあります。委員会からは、議会からも出ておりますし、村長も議長をされていたとき、議会の中では、分担金相当額を村の負担金として認めるというふうに私は認識しています。簡単に、観光局のこの検討委員会が、加入促進を進めるために分担金を減らし、村の負担金を1億円に増額するという報告を受けて、村長はどのようにお受け取りになりましたか。

**議長（北澤禎二郎君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** これは今委員会のほうで検討してもらっていることで、13名の方から検討していただいているという経過があります。

全く私も議会も経験しておりますので、今太田伸子議員が言ったことは頭の中にあります。そういった中で、今会費を例えば半分にするとか、村から1億円がどうだとか、こういうことは、これから白馬村としても幾ら出せるかということも含めて、これから検討していかなければならないというふうに思っておりますので、この関係については、平成28年度からの対応になりますので、今年度は今までどおりという対応でございますけれども、村といたしましても、できるだけ支援はいたしますが、まだ村としては決定をしたわけではございませんので、観光局の理事会のほうではそういった要請が来ていることは事実であります。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第6番（太田伸子君）** 村の観光局へ、今回は11期が終わってこれで12期に入りますけれども、12期の予算が3月の時点でいつも予算づけをされるという、この少し、何か月かの変則的なところがあるので、村からはもうこれだけもらっているから使っていというふうな観光局の予算づけにはならないように、ぜひこの半年間というか、お願いしたいと思います。

それで、さきの観光局の総会でいただきました総会の資料なんですけれども、今年度の予算ベースでいきますと、総事業会計が1億2,382万1,000円のうち、村の負担金は7,796万8,000円、村からの元気号の委託金が954万3,000円、これは観光局全体、この会計の全体の66.3%を占めます。それで、観光局自体の事業収入の予算というものは426万円で、全体の3.4%です。それで、先ごろ新幹線延伸で期待されております飯山の観光局に議会のほうで視察に行ってお伺いをしてきたんですけれども、昨年の予算ベースですが、市であります、総事業費は5億4,975万6,000円、そのうち市からの補助金は4,000万円です。全体の7.3%になります。そして事業収入は4億7,627万7,000円になります。これはもう全体の86.6%という高い数字になります。

飯山の観光局と白馬の観光局、その構成にいろいろ違いはあると思いますので、白馬の観光局がここまで伸ばせるかというところは、また別問題だと思います。しかし、こういうふうな事業収入全体で観光局を運営されているというところもあるというところをぜひお知らせしたいなと思っております。

それで、白馬村観光局は2種の旅行業者登録というのをされていると思います。保証金として1,100万円が貸借対照表に載っています。供託金のように多分積まれていると思います。これを持っていれば、いろんなプラン、商品というものが観光局でつくって生かしていけるものだと思います。せつかくこの旅行業の登録で商品プランというものを生かす、その活用は白馬村ではどのようにされているのでしょうか。

ちなみに、飯山市では昨年100以上のプランを考えられたそうです。白馬ではどのように活用されているか、お伺いたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。篠崎観光課長。

**観光課長（篠崎孔一君）** 第2種旅行業に関しまして、今観光局が取り組んでいる主な事業としましては、いわゆる着地型旅行商品というものでございます。これは、飯山のほうの視察の中でもいろいろな着地型の旅行商品についてのご説明があったと思います。飯山市は着地型旅行商品の、ある意味では長野県のトップを走っている先進観光局であるというふうに私どもは見ておりますし、私どもがマイスター制度を使った旅行商品を使い、また、飯山市でもそういったところも例に捉えながら、きちんとその辺の仕組みをつくりながら売ってきたという背景でございます。

必ずしもその旅行商品がヒットするかどうかということは別にしましても、それを通じて地域にもたらす経済効果ははかり知れないものがあるというふうに思っております。したがって、観光局自体は旅行業の場合の実質的な収益は、精算後のいわゆる手数料的な部分しか残りませんけれども、全体的な売り上げというところが一つのはかりになるんだろうというふうに思っております。

現在、観光局での旅行商品は、大きくはマイスターによるツアー、これが四季の関係でのツア

一でございます。また、長期滞在型を目指したプランとしての「ふおーゆー白馬」といった商品と、この2本立てが大きな商品でございます。

現在、マイスターを活用したものについても売り上げが実は伸びておらず、逆に落ちてきているという現状を鑑みる際に、こういったものをどうまた生かし再構築するかというのは、局としても課題でもあり、局側も問題意識を持っておりますので、そのところで、事業収益をもっともっと上げることによって、逆にいえば村の負担も軽減すると、当初の局の設置の目的とそういった目標を掲げたところに少しでも近づけるように努力をしていくということが重要であるというふうに考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第6番（太田伸子君）** 飯山市のほうも、100以上のプランを売り出してはみたけれども、やはりいろいろ精査して、ことしは80ぐらいに絞り込みたい、いろいろと研究されているようでした。

それで、一応着地型の飯山市のプランですけれども、やはりそれだけでも7,000万円ぐらいの収益は上げられています。せっかく観光局、飯山の観光局は白馬の観光局を視察に来られて、先進地だということで、飯山市も白馬を手本にしたいと思って来られたということも聞いています。お互いにいいところを考えて、ぜひ伸ばしていただきたいと思います。少なくとも、村からの予算の観光局の職員の費用、負担金が3,699万6,000円ぐらい今予算に盛られています。それくらいは観光局の事業収入として上がるような事業努力をお願いするところであります。

今回、副村長が代表理事になられたところなんですけれども、代表理事としてどのようにお考えになるか、お伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 太田副村長。

**副村長（太田文敏君）** ただいまの太田伸子議員さんの再質問の件に答弁させていただきたいと思っております。

太田伸子議員さんおっしゃられるように、飯山市のほうから白馬村の観光局に視察に見えて、それで当時は先進だったわけなんです、それをもとにして観光局をつくられたというのは、議員の皆様もご存じのとおり、それから北信のほうでも有名なことであります。

飯山市の観光局とは、白馬村の観光局とちょっと経営形態が若干違うところではあるんですが、ただ、先ほど篠崎が答弁申し上げたように、着地型観光につきましては、特に先進でもありますし、それなりの土壌が飯山市にはあったというふうに拝察してはおります。

今おっしゃられた人件費3,600万強の件について、それについてもう少し事業収入を伸ばすことによって、それなりの費用対効果、さらには税等の投入の緩和にということでもありますけれども、ちょっとそれについては、再度観光局の件については再構築をしていきたいなというふ

うに思っています。

特に、今ふお一ゆ一白馬とかそういったところで、魅力的な商品で先進ではあったんですけども、若干数字が伸び悩んでいて、かえって落ちているというのが現状でありますし、観光局で出している商品自体がそういう傾向にあります。ですので、ここでもう一度、若干、今期につきましても組織の形態をちょっと変えてございますので、そこら辺も含めて観光局の運営形態を再構築していければというふうに思っています。

それから、冒頭のほうに太田伸子議員様から質問のあった民間活力の件でございますけれども、特に副代表理事であった私が、今度代表理事に理事会で決定されて就任したわけなんですけれども、民間活力ということで、理事の機能の強化ということで進めていけるかなというふうに思っています。執行部会制度ももちろん機能させなければいけないところなんですけど、私が代表理事になったということで、執行部会、それから理事会も、今度は回数的に言えば機能的に開催することができますので、理事会制度を、いわゆる理事の皆様は、篠崎を除いては民間の方でありますので、その活力を十分に引き出していきたいなというふうに思っています。

ですので、今太田伸子議員さんからのご質問につきましては、十分頭の中に入れて活動していきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第6番（太田伸子君）** 時間が限られていますので、なるべく簡潔によろしくお願いいたしますと思います。

それでは、白馬高校についてお伺いいたします。

県の教育委員会定例会のお話がまだ出ていないというところで、詳しいことはまだお聞きできないのかもしれませんが、それで、私は今までも白馬高校の存続をお願いしてきた経緯もあります。この18日には、白馬高校の国際観光学科の設置がお認めいただけるという、そのうれしい発表を期待いたしているところであります。

県の教育委員会では、本県の高校を取り巻く状況として、社会情勢の変化と少子化の進行という大きな課題について、長野県高等学校将来像検討委員会というのを立ち上げられております。望ましい高等学校のあり方について、今まさに別立てで検討されてきております。平成42年には、この通学区では、225人5学級が減になるということが新聞で明らかにされております。今、村は白馬高校が再編基準から外れたにもかかわらず、前村長や村民の熱意で学科設置を認めただき、存続に向けてさまざまな支援を考えています。今後さらに高校再編の波にのみ込まれることが危惧されます。

平成30年に高校再編がまた県で検討されるようであります。それまでに、今せっかく残った白馬高校をさらに存続させるためにも、村長はどのようにお考えになりますか。また、これからは何か県に対して要望を出していこうというふうなお考えはありますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 今これからどんどん少子化になっていくというような形の中で、白馬高校が平成30年にはまた再編基準というような、そういったことをクリアしていかなければいけないが、村長としてどういうふうに思っているかという質問であります。これからどんどん全国子どもの数が減ってくるわけでございます。そんな中で、果たして白馬高校が今160名を2年続けて定数割れをしたということで、今回の再編基準になっているわけでございますけれども、また今後、全国募集という中で、白馬高校が魅力のある、スキーばかり一辺倒ではなくて、できるだけ勉強のほうもしっかりとした高校にして、地域に白馬高校という高校がないということは、これから過疎化にも非常に拍車がかかるというような観点から、白馬村村民、そしてまた議員の皆様を初め村中の方々からご協力をいただきながら、この生徒の確保に努めてまいらなければならないというふうに思っているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第6番（太田伸子君） ぜひ、これまでの熱意をずっとつなげていっていただいて、白馬高校がさらに全国募集を始め大きくなっていく、前に進んでいけるように、ぜひ村長の熱意をご期待申し上げます。

それでは、次に、神城断層地震の復旧・復興についてお伺いいたします。

現在予想以上の早さで解体作業が進み、堀之内地域の景色が一変し、日に日に緑濃くなるこのごろですが、閑散とした空気の流れがただただ寂しさを誘う感がしてなりません。被災者のお気持ちを察したとき、お声がけをすることも忘れてしまうほどです。一日も早く平穏な日々が訪れることを願わずにはられません。被災者の皆様が従来の生活を取り戻すには、住居の復興はもとより、生活の糧となる農地などの生産基盤の整備や、農業用機材の修復などが急務です。

一方では、地域コミュニティーの公民館や神社、墓地などの修復にも多くの労力と多額な費用負担が強いられることとなります。

そこで、さまざまな支援を望んでいる被災者に対し、今何に補助すべきかをいま一度検討してほしいと思っております。住宅を修理・再建して住み続けていただくということが何よりも大切であると考えます。もし、よその地域に移り住むということになれば、東部地区の集落は成り立たなくなります。それだけは避けてほしい。地域再建のためにも、この地で生活を再興していただきたいという強い願いを込めて、被災者支援の立場からお尋ねいたします。

当初の94カ所という農地被害のところですが、雪解けとともに判明してきた200カ所に上る農地復旧に係る現状の村費負担の金額の見積もりをお伺いいたします。

2番目に、宅地ボーリングのボーリング調査の状況を伺います。

3番目に、公営住宅建設に向けての進捗状況をお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2問目の神城断層地震の復旧・復興についての質問であります。お答えをしたいと思います。

まず、農地の復旧に係る現状の村費負担金額の見積もりはとのお尋ねであります。議員がおっしゃったとおり、雪解け後5月にかけて、農家の皆さんから被災農地の報告が相次ぎ、農政課ではその対応に追われ、今週から続く災害査定を受検に手いっぱい、復旧費用の見積もりは皆目見当がつかないというのが正直なところであります。

現在、村では、国へ補助申請を行う予定の農地は、一部畑や畦畔のみのものも含め約190枚で、面積は25から26ヘクタールに上ると見込んでおります。190枚が全て同じ工法で復旧するわけではなく、被災の程度によりかかる費用が異なること、5月末までで査定を終了した農地は35枚で、約18%の遂行にとどまっていること、肝心の国の補助率が確定していないことなどで、予測は困難であります。

このような状況下であることを前置きさせていただき、あえて見積額を1月の査定結果を根拠に申し上げますと、腰だめの数字であります。農地の復旧事業費は1億円前後かというところであり、国の補助が90%なら村負担は10%で、起債の交付税措置を控除すると、三、四%くらいの負担になるかと存じます。

あくまでこれは農地の面整備だけの数字であり、フトン籠工を必要とする畦畔復旧だと事業費は高くなりますし、さらに水路、農道等施設の復旧箇所も査定を受ける予定の箇所は70カ所程度あり、これは農地と違い、数十万単位から千万単位の復旧費がかかる施設まで非常に幅が広がります。

代表的な例を挙げると、立の間の山腹水路は、5月によりやく被災状況を全線にわたり確認できましたが、被災は24カ所に及び、同行した県の職員の見立てによれば、1億円程度の事業費になるのではとのことであります。

ほとんどの被災施設はこれからの査定となっており、現段階では数億円程度の事業費としか申し上げられないところであります。ただ、国への補助申請が査定により認められた施設は、農地同様、村の実質負担は事業費の数%にとどまると予測しているところであります。

もちろん、復旧事業には、国の申請基準に達しない被災箇所や、国との協議を待つ余裕のない緊急対処が必要な被災箇所も数多くあり、これらは当然村の負担は大きいものになります。

以上申し上げたとおり、事業費の総枠がつかめない今の状況で、復旧に係る村負担金額の見積もりを具体的に示すのはご勘弁いただきたいと思っております。いずれにせよ、目の前の膨大な被災農地などの復旧を一つ一つ解消していくことに専念し、財源まで考えながら執行している余裕がない状況をぜひご理解いただきたいと思うところであります。

次に、宅地ボーリング調査の状況についてであります。村では、被災者宅地に対して住宅再

建に向けた宅地の耐地力調査を実施することで、本定例会にその経費を補正予算として上程させていただきます。

調査対象につきましては、一定の要件を満たしている比較的被災状況の大きなものを対象としております。具体的には、災害による罹災の状況が半壊以上の建物に係る宅地であり、災害による宅地危険度判定が危険または要注意と判定された宅地及び災害救助法に規定する住宅の応急修理などを実施していないこととしております。

調査の方法は、原則としてスウェーデン式サウンディング試験方式としていますが、土地の形状からして難しいと村が判断する場合に限って、機械ボーリングなどに置きかえて実施することとしており、調査の概要につきましては、今月1日に開催いたしました“長野県神城断層地震の復旧・復興に関する説明会”の折にも説明させていただいているところであります。

なお、この調査結果により宅地の安全性を保障する調査という趣旨ではなく、現在の地盤の状況について専門的な調査により確認するというものであります。

次に、公営住宅建設に向けての進捗状況に関する質問につきましてお答えいたします。

公営住宅建設の概略スケジュールといたしましては、今年度において、補助制度の選択、建設地の選定、住宅の形態・構造・規模等の策定及び基本設計を行い、平成28年度において国の補助を受け建設に着手し、降雪期前までに完成させたいという考えでおります。

今月1日に開催いたしました“長野県神城断層地震の復旧・復興に関する説明会”において、「今後の住まいに関するアンケート調査を行い、その結果を公営住宅建設に関する基礎資料とする」旨の説明をいたしましたところであります。

アンケートは、住家の“罹災状況”が半壊以上で、かつ被災した住家以外に避難をしている世帯を対象に実施し、内容といたしましては、被災した住家をいかにするか、解体撤去した後の宅地の利用方法、建設する公営住宅の形式などを設問として設定しており、このアンケートの対象世帯数は、おおむね70世帯であります。

アンケートにつきましては、6月中の配布と回収をめどに準備を進めており、健康福祉課が実施する健康調査と対象者が重複する世帯につきましては、あわせてお送りし、五月雨式にアンケート用紙が届くようなことは避けたいというふうに思っているところでございます。

また、1日に開催した説明会の際には、建設する公営住宅への入居を希望する方との意見交換の場を設けてほしいとの要望もあり、村としては可能な限り対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は、答弁も含めあと5分です。

質問はありませんか。太田議員。

**第6番（太田伸子君）** もう時間がないので、必要なところ、耕作不能な農地に対してですが、

10アール当たり7,500円の営農支援、また利用施設の、耕作できない農地の草刈りの維持管理費として5,000円が支払われるというふうに聞いております。

農業をされている方の、いわゆる耕作ができないところの休業補償的なものではないかと私は思うんですけれども、ほかにも被災されてお仕事ができない、農家ではないけれども、そういう方だって休業されているという人もいらっしゃいます。そういう方たちへの支援というか、何か村独自で、義援金も来ています、見舞金も来ています、何か村独自でそういう方々への支援というものはお考えになっていないのでしょうか。お伺いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今義援金は、見舞金はという話がございましたけれども、義援金については、住宅が半壊以上の方ということで限定されておりますので、そちらのほうへ、義援金は県のほうと一緒にしてお配りをしているという状況であります。

そしてまた、耕作できなかった方への何か補償はないかということでありますが、先ほど言われたように、少ない金額ではありますけれども、国の施策も使って、幾らかでもそういった対応をしまいたいというふうに考えているところでございます。

補足については農政課長のほうから説明させます。

**議長（北澤禎二郎君）** 農政課長。

**農政課長（横山秋一君）** 太田議員おっしゃいましたとおり、耕作できない農地に関しては、見舞金の要素ということで、国の原子力災害対策の米直接支払分に見合う金額を支給を予定しております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第6番（太田伸子君）** 先日の6月1日の被災者への説明会、私たちも、議員の何人かも傍聴させていただきました。それで、公営住宅などのこともいろいろとお話しいただいています。被災者の方から見ればというか、被災された方々、災害から半年以上が過ぎて今まだ先が見えない、不安がいっぱいである、今半年過ぎたからこそ大きなストレスというのを感じておられる方々もいらっしゃいます。仮設に入られた方もそうですけれども、仮設以外でも入られた方々は、やはり自分たちのおうちではないところで住まわれているというところで、大変なストレスに感じている方、大勢お聞きいたします。

それで、ああいう説明会、大きなところで、せっかく課長みんながいるので、お話どんどんしてくださいと言われても、あれだけの人数のところ、自分たちのちょっとした相談事とか、ちょっと愚痴っぽいようなことなんて言えるわけでもないと思うんですよ。それで、村としても、もう少し被災者に寄り添ったような、意見を聞くような場というものをもう少し持って、話をするときには、こういう計画もあるよとか、こういうふうな計画もいいねとかという、ちょっ

とした計画とかそういうのを提示してあげるといふか、心が安らげるような会といふのを開くといふおつもりはないでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 太田議員に言われるまでもなく、村としては全面的に被災者に寄り添っていくといふことは、当初からそういったつもりで対応をしてきたつもりであります。

そういった中で、先ほど、ああいった大勢の中ではなかなか意見も言えない、そういった中で、白馬村ではボランティアセンターのほうへ2名の臨時の方をお願いをし、そして被災された方々のいろんな相談事に乗ってやったり、そういったことを対応していただいていることは、太田議員もご理解をしているのではないかといふふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、この間の6月1日の説明会では、震災から半年たったといふような状況の中で、何とかいろいろな気持ちも揺れ動いている方もおりますし、それから、気が落ち込んでいる方もいたり、そういったいろいろなことも含めて、この懇談会を開いて、何とか我々の村のこの取り組み方の説明もしたり、そしてまた被災された、心配されている方々のご意見を聞いたりといふことで開催をしたところではありますが、先ほど言ったように、それでは意見も言えない方も、それは十分いることは私も承知をしております。

そんな中で、ふれあいセンターのほうにも、2名の男性の方と女性の方の配置をして、そしてまた村としても、先ほどの太田議員の話がありますように、被災された方々と寄り添って、そして一日も早い復旧・復興に努めてまいりたいといふことは、当初からの思いでありますので、今後もそんな形の中で対応してまいりたいといふふうに思っておりますが、委員の皆様方からもぜひまたご指導、ご意見を頂戴しながら、復旧・復興に努めてまいりたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しましたので、第6番太田伸子議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時07分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第1番加藤亮輔議員の一般質問を許します。加藤亮輔議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 1番、日本共産党、加藤亮輔です。

今回3問の質問をさせていただきます。

時間がありませんから、質問に入っていきます。

第1番目に、日本の将来を危険にさせる安保関連法案について伺います。

昨年7月1日に集団的自衛権行使容認を閣議決定し、それを実行させる安保関連法案の国会審議が今始まっています。連日、新聞、テレビで大きく報道されています。

私は、この法案の中身は、戦争するための言いわけ法案であると思い、憲法に違反していると思います。廃案にすべきです。マスコミの世論調査でも、廃案にすべきと、今の国会にこだわらず時間をかけて審議すべきだという結果が、82%に上っています。

また、先日の6月4日の衆議院の憲法審査会で、与党自民党が推薦した参考人も含め3人の憲法学者全員が、この法案は憲法違反だという認識を表明しました。村長はこの法案に対してどのようなお考えか、まずお聞きします。

**議長（北澤禎二郎君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 加藤亮輔議員から、日本の将来を危険にさせる安保関連法案について、村長はどのようなふうを考えているかと、こういった質問であります。集団的自衛権行使容認につきましては、加藤議員の説明のとおり、昨年7月1日に閣議決定され、そしてまた今国会で安保関連法案の国会審議が始まっているところであります。

この法案は多くの国民が反対しているというふうな報道があるわけですが、その関係について、村長はこの関連法案に反対か賛成か、政治姿勢を伺いますとの質問にお答えをしたいと思います。

この関係については、国政の問題であり、村政運営には直接関係はありませんが、私の考え方を申し上げますと、5月27日の衆議院特別委員会で実質審議に入りました。国民のほとんどは、なぜ今日本の集団的自衛権行使を容認しなければならないのか、理解していない。そして、何が問題なのかという点であります。憲法9条との整合性、そしてまた、政府の解釈次第で実質改憲ができてしまうというような、そういったご意見、そしてまた、他国との戦争に巻き込まれる可能性というようなことが再三報道で言われているわけがあります。

そんな中で、今後半国会の焦点となっております安全保障関連法案について、憲法学者など憲法に違反し、重大な問題をはらんでいるということで、拙速な採決は行わないようにというような、そういったことも報道されているわけがあります。

そんな中で、一方、政府は、我が国を取り巻く国際情勢は厳しさを増しており、ミサイルの脅威、そしてまたアジア太平洋地域の平和と安定に積極的に役割を果たし、同時に国際秩序を保つため、安保条約を改正し、国際的に貢献したいというような、そんな報道もされています。私としては、以前にも加藤議員の質問に答えた経過がありますけれども、現行の憲法を最大限に尊重する中で安全保障の議論はされるべきであり、国会の動向を注視してまいりたいというふうに思っております。そのためにも、政府はしっかりと国会で議論して、国民にわかりやすく説明することが大事であるというふうに認識をしているところであります。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 今村長のほうから答弁らしきものをいただきましたけれども、国の総理大臣と、それから地方の首長と、規模は違いますけれども、その自治体の最高責任者と、それから片方は国の責任者というだけであって、地方自治法にもそのように独立性はうたわれていますから、村長もきちんと自分の考えを述べられたほうが、私はいいと思います。

それで、新聞などを見てご存じかもしれませんが、三重県の松阪市長などは、これはもう憲法違反だと、裁判にまで訴えて闘うとか、それから新潟県の加茂市長は、これは元防衛庁の訓練局長をやられた方なんですけれども、その人も成人式のときに、集団的自衛権は反対だと、こういうことは絶対やってはいけないということを、そういう成人式の祝辞のときに述べるということもやっています。

今も一番話題になっている沖縄の翁長知事も、やはり辺野古にああいう基地をつくられると、これからの沖縄の将来にとって禍根を残すということで、政府から真っ向と反対をし、アメリカまで出かけていると、やはり県民の利益を守るという立場でそこまで動いているということです。それで、そのような動きに対して、これは新聞報道ですけれども、辺野古基金というのがつられて、日本全国からその基地反対の運動に使ってくれという基金が3億2,700万円全国から集まっていると、そういうところがやはり重要だと思うんですね。

村長も、やはりいろんな問題ありますけれども、白馬村民にとってやはり重大な影響を与える政策に対しては、一定の見解を示したほうが、村民とのきずなをこれは深めると私は思います。昔から、戦争の始まる前なんかで、これは数日前の新聞に載っていた記事なんですけれども、桐生悠々という、これは中日新聞の前の新愛知新聞とか、それから現在の信濃毎日新聞の主幹をやられた方ですけれども、この人が、言わねばならないことを言うのは愉快でも何でもない、苦痛であると。だけれども、言わなければならないのはやはり義務だから、言わなければいけないというふうに言っているんです。だから、村長もこの9,000人の代表ですから、やはりそれは幾ら抵抗を感じても、そこは述べることは重要だと私は思います。

そんなわけで、次の質問に移ります。

2番目の質問なんですけれども、被災者支援策について、3月議会でもこの震災被害に対して一部損壊者からいろいろ不満が出ていると、一部損壊についても支援策を、もう少し村独自政策を策定してほしいというふうに提案しましたけれども、その後どのように対応したか伺います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 加藤議員の2番目の質問であります。被災者支援対策についてということでもあります。

ご質問の一部損壊に対しての支援策について、3月定例会において、加藤議員からご質問いただき、答弁させていただきましたが、今のところ支援策の変更はございません。

支援策の内容は、前回もお答えさせていただきましたが、被災者生活再建支援制度の対象とならない半壊・一部損壊等について、建物のみに限らず、設備等関係を含めて対応ができるよう、補助事業費10万円以上を対象に、補助率3分の1で上限を20万円とした補助金と、一部損壊についての義援金として、被害割合5%以上に3万円、そして被害割合10%以上に5万円を配分決定しているところであります。

また、災害復興住宅融資に関し、長野県と同様に白馬村でも借入利率相当額の一部について補助することとしています。

なお、3月定例会で関連してご質問いただきました、住宅修繕工事補助金事業の補助対象者除外条件についてであります。この補助金交付要綱の第4条で、補助金交付を受けることができる対象者は、「補助対象住宅を所有している者」「村税等を滞納していない者」と定めていることから、村税等の滞納者も補助対象とすべきとのご意見を伺いましたが、村の補助金交付に関する基本的な方針に沿いながら交付要綱を制定しておりますので、この点を変更する考えは、これまで同様にございませぬ。平成27年度におきましても、現行の要綱に沿って進めているところであります。

以前にも述べさせていただきましたが、長野県では今回の地震の被災者に、支援金に加え、単独で見舞金を支給する市町村もありますが、市町村によって見舞金額や支給対象が異なっている状況を鑑み、県内どの市町村に住んでいても安心できる統一した支援制度を構築することで、集落への人口定着を図ることとなるための、地域コミュニティ機能を維持することを目指して、県と市町村が一体となって「長野県版生活再建支援制度」のあり方の検討チームを設置しているところあります。

仮に、この検討結果により広域的な見地で議論が進み、これらの意見から各種支援の統一化や国・県からさらなる支援について示された場合につきましては、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

加藤議員の2番目の質問については、以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** まず最初に、先ほど同僚議員が質問しました農地の支援策についてちょっとお聞きします。

先ほど、まだ査定期間中で被害総額はわからないという答弁でしたけれども、昨年12月5日現在では、99カ所、10ヘクタール、4億6,000万円という被害が県のほうから被害額が出ています。それで、この前の新聞報道によると、200カ所で25ヘクタールという報道がされています。それで、この200カ所、25ヘクタールというところは、前回の報告の約倍、それから、広さでいけば2倍強という感じですから、この4億6,000万円から概算をとれば7億から9億ぐらいの間ではないかというふうに考えられます。

それで、村の持ち出しはどうかという質問の答弁に対しては、三、四%ぐらいだろうという答弁がありました。それで、この三、四%というところを先ほどの7億、9億に当てはめると、最高で村の持ち出しとしては2,100万円から、4%の場合だと3,200万円という計算が成り立つんですけども、これぐらいの額だということを、やはり大枠としては間違いないかどうか、その辺ちょっとご返答願います。

**議長（北澤禎二郎君）** 農政課長。

**農政課長（横山秋一君）** まず、新聞報道にありました200カ所並びに25ヘクタールですか、これにつきましては、ちょっと私個人的に予測を話したものがたまたま新聞に載ったということですが、先ほどの太田議員の村長答弁にありましてとおり、おおむね合っている数字かなと思っております。

ただ、その負担額三、四%というのは、あくまで国の補助事業に申請したものを100としたら、多分三、四%ぐらいにはなるだろうという見込みであります。それ以外の村独自でやる復旧の事業もありますし、県のご協力、県の補助をいただきながら行う復旧事業もございます。これについては当然国の補助金90%みたいなものは出ませんので、そうすると、数%がさらにふえるという予測をしております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** そういう上に立って、次に住宅のほうの支援策をちょっと考えてみたいと思います。

それで、皆さんにもお配りしました（表1）の被災住宅の支援制度＋見舞金・義援金というところを見ていただければおわかりだと思うんですけども、まず、白馬村のところに解体撤去というものが書いてあります。これは半壊以上で、やむを得ず壊す場合は公費で負担すると。一部損壊については個人負担という区分けになっていきますけれども、この解体撤去の費用そのものは、国・県と村の費用負担割合はどのような形になっていますか。教えてください。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。住民課長。

**住民課長（矢口俊樹君）** 解体撤去にかかわる費用負担の割合のご質問でございますけれども、この後おおむね事業が終了した段階で国の査定を受けることになっておりますけれども、基本的に国から2分の1です。残りの2分の1のうち、8割について交付税措置がなされるというふうに伺っております。

以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** それで、次に、国・県のところに基礎支援金、それから住宅を建てる場合の加算支援金、これについては全額国・県から出るという形でとれると私は思っているんですけども、間違いないかということと。

それから、白馬村のところに見舞金という、これは全壊・大規模半壊が30万円で、半壊の人には20万円、昨年の暮れお配りしたわけですけれども、この額については、全国から来た義援金という名目ではなくて、見舞金とした名目から支出されたと理解しています。それから、第1次義援金の支給額88万円、それから半壊は38万円という幅があるんですけれども、一部損壊については3万円と5万円と、この義援金については、これも全国から寄せられた温かいお金だと思って、村からの持ち出しはないと思います。それから、長野県の義援金についても同じ扱いだと思いますけれども、それで間違いありませんか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまの再質問の、まず国・県の再建金額であります。国は国の生活再建制度の支援金、県は独自に定めた県単の事業で組んでおりますので、その金額で間違いないと、結構です。

もう一つは、義援金につきましては、全国から集められました、こちらのほうにお寄せいただいた義援金を、白馬村に届けられた義援金につきましては、白馬村の義援金の配分委員会の中で検討し、額を決定して送金手続をするという内容のもので、義援金につきましては、今のところ9月30日まで延期をしているということで、最終的には今現在第2次配分まで終わっていますので、第3次配分というのが残っているという部分になります。

見舞金は一旦一般会計に入りまして、その用途につきましては、何に対して行うのかという部分であります。内容的には見舞金に充てたり、仮設住宅の入居に当たって、若干村のほうで一部用意させていただきました費用に充てさせていただいたという内容のものでございます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** それで、今の答弁をちょっとまとめますと、農家のほうについては、村の持ち出しと考えられるものが2,100万から3,200万円あると。これよりまだふえる可能性は応分にあると。これは住宅のほうについては、この間に関して解体撤去費用は村から出たというふうに考えられます。

村長にお聞きしたいんですけれども、一番最初に、被災者の支援策を公平に行うということは、これは当然だと思うんですが、それで、農地被害に対しては全額公費負担ですということを表明されて、私もこれはいいことだと、本当に被災者に寄り添った政策だと賛成しました。でも、それと同時に、農地の被害と同時に家のほうの被害もあるということは当然考えられたし、それから、その住宅に対しての支援策もやはりやらなければいけないということは考えられたと思うんですね。農地のほうは全額負担するといったときに、住宅に対してはどうしようと、住宅については何も考えられなかったのか、それとも、住宅についても何とかしようというお考えはなかったのかどうか。そこをちょっと確認しておきたいんですが。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 先ほど改修の補助金、10万円以上、最高20万円以内ということで、それが対応策であります。そういったことで、半壊以下の方につきましては、そういった形で村の支援策をご利用いただきたいということで、今取り組んでいるところです。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** これで、この表をちょっと見ていただきたいんですけども、半壊のところはちょっと黄色で書きました。

それで、半壊の人で基礎支援金は50万円、それから国・県からの住宅支援金、これはやむを得ず解体した場合に200万円、それから見舞金として20万円、それから白馬村の第1次義援金が44万円、それから長野県から19万円という形で、温かい支援金がお配りになるということです。それで、第2次義援金が11万5,000円加わるということです。合計は34万5,000円になるわけですね。

それで、一部損壊を見ると、基礎金はなし、それから加算金もなし、それから見舞金もゼロ、それから一部損壊の10%以上19%未満は5万円、5%以上10%未満は3万円という形で、5万円が出ます。それで長野県からの義援金もなしということで、一応5万円なんですけれども、先ほど村長答弁にありましたように、住宅の修繕工事費用が最高20万円出ると、これを充てて住宅を修繕した場合でも、最高額は25万円しか出ないというのが現実なんですよね。

だから、先ほどの農家の人の被災の方に対しては全額村及び国で補償すると、非常にこれはいいことだと、それと余りにもかけ離れた支援の方法というのは、やはりアンバランスというか、不公平感を招くと思うんですけれども、だから前回も、もう少し一部損壊に対して支援策を拡充してほしいとお願いしたわけなんですけれども、でも何も答弁がありませんでしたから、ちょっと詳しく説明したんですけども、その辺は本当に、もうこの一部損壊の人はやはり家に入って床を直したいとか、床が傾いておると、やはり生活するときに非常に不便だと、でもそこを直すと、やはり100万円以上のお金はすぐに出ていってしまうと、もっとお金が出ていくと。でもやはりこの20万円しかの補償しかないから、なかなかできないと、いろんな声を聞きますから、本当にその辺真剣に考えて、再度再考を願いたいと思うんですけれども、検討することは、お願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 加藤議員の言っていることは十分よくわかりますし、私といたしましても、できるだけ気持ちとしては全員に何とかしたいなという気持ちは十分持っているわけですが、やはり一定のルールがありますものですから、こういった形で、白馬村では、先ほど説明したように、10万円以上20万円以内ということで、補助率3分の1で上限20万円ということで補助金の案を出したわけでございます。

例えば、一部損壊161軒あります。その中で、例えば20万円ということを経済計算した場合は3,200万という金額になりますし、それから、災害の復旧の住宅の融資については、長野県と同様、利率の相当額を一部についても補助するというようになっておりますので、農地は多いけれども住宅は少ないという、そういったことにはならないと思います。

ただ、一部損壊といっても非常に範囲が広くて、例えば、線が1本筋が入っても一部損壊だし、相当な半壊にならない一部損壊というような中で、本当に判定は難しいわけでありましてけれども、そういった中で、専門の住宅の判定員をお願いしながら調査をした結果、こういった形になります。そういったことをご理解をいただきたいと思います。住宅には補助がないという、そういったことは今言ったとおりでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 村長、まだちょっと私の言いたいことが伝わっていないと思いますので、ちょっと一言言いますけれども、先ほど一部損壊の数を、大きな数字を言われましたけれども、第1次義援金配分委員会の中で、10%から20%未満、これが30世帯しかいないんです。それからもう一つ、5%から10%未満、これは42世帯、つまり72世帯なんです。ここについて支援をしてほしいと。そんな1%や2%の被害で、クロスにちょっと筋が入ったとか、そういうところは私ども何も要求はしていませんし、要望もしていません。だから、ちょっと勘違いしていると思うので、一言つけ加えておきます。

それで、時間がありませんから、次の質問に移ります。

それで、3番目は、村づくりの方向性を示す行政計画の作成と、その計画を説明する責任の問題、それからその計画を検証して、また次回の計画に結びつける問題で、3点の質問を出してあります。

1つは、第5次総合計画策定に当たって、第4次総合計画の検証はどの組織がどのように行うのか、また検証内容をどのように第5次審議会に反映させるのかという1点目です。

2点目は、この表の裏に（表2）で書いてあると思うんですけれども、白馬村にはたくさんの行政計画、一応21本の行政計画があります。その行政計画と第5次総合計画をどのように関連づけるか、反映させるか、それから、またこの行政計画の周知徹底はどのように行っているのかお聞きします。

それから3番目は、今進行中の観光地経営計画は、観光の政策をまとめたものと聞いています。それからまたホームページにも観光地経営計画が観光政策については主力をなしてやっていくというふうな文言も見受けられます。

そういう中で、第5次総合計画の観光政策とダブるんですけれども、第5次総合計画の中では、余り観光政策については審議しないつもりなのか、どうするのか。それからまた、観光地経営計画及び第5次総合計画などに、こういう数値目標とか具体的な提案、事業内容、そういうものも

討議する考えかどうか、お聞きしたいと思います。

以上3点、よろしくお願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 加藤議員の3点目の質問であります、村づくりの方向性を示す、行政計画の作成、説明責任、検証についてということであります。

先ほど伊藤議員にも答弁をさせていただきましたが、第4次総合計画の各施策につきましては、まず、庁内の各担当課において自己評価を行い、計画審議会やワークショップでの検討資料としたいと考えているところであります。

また、今回の第5次の計画の策定に当たっては、住民の皆様の積極的な参画による計画策定を進めてまいりたいと考えており、4月に行った住民アンケートにおける白馬村の施策に対する満足度のアンケート結果をもって、第4次総合計画の各施策の検証としたいというふうに考えているところであります。

なお、アンケート結果につきましては、第4次総合計画の各施策とリンクさせ、整理した上で計画審議会やワークショップでお示しをし、第5次計画策定のための資料とさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしますと思います。

次に、各種行政計画をどのようにして第5次総合計画に反映させるかとの質問でございますが、議員ご指摘のとおり、現在、白馬村においては各種の行政計画が策定されており、白馬村の各種施策を展開する上での具体的な指針となっているところであります。これらの行政計画における施策が、第5次総合計画の基本計画において決定される各種施策の基礎となってくると考えているところであります。

また、計画審議会やワークショップなどにおいても、分野ごとに行政計画の概要などをお示しすることによって、各種行政計画の趣旨を第5次総合計画に反映していけるものと考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

また、行政計画の周知徹底の方法であります、主には行政ホームページへの掲載や、広報誌、ケーブルテレビの行政情報番組での紹介などによっておりますが、なかなか全村民に周知徹底できていないというのも実情であります。今後、有効な周知方法について、議会の皆様のお知恵をおかりしながら検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしますと思います。

最後に、観光地経営計画の関係であります、観光業は白馬村にとって重要な産業であり、重要な産業であるからこそ、個別計画として観光地経営計画を策定しておりますし、計画審議会でも十分に審議していただくつもりであります。

計画審議会では、観光地経営計画に盛り込まれる施策、事業、要素について、行政運営や長期展望といった面から検討を加え、該当する分野へ適切に振り分けていただきたいと思いますと考えておりま

す。

また、観光地経営計画における目標値についてであります。観光地経営計画では、観光地利用者統計のように何万人の入り込みがあったというような「量」を目標値にするのではなく、リピート率や観光客の満足度、そしてまた経済の波及効果などといった「質」を指標として用いることも考えているところでもあります。加えて、この質を捕捉する指標は、人間がその健康を維持するために毎年健康診断をするように、定期的かつ継続的に実施していくことも視野に入れ、計画の進捗状況や目標の達成度を検証する方針としております。

総合計画への数値目標などにつきましては、計画審議会に対して観光地経営計画の考え方をお示しした上で、計画審議会のご意見も参考に検討したいというふうに考えております。

以上であります。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 答弁いただきました。

それで、先ほど言いましたこの第5次計画及び村の行政計画などの、1つの行政計画をつくるのに、まず委員を決めて集めて、それから時間を使って議論して、それから報酬などの村の予算を使い、それからまたそこに携わる事務局、つまり職員の事務量も大幅にふえると、そういう努力の結晶が一つ一つのこの計画案にこもっていると思うんですよね。

それで、まず、その計画案をつくる場所の委員構成についてですが、ちょっとマンネリ化になっていないかというところを提案したいと思います。

それで、現在、大体策定委員会をつくる時に、学識経験者、それから関係団体の代表、行政関係者、住民代表、公募委員と、こういう形で構成されていますが、この表を見てもらうとちょっとわかるんですけども、（表2）のほうの18番の白馬村高齢者福祉計画（長寿白馬21）というプランが載っていますけれども、これは、委員会構成は社会福祉推進委員会がメンバーになっているんですよね。それで、住民代表というような感じでは、シニアクラブの役員とか、国保運営協議会の委員が住民代表に肩がわりしておると、あとは、学識経験者と関係者と関係団体の代表などが参加しています。

それで、この高齢者福祉計画の内容そのものは、介護保険を主体とした高齢者の人の計画が書いてあるわけで、それを決めてあるんですよね。だから、高齢者で介護保険を実際受けている人、それから介護保険を抱えているその世帯の保護者の方、そういう人がこの策定委員会に加わらなければ、本当の中身のある計画には私はならないと思うんですよね。

それから、その下の12番の、今度は障がい者の福祉計画、これについても同じようなことが言えるんですよね。同じような人が参加していますけれども、一番主役である障がい者の方、それから障がい者を見守っている家族の方、そういう人は一人も選ばれていないと。そういうところはやはりちょっと考えたほうがいいのかと。

一番最近できた20番のスポーツ推進計画、これもアスリートを育てるといふのと、スポーツを通じて健康増進という、そういう内容なんですけれども、大体このメンバーを見ると、やはりスポーツ団体の、どっちかという本部役員が主に出ていると。

本当に卓球クラブとか、テニスクラブとか、村の中にサークルはいっぱいありますよね。それから公民館活動でやっている、そういうグループの愛好家は一人も出ていないわけです。だから、そういうところを入れていくというのが、やはりその計画の中身を濃くしていく、それから、村民が利用しやすくなっていくというふうに私は考えるんですけれども、こういう今までの役員の構成を改めるというお考えはあるかないか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。総務課長。

**総務課長（吉田久夫君）** ただいまの計画策定委員の再質問でございますが、まず、個別計画には、物によっては入れなければならないという上位法で規定された委員構成もございますので、その辺については変更することはできないなと思っておりますが、議員おっしゃられるように、内容の構成につきましては、その時代に反映した委員の選出というのは必要かというふうには考えております。

なお、公募委員につきましては、白馬村審議会等の委員の公募要綱というものに基きまして、審議会等の委員の構成数によって公募の数を決めておりますが、昨今、公募を募集してもなかなか集まらないというようなこともありますので、この辺につきましては、今ご指摘をいただいたような中から公募で出ていただくとか、その辺の運用の仕方については考えていきたいということ、お答えをさせていただきます。

ただ、個別計画の中では、どうしても人が決まっているというものもあろうかとは思いますが、総論的な答弁とさせていただきます。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありますか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** それから、2つ目の提案ですけれども、学識経験者という区分で選定されていますけれども、私たち議会の方々も学識経験者という形でくくりになっていると。ちょっとこれはやはり議会関係者とか、そういうくりにしたほうが私はいいのではないかと思います。

それから同時に、この前の地震以降、信州大学と全学連携協定を結びました。そういう信州大学のその分野の専門家が、本当の意味の学識経験者だったと私は思うんですけれども、そういう人たちを招いたほうが、よほど中身の濃い審議会での議論になると思うんですけれども、その辺の提案に対しては、どのようなお考えでしょうか。ちょっとお聞きします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。副村長。

**副村長（太田文敏君）** ただいまの加藤議員さんの再質問の件につきまして、回答を申し上げます。

おっしゃるとおり、信州大学とは全学協定を結びました。それにつきましても、こういった個

別計画の中にどのようにかかわっていただくかというところも大変必要などころではあるかというふうに思っております。

審議会のメンバーとして入っていただくのか、それから、それ外であるオブザーバーとして外部的にご指導いただくところがいいのか、そこら辺につきましては、また検討するところでありますけれども、審議会の委員として参画していただくということも、先ほど吉田が申しあげましたように、検討するところではあるというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 次に、公募の問題ですけれども、公募の委員が参加者が少ないというような、この表を見ても、1人ないし2人、それでゼロのときもあると。ただ、第4次総合計画のときは7人の方が公募委員で参加されたというふうな結果が出ています。

それで、昨今の公募の申込用紙を見ますと、やはり一番垣根と思われるのは、レポートを出せというのがやはり一番の垣根ではないかなと私は理解するんですよね。こういうレポートを提出してほしいということについて、行政のほうから要請する審議委員の方からも、そういうレポートの要請はしているんですか。きつとしていないんでしょう。それはどうなんですか。していないところを、村民に対してはそういうレポートを出せというのは、ちょっとやはり垣根が高くなるかなと。もっと箇条書きで書いてくれとか、そういう簡単なレポートの提出というのか、そういう感じに、800字以内で作文をつくれと、そういう感じだと、やはりなかなか手が出せない、参加できない一つだと思います。

それからもう一つ、公募委員が少ない原因は、昼間に大体審議会をやりますよね。そうすると、普通に働いている人は、昼間に会社なり職場を休んで参加することはまずできない。そこから、最初からもう門前払いということ。今働いている30代、40代の人たちが10年後にどういう白馬村を迎えるかと、つくるかという話をするんですから、やはり昼間ばかりやるのではなくて、日曜日の夕方3時ごろからやって、年配の方も参加しやすい時間帯に変えるとか、もういつそのこと夜もやるとか、やはりそれをやっていかない限り、30代、40代の人のはなかなか伝わってこないのではないかと。

以上2点を思うんですけれども、行政のほうは、この公募委員の応募者をふやすために、どのような対応策をとっているのか、ちょっと教えてもらえたらありがたいんですが。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。副村長。

**副村長（太田文敏君）** 今、加藤議員さんのほうから2点について再質問いただきました。

まず1点目につきましては、レポートの件についてですが、一般公募の場合のレポートの件につきましては、委員さんを公募して、いわゆるその委員になっていただくために、その仕組みとしてそういうふうに、レポートを書いていただいて、その方の人となりを知るという意味で

ございまして、いわゆるレポートの中身の優劣とか、そういったことに対してで委員の決定をするということではなくて、あくまでも仕組みという中で捉えていただければというふうに思っています。

先ほどおっしゃられたように、箇条書きでいいのではないとか、そういった今ご提言がありました、それはおっしゃるとおり、こちらのほうで検討していきたいなというふうに思っております。

それからもう一点、昼間に、昼間行るか、それから夜行るかといったところなんです、おっしゃるとおり、委員さんの中には、昼間開催することで、とても出席することができない方もいらっしゃるし、それから、公募の方の場合においては、昼間やるんだったら応募しても仕方がないなというふうに思われる方もいらっしゃるかと思います。では、ほかの委員さんにつきましてはというと、またこれも、昼間でなければならないという方もいらっしゃいます。

今、時代の趨勢としては、夜昼どちらかという、フリーな形で行うというのが時代の趨勢ですので、そこら辺もまた検討させていただきたいと思っております。

それぞれ計画の個別審議会ですか、個別の中身によって変わってこようかと思っておりますので、検討材料としてご提言を承っておきたいと思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁も含めあと9分です。

質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 次に、周知のことについてちょっと考えたいと思っております。

それで、先ほども言いましたように、汗の結晶で計画書がつくられると。そのつくったものを、どう村民の人たちに説明していくか、広めていくか、中身を知っていただくかという、中身を知ったほうが協力もしてもらえる確率は非常に高くなりますから、やはり中身をきちんとお知らせするという事は、非常に重要なことだと思います。

今ホームページとかで大体計画書、見られないものもありますけれども、大部分の計画書が見られるようになっています。それで、その計画書を見ただけでは、はっきり言って私も勉強不足で、まだ斜め読みしかしていないんですけれども、非常に難しいことでわからないと。だから、計画ができた段階で、その担当の責任者が、ふれあいセンターの学習室でもどこでもいいですから、やはりできたときの宣伝を兼ねながら内容を説明すると。そういうことを1回、2回必ず行くと、そういうことをすれば、一定の割合で計画の中身が村民に知れ渡るのではないのかと。また、こういう計画があるよということも、また一定の宣伝にもなるのではないかと思うんですけれども、そういう計画を今後、計画をつくった後には実行していただきたいと思うんですけれども、それはどのようなお考えでいますか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。副村長。

**副村長（太田文敏君）** 加藤議員さんのただいまの再質問についてですが、計画ができて、案ができて、それから実施に移す前に、パブリックコメントというのをほとんどの計画について行うわけなんですけど、それはいわゆるそっくりそのままのものを公表するわけなんですけれども、それが1段階目で、皆様のご意見をいただくということで行うところなんですけど、実際に決まった以降ですけれども、特に障がい者の福祉計画等を初めとする直接住民サービスにかかわってくる計画につきましては、ケースワーカー等が積極的にいわゆる広報といいますか、説明しなければいけないところではあります。

あと、いわゆる純粋に行政的な計画につきましては、なかなか中身につきましてはエキスパート、高度で専門的な内容が多くあります。例えば都市計画マスタープランですと、概要版を作成して、各戸、世帯に配布するというようなことを行ってきました。それが必要である場合は、なるべくそういった概要版をつくるというような形で対応していきたいと思っています。

また、ホームページはもちろん先ほどおっしゃられたとおりですが、そのほか、そういった説明の機会はなるべく持ちたいとは思いますが、なかなか広報をしてもお集まりにならないというようなことが過去あったことがあります。それを参考にして、今度新しくつくる計画等がありましたら、うまく対応していきたいなというふうに思っています。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁も含めあと4分です。

質問はありませんか。加藤議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 3番目のところの観光地経営計画と第5次総合計画のところの質問をしたいと思います。

観光地経営計画をつくっていく中で、今ワーキンググループが3回と、策定委員会も3回開かれたと聞いています。9月下旬から10月初めには大体まとまってくるのではないかというふうに聞き及んでいますけれども、観光政策の中で、今インバウンド関係と、それからもう一つ、国内旅行者をいかに引き上げるかという2つの大きな問題があると思うんですけれども、片方で、インバウンド関係については、白馬に対して魅力を感じて来る人が多いと。そこについては一定の方針なりは出せると思うんですけれども、この国内旅行者を大幅でもって増加させるということは、どうしても消極的にならざるを得ないのではないのかなというところで、でも、実際白馬村の旅行者を見ると、200万人来ているうちの海外旅行者は20万人、あとは国内旅行者ですから、一定の人はいるんですけれども。そういう事情の中で、国内旅行がどんどん減ってきておると、その一番の原因は、やはり今の社会情勢というんですか、やはりお金がないというところに突き当たると思うんです。

それで、これからわかる、お金がない、格差が拡大しているこういう社会の中で、遊びに行くようなお金をどう生み出すか、それから、少しお金をためて魅力ある白馬へ来るにはどうしたら

いいかという考えもあるんですけども、そのお金、それから余暇をふやす、そういうところをどうやってふやしていくのかという大ものところも、観光産業を主軸にしておる白馬村としては、やはり考えていかなければならない問題だと思うんですね。

でも、実際問題、今の政治のほうは、非正規をどんどんこれからもふやすという法案が今審議されておるし、残業をやっても、残業代を払わなくてもいいよという法律も審議されておるし、それから、首切りしてもまだいいよというような、ますます格差が拡大していく、それからなかなか遊びに行けるような状態が出てこない労働条件がつくられておると。それは私がこうやって代弁して言っているけれども、これは、日本の労働組合のナショナルセンターの連合とか労連が言っておることを、ちょっと私が代弁しておるだけで、何も私が決めつけておるわけではないんです。

そういう状態の政治が今続いておると、そういうところを白馬村としてやはりきちんと発信していくと。やはり白馬村は観光地を主軸にして、お客さんが来てもらわなければ成り立たない村だから、お客さんがたくさん来ることを阻害する政策に対しては、やはりきちんとノーとかイエスとか、その辺のことを発信していくと。そういう自治体の自立を守っていくということと、やはり品格を示すと、そういうものが、ある意味白馬村のブランド力を高めるということにもなると私は思うんです。

ただ単にハード面だけで幾ら拡充しても、それは白馬村のブランド力を高めることには、少しはなりますけれども、そんなに影響はないと思う。それよりも、やはり今の旅行に来る一人一人の気持ちをつかむというところのほうが、非常に白馬村のブランド力を高めると思うんですけども、こういう社会の中で、今の現状の中で、村長は、国内観光客をふやすためにこういう政策をやったらふえるんだというものがあるかないかというところをちょっと最後にご答弁願います。

**議長（北澤禎二郎君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、加藤議員から、白馬村の観光のお客様をふやすにはどうすればいいか、村長はどういう考えでいるかという、そんな質問だと思いますが、先ほど来、観光については私も力説をして、同じことを3回も言ったというような、そんなことも言われましたけれども、基幹産業として観光のほうを元気にしないと、どうしても白馬村は元気にならないというような状況の中で、今、白馬村さえよければいいというそういった施策ではなくて、近隣の、例えば新幹線が今度金沢まで延伸された、そういった中で糸魚川、そしてまた小谷、白馬、大町、そういった広域でこの観光の宣伝をしていかなければ、これからの生き残りができないのではないかと、そんな話があります。私もそれは当然だと思います。

そんな中で、この近隣の市町村、連携をする中で、例えばいろいろな宣伝にしても、バスの運行等々にしても、そういった共同の取り組みをしていかなければ、観光地としてこの白馬村は生きていけないのではないかと、というふうに認識をしております。

今、県の観光部のほうとも、そしてまたこれから松本空港が増便をされるというようなこともあります。そういった中で、いかに交通手段、そしてまた宣伝等も、単独で白馬でやるということもあるかと思えますけれども、広域でこれからはやっていかなければいけないというふうに認識をし、そして、そういったことで多くのお客様がこの北アルプスの沿線に来ていただく、こんなような取り組みが大事ではないかというふうに思っておりますし、そんな取り組みを進めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問時間が終了しましたので、第1番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時16分

**議長（北澤禎二郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第5番太田正治議員の一般質問を許します。太田正治議員。

**第5番（太田正治君）** 5番太田正治です。

白馬連峰の開山祭が済み、田植えの済んだ田園風景に北アルプスの映えるきょうこのごろでございます。神城断層地震の災害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げますとともに、復旧・復興に取り組んでおられる多くの皆様に感謝申し上げます。下川村長におかれましては、就任されて10カ月がたちました。村長の公約にもありました、停滞から前進、まさにこの震災をばねにして新たな形でさらなる白馬に向かうことを期待したいと思います。

本日は、4つの質問をさせていただきます。

初めに教育関係、2つ目に図書館について、3つ目にイベント関係、4つ目に高規格道路についての質問でございます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、教育関係についてでございますが、今年1月19日に文部科学省は公立小・中学校の統廃合に関する手引き案を公表しました。1学年1学級以下となる小学校の6学級以下で統廃合するかどうかの検討を自治体に求めたとされております。

そこで、白馬村も少子化で人口減少となっており、将来に向けて検討する必要があるものではないかと思いますが、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

もう一つ、保育園の送迎等の関係から、駐車場が少ないというお話が聞かれております。子育て支援ルームを保育園の近くに新設し、駐車場を広くするような検討がないのか、村長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 太田正治議員から、4点について通告がございました。順次答弁をさせてい

たきます。

まず、教育関係ということで、太田議員がおっしゃられたとおり、本年1月に文部科学省より「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」が示されております。

この手引きが60年ぶりに作成されたわけですが、少子化問題が大きく影響しており、都市部でさえも1学年1学級というような問題もあり、このままでは小・中学校が過度に小規模化することや、教育条件への影響が出るのが懸念されていることが背景にあります。

この手引きには、小学校で6学級以下、中学校で3学級以下の場合には、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討することが必要だとされているところであります。

しかし、一概に、人数が少ないから統合ということではなく、公立学校の設置者である各市町村においては、「それぞれの地域の実情に応じて教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討・実施していくこと」とされております。

そして、学校統廃合により魅力ある学校づくりを行う場合や、小規模校のデメリットの克服を図りつつ学校の存続を選択する場合など、複数の選択があると示されております。

また、地域コミュニティの核としての性格を持つ学校への配慮も示され、小規模校であるからこそ可能であるきめ細やかな教育といった利点についても触れられており、存続させる場合には、小規模校のメリットを最大化するとともに、デメリットを最小化するよう求められてもいるところであります。

白馬村においては、南小学校が小規模校になるかと思いますが、南小は現在も地域の核としての位置づけが強い学校であると私は認識をしております。

人口の動態も見据えて検討が必要な時期が参りましたら、メリットとデメリットの検証を行うなど、教育委員会と連携し、総合教育会議などを活用しながら検討してまいることとなると思います。

神城地域のコミュニティの核としての南小学校の機能を重視し、学校が小規模校であるメリットを生かした学校教育とデメリットを克服する手だてについて、地域の意見や参加をいただきながら創意工夫していくことが大切であると考えております。

ちなみに、目安としましては、学級編制基準をもとにしますと、1学年の児童・生徒が8人を下回るようになれば、学級編制が1学年でできなくなり、いわゆる複式学級で2つの学年が1つのクラスになるということで、このあたりが目安であると考えております。

また、さらに、国の地方創生の取り組みにつきましては、同僚議員の一般質問でも答弁いたしましたとおり、地方の人口等を増加させる施策を最重要課題としておりまして、村といたしましても、人口の増加に結びつく施策を展開するための戦略プランを策定してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

次に、保育園の駐車場につきましては、毎日の送迎時には混雑している状況がございますが、

一方通行していただくなど、駐車場の利用に当たって保護者の協力をいただいております。

入園式、卒園式、運動会など多くの方がお越しいただくときは、園内の職員が車をとめているエリアをご利用いただくほか、近隣の地権者のご理解とご協力をいただきながら、駐車場をお借りし、使用させていただいている状況であります。

子育て支援ルームを保育園の近くに新設して駐車場を広くするとの質問でございますが、現在の子育て支援ルームは、昭和50年に中部保育園として建設され、昭和58年と平成12年に増築しており、建築当初からは40年が経過しております。

子育て支援事業を進めていく中で、幼児期の保育の拠点として、保育園と一体となって施策を進めていくことが最善であると考えますが、建設となると用地や財政的な問題等も絡んできますので、安全性の問題やその他の施策の関係なども総合的に判断してまいりたいと考えております。

太田正治議員の1点目の質問に対する答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第5番（太田正治君）** 今村長のほうから、1学級の目安という話まで出ました。本来的には再質問のところで、人数が出てこなければ聞こうというお話で考えてはいたんですが、村長のお考えで、1学年8人という数字が出てきました。昨年の6月の一般質問のときには、教育長のほうから、学校生徒が70人というお話もお伺いはしております。

いずれにしても、今現在119名という数字で南小の生徒がおるという話をお伺いしております。そうすると、まだ40人から50人近くの差があるわけでございますが、いずれにしても、小学校の統合とか、いろんなものの統合になると、土地の問題とかいろんな部分が絡んでくるという部分もあります。今すぐここでどうこうというお話にはなりませんけれども、近い将来、そういう課題が出てくるのではなかろうかなという思いもありまして、村長の公約の中でもいろいろと出ておりましたのでお伺いをいたしました。

あと、これで小学校の統廃合という話になると、中学校との関係も絡んでくるのではないかなというふうに思っております。そうはいいいましても、今、白馬中学校は330名ほどおりますか、やはりそういう数がだんだん減ってきたときには、村の教育というものが相当ネックになってくるのかなというふうに思っております。

昔の話をすると変ですけども、昔はやはり列車通学という形もありまして、結構神城の同級生等は列車通学をしておりましたが、今、列車通学をする学生が少ないわけですね。車で親が送ってくるのか、自転車で来るのか、わかりませんが、いろいろな交通網も考えたりして、今後教育関係については、委員会を立ち上げながら、ぜひ検討をしていただきたいなど、そんなふうに思っております。

学校の関係については、村長、教育委員会で十分文科省で出ている部分を把握しているという

形でありますので、よろしく願いいたします。

それから、保育園の問題でございますけれども、子育て支援ルームの皆さんが、結構前より利用が多いというふうに話を聞いております。ただ、前の保育園で空き部屋が結構ありますので、次の質問に絡む部分もありますので、村長の考えでは当面現状のままというふうに考えているようですけれども、子育て支援ルームの人数的なものがわかったら教えていただきたいと思いますが、よろしく願いします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。健康福祉課長。

**健康福祉課長（太田洋一君）** それでは、お答えさせていただきます。

平成26年度の数字になりますけれども、子育て支援ルームの実績といたしまして、年間で申し上げますが、土曜保育につきましては213名、一時保育につきましては年間903名、なかよし広場につきましては1,764名、自由利用に関しましては1,119名です。あと、土曜保育、26年度まで土曜保育ありましたけれども、土曜保育につきましては501名という数字になっております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

**第5番（太田正治君）** 今、人数的に大分多いというふうに話は聞いておりますけれども、今の施設の中で十分間に合っているわけでございますが、経費の関係もあろうかと思えます。今後、建物も古いという部分もありますでしょうけれども、村長が当面考えていないというふうに言われておりますけれども、ちょっと次の問題に絡んで、後のほうでお聞きしたいと思います。

いずれにしても、子育て支援ルームを現状維持という形で村長は考えておりますので、次の質問に入らせていただきます。

次の質問では、図書館についてということなんですが、昨年も質問しておりますけれども、現在の村の図書館、手狭で蔵書も少なく、観光客の雨対策もできていないという状況、あるいはちょっとこの中に書き漏らしてありますけれども、北小の子どもたちの帰りの待ち時間に図書館を利用しているという部分もあります。この辺について、村長公約にもありますが、村の図書館をどのように考えているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 2つ目の質問であります。

図書館は、村民の暮らしや学習に必要な資料、情報を収集し、それらを提供していくことにより、一人一人が生活や仕事に役立つ知識を身につけ、生きる力と知恵を生み出す生涯学習における中核の施設と考えております。

近年では、IT環境の進展などに伴って、図書館の役割や社会的位置づけが変化してきております。そういった中で、白馬村図書館は、図書情報の電子化に対応したサービスを初め、子ども

から高齢者、また観光で白馬村を訪れた方が手軽に利用できる機能を充実することが求められていると認識しております。また、住民のどんな年代階層の方や職業の方でも、心ときめいて利用したい施設を考えているところであります。

東京や武雄市、そしてまた小布施町といった地方でも、また本のよさが認められ、飲み物や軽食さえも提供している書店や図書館がにぎわっています。情報と多様性にあふれ、住民が気楽に訪れることができ、また、学術的な雰囲気と接することができる図書館と、その運営に期待されている時代であります。

そこで白馬村図書館では、図書館協議会において、さまざまな視点から図書館サービスの充実を図るための議論を重ね、白馬村図書館計画を平成22年9月に策定いたしました。この計画では、住民が必要とする資料、情報を迅速かつ確実に提供するために、村民の暮らしを支援し、まちづくりに役立つ図書館を目指しますという運営理念を掲げ、その実現、具体化のために、住民の知る権利を守り、その必要とするあらゆる情報を提供するように努めること。子どもたちの豊かな心と生きる力を育み、また高齢者が豊かに暮らせるように支援をすること。図書館の利用が困難な方を含め、あらゆる村民が利用できるよう支援をすること。学校図書室、県内図書館や関連機関と連携し、資料、情報を提供するとともに、村民の享受できる図書館サービスの充実を図ること。村民の村政参画を積極的に支援し、村の活性化の一端を担うとともに、村の文化振興に役立つ図書館を目指すこと。という5項目の運営方針を定め、取り組んでいるところであります。

議員ご質問の「施設が手狭」という部分につきましては、現在の施設の増改築か、新たな建設をするのかという点において、現在策定中の第5次総合計画はもとより、図書館協議会においても調査、検討を行ってまいります。

今後は、今以上に蔵書の充実や、ゆったりとした読書環境の構築、問題解決支援型サービスといった観点から、新たな図書館の整備を検討してまいりたいと考えております。加えて、既存の施設を利用していか、新たな施設を建設するかといった議論もございますが、現状や蔵書数における開架率、雨天時の観光施設利用といった図書館に求められる新たなスペックを考慮すると、既存の施設を利用してというのは、大変困難な部分が多いのではなかろうかと考えております。

これは箱物至上主義といった問題解決の視点ではなく、今目指す図書館づくりのためには、やはり場所の選定も含め、どういった施設が好ましいのか、前向きに検討をしておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

しかし、ここでまた大きな課題になってまいりますのは、昨年の震災により村の予算執行における事業選定や、それを受けた財政構想の中で、図書館における問題解決に対する財源措置は困難を極めているというように認識をしております。安易に「有利な起債」という言葉を用いたくはありませんが、図書館のように将来にわたって住民が利用する施設は、税の公平負担と、年代間の税負担の均衡を保つ観点からも、あえて充当率が低くても起債を用いる手法も考えられると

ころであります。

以上のように、資金的な財源確保の問題等も含めて、確定した更新計画や利用計画はまだ検討段階であります。ただいたずらに財源を理由に先送りするということではございませんので、その点はぜひご理解いただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、前の理事者もそうでありましたが、私の公約にも掲げてございます「魅力ある図書館の新設推進」を豊かな教育立村への前進に結びつけて推進してまいりたいというふう感じております。

以上で、2問目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第5番（太田正治君）** ありがとうございます。

いろいろと細かに説明をいただいておりますが、先ほどの関連とちょっと前後してしまっ申しわけないんですけども、できれば、今の図書館というのは、相当もう狭いというものが前々から言われておまして、子育て支援ルームのある前の施設を図書館に利用したらどうかというような自分の考えでございまして、村長がその辺を先ほどからも答弁しておりますけれども、そういう考えというものはないのでしょうか。

今回の震災の後でという部分もありますけれども、その辺、お考えがあればお聞きしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 実は先般私、中部保育園、今どうなっているかということ、村長就任以来初めて視察をしてまいりました。そんな中で、前の中部保育園という形の中で、非常に大きなスペースがある。中ではいろいろな倉庫にもなっていたり、それから支援室の子どもたちが何人も来ておりました。そんな中で、将来的にはというような、そんな思いもしながら見てきたところではありますが、先ほどの答弁にありましたように、この震災という非常に大きな問題が昨年起きたわけではありますが、先ほどの答弁にもありましたように、いたずらに先延ばしをするのではなくて、いろいろな方法を勘案する中で、この白馬村にとってどういった施設がいいのか、そういったことも検討してまいりたいと思っておりますので、議員の皆様からもぜひご協力、またご意見を頂戴したいなど、こんなふうに思っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第5番（太田正治君）** ありがとうございます。

先ほども言いましたように、震災という大きな災害の後でこういう質問をするのはいかがかなというふうには思っておりましたけれども、やはり村長就任して、公約にもあったものですから、こういう質問をさせていただきました。

ぜひ、今後子育て支援ルームと図書館等を考えながら、新しい形で頑張っていたきたいと、そんなふうに思っています。

昨年も朝日町の図書館を拝見させていただいていますので、村長も見ておりますので、ここをまねしろというわけではございませんけれども、やはり新しい情報通信の発達により、情報端末の機器の接続ができるような新しい村の図書館を建設に向けてぜひ頑張っていたきたいと、そんなふうに思っております。よろしく申し上げます。

では、次の質問に移ります。

3番目として、イベント関係でございますが、昨年、和歌山県の太地町との姉妹都市提携30周年を記念した「くじらの町行き白馬村民号」にて参加をさせていただきました。

このときの交流会の接待のすばらしいこと、これは私だけでなく、参加された皆さんも味わってきていることと思います。また、北小学校の交流も毎年5年生が交流をしております。いろいろお話を聞くと、いつもすばらしい、手のかかった接待が行われているということでございます。

一方、白馬では、交流会やイベントが数多く行われておりますが、最近の例を捉えるならば、5月4日の「塩の道」ですが、各担当にお任せ的な対応が多いのではないかと、そんなふうに思っております。白馬は全国から多くのお客様がおいでいただきますので、全庁的な対応が必要ではないかと考えますが、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 太田議員の3問目の質問に対して答弁をいたします。

イベント関係の質問であります。先月4日に開催した第36回塩の道まつりには、全国各地から約2,200名が参加いただきました。その中で、先ほど河津町の役場の職員も参加いただいているところであります。その裏には、地区旅館業組合や観光協会、そしてまた商工会など村内15団体の協力があり、観光局と役場から25名の職員が運営スタッフとして携わっていただきました。

もちろん議員の皆様にもエキストラとしてご参加いただきましたし、それから、職員の中には住民という立場で振る舞いやエキストラとして参加した職員もおります。

確かに、宿泊施設の減少や高齢化、婦人会の解散、連休中に開催されることなどから、運営する側の人員を確保することが非常に難しくなっていることは事実であります。

特に、宿泊施設の経営が厳しくなっている現在、旅館等の施設から、大型連休といういわゆる「稼ぎどき」に塩の道祭りにスタッフを出すということが大変厳しい状況となっておりますが、それでも協力をお願いし、皆さんの支えがあって塩の道祭りは開催することができているといった状況であります。

ただ、運営人員を確保することが難しいという点は、4月の区長会議においてある区長さんや、幾つかの旅館業組合からも指摘されております。いよいよ各地区の旅館業組合が支える塩の道祭

りから、観光事業者のみならず、地域と住民が支える塩の道祭りへとかじを切りかえる時期が来ていると感じているところでもあります。

白馬村観光局では、こうした状況を踏まえ、来年以降の運営や協力体制について、地域の皆さんを交えた検討を進めていくこととしております。

いずれにいたしましても、役場職員のみならず、村挙げてのイベントとしてお客様をお迎えする姿勢がとても大切であると思います。塩の道祭りに限らず、村ではさまざまな大会やイベントが行われておりますが、多くの住民に関心を持っていただき、携わっていただけるよう努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上で、太田正治議員の答弁とさせていただきます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第5番（太田正治君）** ありがとうございます。

余り他の市町村のことは言いたくはないんですけども、やはり塩の道、自分たちも参加をして見ていると、やはり白馬の参加人員というのは他の市町村より少ない、はっきり言わせて、昨年では白馬は3,000を超えておりました。しかし、隣はもっと多かったわけですね。

やはりそういう対応というのは、やはり接待の仕方、いわゆるあと宣伝効果という部分もあるでしょうけれども、そういう部分があるのかなというふうに思いますし、それから各地区の応援、今村長からもお話がありましたけれども、各地区の応援がなければできないという部分もあります。

塩の道だけでなく、いろんなイベントでもっと周知をして協力をしてもらっていくというのが大事ではないかなというふうに思っておりますが、そういう周知の仕方についてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。村長。

**村長（下川正剛君）** この塩の道祭りばかりではなく、イベント、そしてまた白馬村が観光で生きていく上に、この地元に生まれた人が、割合この白馬のよさを認識をしていない。そういった方が、果たしてお客様の誘致ができるか、おもてなしの気持ちでお客様を迎えることができるのかという、そんな反省もあるわけであります。

私としても、毎日この白馬アルプスを見ていると、当たり前の景観であります。しかしながら、都会から来た人は、こんなすばらしいところはない、どうしてこういったものを宣伝していかないんだというような、そういったご指摘もあるわけでございますけれども、本当に先ほど言ったように、この白馬村がすばらしいところだということを、村民一人一人がそういった共有した気持ちにならなければ、なかなかおもてなしの観光ができないのではないかなというふうに考えておりますが、そんなことも含めて、これから観光局、観光課、先頭に立って、そういったことも村民の皆様方に周知をしながら、それこそ長い道のりかもしれませんが、そういった小さい

ことからやっていくことも必要ではないかというふうに思っております。

あとは、補足は観光課長のほうから申し上げますけれども、先ほど言ったように、本当にすばらしい白馬をみんなで宣伝していくような、そういった村づくりに努めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 篠崎観光課長。

**観光課長（篠崎孔一君）** 議員からは、これからのイベントをどう支えていく仕組みをつくるのかといった観点でのご質問というふうに受けとめをさせていただきました。

今までの仕組みは、目的が、こういうイベントを通じてお客様を白馬に呼び込むための仕掛けとしてやってきていると。そのために、観光事業者が先頭に立ってイベントをやるという形でやってきた背景がありますけれども、もはやそういった形だけでは、なかなかイベントとして成立をし得ない時代になってきているというのが、長い歴史の背景として承知をしております。

村民だけでもやはり賄えないこともあると思いますし、ある意味では、こういったイベントに村民以外の方からも広く参加を呼びかけ、このイベントを盛り上げていただくという仕組みも必要かと思えます。いわゆる募集型での仕組みであります。長野マラソンに代表されるように、何千人ものボランティアが集まって大規模なイベントが行われるような仕組みであったりとか、つい先ごろは、安曇野マラソンにも、大勢の地域の皆様やボランティアが支えになってハーフマラソンが催行されているといったことを鑑みますと、村挙げて、あるいは外からも呼び込みながらイベントを盛り上げていくような仕組みを再構築をしていくことが大事だというふうに考えております。

観光局では、先ほどのように検討をしていくという答弁をさせていただきましたけれども、まさにそういった仕組みをともに考え、つくっていくという仕組みが大事かなというふうに思っておりますので、塩の道に限らず、さまざまイベントにおいて、そうはいつでも、まずは地域の皆様がみずから参加をしていただき、楽しみ、ボランティアをやることによって、その笑顔で迎えていただくと、そういった気持ちになっていただくことが大事だなというふうに思います。

そういった精神的な部分も含めて、これからのイベントを再考しながら、村挙げて観光と振興を一つの軸として、地域の活性化につながるように心がけてまいりたいというふうに考えております。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第5番（太田正治君）** ありがとうございます。

いろいろなイベントというものは、やはり役場というか、行政だけではできない。地域と一体となってやっていかなければ何もできないというのが、観光であり、イベントだと思います。

これから八方ではトレイルランが行われます。やはりもっと行政も中に入りながら、行政というか、観光局が入るのか、観光課が入るか、わかりませんが、みんなが一体となって白馬

にお客さんを迎えないと、白馬の観光というものはお客様が少なくなる一方だと思います。それで、お客さんが少ない少ないという話をもってのほかだと思います。

やはりみんなが力を合わせてやっていかないと、白馬の観光と、もう一つは農業であろうと思いますけれども、白馬の観光は落ちぶれていきますので、ぜひ役場が主体をとるような形で頑張っていたきたい、そんなふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

次に、最後の質問になりますけれども、高規格道路という形で上げてありますけれども、大北地方の高規格道路については、お話が始まって以来もう二十数年がたっております。いろんな話を聞いていくと、選挙のときだけいろんな話が出て、思うように話が進んでいかない、そんなような気がします。先般、朝日町へも行きましたけれども、朝日町と白馬を結ぶ、この立山というか、アルプスをあけるといふ話、こういう話も出ておりますが、この辺について村長のお考えをお聞きしたいと思います。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 太田正治議員の最後の質問であります、高規格道路についてであります。

富山県朝日町とを結ぶ道路に関する質問につきましてお答えいたします。

初めに、地域高規格道路“松本糸魚川連絡道路”であります。本道路は平成6年12月に候補路線に指定され、平成10年6月に当時起点とされていた旧波田町から新潟県糸魚川市までの約100キロが計画路線に指定されました。

その翌年に、旧堀金村から大町市までの約15キロ、糸魚川市の平岩から根知までの約8キロが調査区間に指定され、平成17年には小谷村雨中地区約4キロ、糸魚川市の根知から糸魚川インターチェンジまでの約9キロが調査区間に追加指定されました。

その後は調査区間の追加指定、または整備区間の指定もなく現在に至っているのが現状であります。

候補路線指定から21年目を迎えますが、その間には、平成15年5月に地域高規格道路の構造要件の見直しが国から示され、同年7月には当時の田中知事が「既存の道路利用」と「豊科インターチェンジ起点」を県議会で表明いたしました。平成19年には当時の村井知事が「起点を含めたルート全体のあり方を検討する」と6月県議会で表明し、同年6月、大町建設事務所・安曇野建設事務所から「平成19年度中に起点を含めたルート策定に着手」との発表がございました。平成20年10月には長野県から「仮称豊科北インターチェンジを起点とする豊科北ルート案が最適」との発表があり、平成23年7月には、地域高規格道路 松本糸魚川連絡道路 長野県側ルート建設促進協議会総会の席上、長野県から「豊科北ルート案の安曇野地域の概略ルートは、2案のうちB案が最良」という説明がなされました。

また、平成25年6月20日には、村議会議員の皆様へ、平成25年3月に長野県が策定した“地域高規格道路“松本糸魚川連絡道路”の整備に関する基本的な考え方”について、大町建設

事務所長から説明があり、その中で、「起点となる安曇野市から大北地域の中心都市である大町市までの間の整備を優先する」との説明がなされたところであります。

長野県では、調査・検討を重ねてきておりますが、調査内容、検討事項の公表はなく、昨年9月に開催されました“県議会 お出かけ政調会 in 大北”において、長野県から初めて平成26年度に実施する調査業務の内容が発表されたところであります。

平成26年度調査業務は、安曇野市から大町市街地南までの区間について、設計速度80キロと60キロを比較検討し、最適案を策定するための、将来の交通量推計、道路の概略設計及び住宅地近傍での騒音、そして振動の実態調査といった内容で、調査業務期間は平成26年度末ということでありました。

本年2月26日に、大町建設事務所長が来村し、「調査業務の完了が3月末から5月末に延びる」旨の説明がございました。

長野県では、この調査のほかに中日本高速道路株式会社などの各関係機関との協議を継続実施しているとのことであります。

なお、調査区間に指定されております小谷村雨中地区の国道148号が、地域高規格道路の要件を有するバイパス事業として事業が開始され、糸魚川市の西中バイパスも同様の要件を有する道路として事業が開始されたところであります。

今月4日に開催されました“地域高規格道路 松本糸魚川連絡道路 建設促進期成同盟会”総会において、同盟会からの要望事項の一つとして、「仮称安曇野北インターチェンジから大町市街地南までのルート平成27年度中に示すこと」との期限を切った要望を行い、これに対し、油井均建設技監から、「年内にルートの概要を地域に説明できるよう進めたい。」との発言がございました。

長野県は、起点側の確定を最優先・最重要事項としていることから、起点側のルートが確定しなければ、大町市街地から北については調査区間にもならないのが現状でありますので、油井建設技監の発言は、大町市街地以北の事業に大きな進展になるものと考えているところであります。

地域高規格道路“松本糸魚川連絡道路”は、日本海側と首都圏・中京圏を結ぶ物流路線、通勤圏の拡大に伴う定住促進を促す路線、沿線住民の騒音・振動から解放される路線となり、さらには2次医療圏、3次医療圏へ迅速な患者移送を行う「命をつなぐ路線」として重要な道路であるということは認識しているところであります。

そして、先ほどの質問にございましたが、富山県朝日町への道路整備構想である「北アルプス横断道路」であります。平成25年12月定例会の太田正治議員の一般質問でもお答えしたようではありますが、朝日町方面への道路構想は、「新川・大北ルート」で、“北アルプス”をトンネルで貫き、トンネル延長が26キロ、トンネル上部から北アルプスの地表面までの高さは2,000メートルと、日本でも最大級の道路構造になるものであります。当然、費用も膨大と

なることが容易に想定されるところであります。この構想は、平成33年度を目標年次とする富山県の総合計画の第3編“とやま夢構想”にも推進する旨の記載がございます。

私といたしましては、この北アルプス横断道路構想も重要ではありますが、現段階では「命をつなぐ路線」という意味合いを持つ、地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」の早期整備に重点を置き取り組んでまいりたいと考えております。

富山県側のほうにつきましては、今までいろいろなルートがありまして、一本化ができないというような状況が富山県のほうでは過去からいろいろ言われているところでもあります。そんなことも含めて、これからいろいろな面で朝日町とも連携をとっていくわけでございますけれども、また状況によりましては、そういった話もまた浮上してくるかと思っておりますが、現時点の段階では、「松本糸魚川連絡道路」に最重点を置きながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

**第5番（太田正治君）** ありがとうございます。

今、村長のほうからお話のありました25年の3月、あるいは8月に、長野県の建設部から、高規格道路松本糸魚川連絡道路の整備に関する基本的な考え方という冊子をいただいております。

今村長が言われたように、この白馬・小谷というのは命をつなぐ道路、この1本しかないんですよ。南のほうは、木崎から南というのは、道路が2本も3本もあるわけですね。やはり南のほうのお話も結構なんですけれども、やはり白馬・小谷、いわゆる佐野坂以北といえば早いかと思っておりますけれども、大勢のお客さんが入ったときに、何かあった場合に道路が詰まってしまったりして、命をつなぐ道路ではなくなってしまうんですね。

それで、前にもお話ししましたが、いわゆる小谷・白馬というのは、道路が1本しかないようなところで事故が起きて、ことしも8時間道路が動かなかったというようなお話もあります。ぜひ、こういう地域をもっと県・国にアピールしていただいて、この高規格道路を何とかしてもらいたいというのが、私の思うところでございます。

今村長がお話ししましたように、仮称豊科北インターといいますか、安曇野北インターといいますか、このB案という部分が最優先だというお話もありますけれども、やはりことしの春の県議選の中で県議が言っていたのは、高瀬川堤防道路のお話を優先しているようなお話を絶えずしているんですね。やはり国土交通大臣は、堤防道路はだめだよという話をしているようですので、やはり普通のほかの村民の皆さんは、どういうふうに考えているか知りませんが、やはり南のほうでそういうネックになっている話をここでされても困るわけですから、ぜひ大町以北のほうの道路を優先して、高規格道路の案をつくっていただきたいなというふうに思っているわけですが、その辺、村長はどういうふうにお考えでしょうか。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 先ほども説明をいたしました、県では今年度中に豊科から大町までのルート発表をするという、この間、地域高規格道路 松本糸魚川連絡道路 建設促進期成同盟会の総会のときに油井技監が発言をされている話を、私先ほどしたわけでありますが、まず起点が決まらないと、ルートがどこまで決まって、そこで大町、そして白馬・小谷というふうに進めているわけですが、中には小谷のように、雨中バイパスが松糸高規格道路の基準に合った迂回路の建設を始めるといようなアクションも起こしておりますので、そんな傾向も見ながら、そしてまた、糸魚川も西中バイパスができたといようなことで、非常に糸魚川市も一生懸命取り組んでいくといようなお話も聞いておりますので、そんなことも勘案をしながら進めてまいりたいといふふうに思っておりますので、どうかご理解をいただきたいと思ひます。

**議長（北澤禎二郎君）** 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は、答弁も含めあと7分です。質問はありませんか。太田議員。

**第5番（太田正治君）** 大町までのルートの調査という部分では、よくよくわかっております。やはり高規格道路に準ずるように、準ずると言つては失礼なんですけれども、いわゆる白馬から小谷もそうですけれども、では大町までの、木崎までの道路の拡幅を優先しながら道路幅を広げていただいて、緊急に対応できるような部分も含めて、今後努力いただきたいなど、そんなふうと思つております。

こういう問題は上との絡みもありますので、いろいろ言つてもいけません、ぜひみんなで力を合せて道路整備をしていかなければいけないといふふうに思つておりますので、よろしく願ひいたします。

これで質問を終わります。よろしくどうぞ。

**議長（北澤禎二郎君）** 質問がありませんので、第5番太田正治議員の一般質問を終結いたします。以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日6月11日から6月17日までを休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり各委員会等を行い、6月18日午前10時から本会議を行いたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 異議なしと認めます。よつて、明日6月11日から6月17日までを休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり各委員会等を行い、6月18日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 4時10分



平成27年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成27年6月18日（木）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

## 平成27年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成27年6月18日(木)

(第3日目)

### 追加日程

- 日程第 2 報告第10号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
- 日程第 3 同意第 3号 白馬村監査委員の選任について
- 日程第 4 発委第 5号 「安全保障関連法案」の議論を尽くすことを求める意見書
- 日程第 5 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第 7 議員派遣について

平成27年第2回白馬村議会定例会議事日程

(第3日目)

追加日程 「安全保障関連法案」の議論を尽くすことを求める意見書（修正案）

## 平成27年第2回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成26年3月18日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

### 3. 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	横田孝穂
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	篠崎久美子
第6番	太田伸子	第12番	北澤禎二郎

### 4. 欠席議員

第7番 横田孝穂

### 5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	太田文敏
教 育 長	横川宗幸	総務課長	吉田久夫
税 務 課 長	平林豊	観光課長	篠崎孔一
教育課長兼スポーツ課長	松澤忠明	会計管理者・室長	窪田高枝
上下水道課長	酒井洋	農政課長	横山秋一
健康福祉課長	太田洋一	建設課長	山岸茂幸
住民課長	矢口俊樹	総務課長補佐兼総務係長	田中克俊
総務課長補佐兼地域高校対策係長	松澤孝行		

### 6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 横川辰彦

### 7. 本日の日程

- 1) 常任委員長報告並びに議案の採決
- 2) 追加議案審議  
報告第10号（村長提出議案）説明、質疑  
同意第3号（村長提出議案）説明、採決  
発委第5号（委員会提出議案）修正動議、質疑、討論、採決
- 3) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 4) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 5) 議員派遣について

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
  1. 報告第10号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
  2. 同意第3号 白馬村監査委員の選任について
9. 地方自治法第99条の規定により委員長から提出された議案は次のとおりである。
  1. 発委第5号 「安全保障関連法案」の議論を尽くすことを求める意見書

## 1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。横田孝穂議員が病氣療養中のため欠席しておりますので、報告いたします。

これより平成27年第2回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。

議案第45号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は、常任委員長報告終了後に、討論、採決を行うことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第6番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 平成27年第2回白馬村議会定例会において、総務社会委員会に付託されました案件は、議案6件、請願1件、陳情2件であります。

審査の概要及び結果をご報告いたします。

議案第40号 財産の取得についてであります。

白馬ジャンプ競技場にウインチ付搭載型圧雪車1台、スノーハーブにトラックセッター搭載型圧雪車1台を購入するものであります。700万円以上の物品購入であるため、議会の議決を求めるものであります。

質疑に入り、以前の圧雪車は下取りになるのかという質疑があり、1995年式で20年使用しており、2台の合計で160万を下取り価格として控除していますとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第40号 財産の取得については可決すべきものと決定されました。

議案第41号 介護保険に関する事務の事務受託の変更についてであります。

介護保険法の改正により、地域支援事業が拡充されました。その中で、統一的に取り組むこと

が望ましい事務は広域連合で実施できるように規約の変更を行うものであります。

質疑に入り、村の負担はどの質疑があり、特に大きな動きはありませんとの説明がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第41号 介護保険に関する事務の事務受託の変更については可決すべきものと決定されました。

議案第42号 白馬村議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてであります。

地方自治法の改正により、自治体の基本構想の議決義務がなくなりました。しかし、市町村の判断で基本構想を議決事件と定めることができるため、条例制定をするものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第42号 白馬村議会の議決すべき事件に関する条例の制定については可決すべきものと決定されました。

議案第43号 白馬村休日保育及び一時保育の実施に関する条例の制定についてであります。

休日保育及び一時保育については実施要綱により実施していますが、改めて条例として整備するものであります。

質疑に入り、1週間利用の時間帯はどの質疑があり、月曜日から金曜日までの8時30分から5時までの間の8時間以内で、超過分は超過料金をいただきますとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第43号 白馬村休日保育及び一時保育の実施に関する条例の制定については可決すべきものと決定されました。

議案第44号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例についてであります。

ふるさと白馬村を応援する基金の事業区分に新たな項目として、地域高校としての白馬高校の魅力化・国際化と存続に関する事業を加えるものであります。

質疑に入り、納税者への周知方法はどの質疑があり、ふるさとチョイスのアクセス数が多いので活用したいが、その他ホームページ等も活用しなければならないと考えていますとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第44号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例については可決すべきものと決定されました。

議案第45号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第1号）所管事項についてであります。

平成27年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,034万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ70億4,234万6,000円とするものであります。各課4月の人事異動による調整額であります。

ほかに総務課関係では、2款総務費1項総務管理費6目企画費、コミュニティ事業に250万円の増額、塩島区の事業採択による増額で、宝くじ収益金の補助であります。

2款総務費1項総務管理費6目企画費、ふるさと納税事業に2,280万8,000円の増額、ふるさと納税報償費に2,000万円、ほかにクレジット決済手数料や印刷製本費であります。

2款総務費1項総務管理費6目企画費、白馬高校支援事業に1,103万3,000円の増額、

公営塾等地域おこし協力隊に係る経費や全国募集のための寮整備に当たり不動産鑑定料、白馬高校のPR等の動画等の制作に係る経費を計上しています。白馬高校PR番組については、県の元気づくり交付金の対象となっています。

2款総務費1項総務管理費8目電算業務費電算事業に582万1,000円の増額、マイナンバー制度に係る交付金とシステム改修に係る経費を計上しています。システムの構築は広域連合が行い、白馬村は負担金を払います。

3款民生費1項災害救助費1目災害救助費災害救助経費に374万6,000円の増額、宅地地盤調査委託料と雪解け以降に半壊以上に認定された方への見舞金であります。

質疑に入り、塩島区の事業は何か、また総額はどの質疑があり、山車の購入費に378万円ですとの答弁がありました。

白馬高校を別会計にする予定はどの質疑があり、以前から指摘があり、地方事務所に照会しています。当面間に合わないのので、一般会計内で行いますとの答弁がありました。

将来を考える会が一度も開かれていないのに、なぜ予算が上がるのかとの質疑があり、運営について話をしているが予算のところは詰めていません。陳謝いたしますとの答弁がありました。

マイナンバーのセキュリティーについての指導はどの質疑があり、広域からの指導ではないが、検討会議は昨年からは開いています。国とのラインにファイアウォールを入れることを検討し、今回の補正に計上していますとの答弁がありました。

ふるさと納税報償費はなぜ当初予算に上げなかったのかとの質疑があり、当初予算で寄附金を1,000万円と見込んだが、既に2,000万円を超える寄附金になり、今回5,000万円と見込んで補正を計上しました。今後の状況を見て、補正で対応させていただきたいとの答弁がありました。

税務課関係では、4月の人事異動による調整額のみであります。

質疑に、公社准職員が異動しているのに減額はないがどの質疑があり、財政係と協議する中で9月補正で減額することになりますとの答弁がありました。

住民課関係では、4款衛生費1項保健衛生費1目環境衛生費、環境衛生費に65万2,000円の増額、震災対応で花園地区の簡易水道修繕費が主なものであります。

教育委員会関係では、2款総務費1項スポーツ事業費2目施設管理費、白馬ジャンプ競技場維持管理事業に535万7,000円の増額、リフトの売り場にある制御ユニット油圧制御のオーバーホール、索受装置の修繕などで、財源は長野県からの委託費であります。

9款教育費4項社会教育費4目文化財保護費、文化財保護事業に161万1,000円の増額、グリーンスポーツにある歴史民俗資料館の雪害による修繕、村指定の文化財観音原石仏補助事業などが主なものであります。

9款教育費5項保健体育費2目体育施設費、体育施設維持管理事業に78万円の増額、南部ト

レセン、北部トレセンの雪害による修繕費であります。

10款災害復旧費3項その他公共施設災害復旧費1目過年発生その他公共施設災害復旧費、義務教育施設災害復旧事業に85万円の増額、白馬南小学校の水道管修繕に伴う埋め戻し経費であります。

質疑に入り、全ての文化財を村で見るとの質疑があり、文化財指定されているものについては全部見ていきたいとの答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第45号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第1号）所管事項は可決すべきものと決定されました。

請願第1号 地方自治の尊重を政府に求める請願。

受理年月日、平成27年5月22日。

提出者、新日本婦人の会白馬支部、長島かよ子。

紹介議員、伊藤まゆみであります。

請願の趣旨は、今日過疎化を初め、地方の抱える諸問題が大きな議論になっています。それは地方自治法が第1条の2で定めた住民福祉の増進への道を問い直すことにほかなりません。ところがそのまっただ中で、地方自治そのものへの懸念が生じています。沖縄の新基地建設をめぐる沖縄県と国との対立です。地方自治を尊重して沖縄の新基地問題の解決に当たるよう求める意見書を提出されるよう、貴議会に求めます。

審査に当たり、地方自治体の仕事として、村民の利益にならない方針が国から出た場合、地方議会人として意見を述べるのは議会の責務だと思う。地方自治を守って地方の自立性を尊重する姿勢を国は守ってほしいという意見書を提出してほしい。国と地方は対等であると思う。

他に、同様のものが前定例会で提出され意見書が提出済みであるので、今回は不採択などの意見がありました。

採決したところ、委員長を除く委員少数の賛成により、請願第1号 地方自治の尊重を政府に求める請願は不採択すべきものと決定されました。

陳情第3号 村道3146号線岩岳スキー場手前交差点の交通標識の見直しを求める陳情。

受理年月日、平成27年4月20日。

提出者、切久保区長、辻野勝美であります。

陳情の趣旨は、白馬岩岳スキー場手前の村道交差点にて出会い頭の交通事故が多発、年々増加傾向にある。一時停止標識が認識できなかったとの声が多いため、交通標識の見直しを陳情。

審査に当たり、もっともな意見である。広く一般的な村民益に供することを考えて趣旨採択などの意見がありました。

採決したところ、委員長を除く委員の賛成、趣旨採択が同数になり、地方自治法第116条第1項の定めにより委員長採決とし、陳情第3号 村道3146号線岩岳スキー場手前交差点の交

通標識の見直しを求める陳情は趣旨採択すべきものと決定されました。

陳情第4号 「安全保障法制法案」の撤回・廃案を求める意見書採択を求める陳情。

受理年月日、平成27年5月22日。

提出者、中信健康友の会白馬支部、支部長上条雅司であります。

陳情の趣旨は、私たちは、この法案は、第9条を持つ我が国が一切の戦争を平和的手段で解決する範を世界に示してこれをリードしていく崇高な役割を担っていることを忘却するものであり、日本を戦争に巻き込む憲法第9条に反する違憲・無効のものとの認識を持っています。政府並びに国会に対し、法案の撤回・廃案、少なくとも今国会での採択をしないこと、2、その上で広く国民的議論を尽くすことの意見書を採択することを求めるものです。

審査に当たり、国政のことでもあり、今回審議中でもあるので継続審査。憲法違反に関する法案についても、もともと撤回しかあり得ない。国民の安全を脅かすものであるので採択すべき。もう少し国民的議論を尽くしてほしいということで採択などの意見がありました。

採決において、初めに継続審査について採決したところ賛成少数で否決、次に趣旨採択について採決したところ賛成少数で否決、次に原案について採決したところ委員長を除く委員半数の賛成となり、地方自治法第116条第1項の定めにより委員長採決とし、陳情第4号 「安全保障法制法案」の撤回・廃案を求める意見書採択を求める陳情は採択すべきものと決定されました。

総務社会委員会の報告は以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第40号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第40号 財産の取得については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

**議長（北澤禎二郎君）** 起立全員です。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第41号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第41号 介護保険に関する事務の事務受託の変更については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第42号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第42号 白馬村議会の議決すべき事件に関する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第43号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第43号 白馬村休日保育及び一時保育の実施に関する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第44号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第44号 ふるさと白馬村を応援する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

請願第1号の討論に入ります。

委員長報告が不採択ですので、最初に原案を採択することに賛成する者の意見を許します。第4番伊藤まゆみ議員。

**第4番（伊藤まゆみ君）** 4番伊藤まゆみです。

請願第1号 地方自治の尊重を政府に求める請願の採択に賛成の立場で討論を行います。

まず初めに、3月議会において地方自治の堅持を日本政府に求める意見書提出に関する陳情書が一部ではありますが採択され、首相に知事との面談を求めた意見書として提出できたことを大変うれしく思っています。結果、就任直後から政府に再三求めてきた翁長知事の面談はようやく4月に実現できました。このことに対し深く感謝しております。

しかし、会談は、先日の総務社会委員会で出された意見の「進展があった」に値するものではありませんでした。首相は沖縄の声に耳を傾けたわけではなく、日米首脳会談を直前にした米国向けのアリバイづくりでしかないとマスコミも報じる残念なものであります。

会談に先立ち翁長知事は、「沖縄はみずから基地を提供したことは一度もない。普天間飛行場もそれ以外の基地も、戦後、県民が収容所に収容されている間に接收され、または居住場所等を初め銃剣とブルドーザーで強制接收され基地建設が保たれている。みずから土地を奪っておきながら、老朽化したから世界一危険だから沖縄が負担しろ、嫌なら代替案を出せと言われる。こんな理不尽なことはないと思う」と記者団に述べたとされています。

我々白馬村議会が前回の意見書で求めた面談の実現は形式的には実現しました。しかし、その内容は真摯かつ互いを尊重する対等・平等な話し合いとはかけ離れたものであったと言わざるを得ません。

そして、今回の請願は、前回の面談を求めたものから一歩進み、地方が下した判断に真摯に向き合い、対等・平等な立場を国に要望するものであります。

オール沖縄の戦いで県民が盾としてよりどころにしているのは、地方自治体に与えられた権限であります。この地方自治は、憲法の第2章の戦争放棄とともに、戦後、日本国憲法に加えられた2つの章の1つ、第8章でうたわれています。

阿智村のある女性職員は、「自治体職員にとって戦争は人ごとではない。岡庭一雄前阿智村長は、そもそも市町村役場がなければ戦争はできなかった。徴兵、物資調達、戦争反対者の取り締まりを行ったのは市町村だったと述べている。この言葉を聞き、私はぞっとした。いざ戦争となれば私たち自治体職員は戦争推進の先頭に立たされるのだ」と、「『戦争する国』許さない自治体の力」の中で述べています。

岡庭前阿智村長が言うように、さきの戦争において市町村役場が果たした役割は多大で、お金も人も全て戦争遂行に地方は動員されたわけであります。このように地方団体を国家の補完として利用できたのは、明治憲法下において地方制度はあったけれども地方に自治権がなかったことに起因するもので、現在の平和憲法と呼ばれる日本国憲法は、戦前の戦争遂行を下から支えた国

家主義的地方制度を改め、地方の自立、自主決定による地方自治制度を確立し、二度とあの悲惨な戦争を繰り返さないという深い反省のもとにつくられたものであります。

そして、第8章の地方自治が第2章の戦争放棄とともに平和憲法にふさわしいとして手を携えた形で取り入れられたのは偶然ではありません。現在、沖縄で起こっていることは、憲法第8章で私たち地方に与えられた自治権を踏みにじる違法行為であります。これに対して、私たち住民の生命に責任を持つ地方議会には、毅然とした態度で地方と国の対等性を訴え、地方自治を守り抜く責務があります。

前回もご確認いただいたように、本請願は辺野古新基地建設の是非を問う請願ではありません。地方自治の尊重を政府に求める請願であると同時に、私たち議会が国に追従するのか、それとも住民の側に立って住民意思と団体自治を守り白馬村の平和を守る覚悟があるのかを問う請願でもあります。

ここ白馬村は、先月ハワイで着陸失敗し1人が亡くなったオスプレイの低飛行ルート直下自治体の中に入っております。さらに不安をあおるのは、なぜここが飛行ルートになっているのかを知らされていないことでもあります。同じ地方自治体であるにもかかわらず、私たちが対岸の火事のごとく静観していることで沖縄から地方自治が潰されてしまえば、我々の子供たちに平和な未来を伝えることはできません。日本国憲法が我々に与えてくれた地方自治の大切な権限を子供や孫に未来永劫引き渡していけるよう、心ある良識的な判断をいま一度していただきたいと切に願っております。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、原案を採択することに反対する者の発言を許します。津滝議員。

**第2番（津滝俊幸君）** 2番津滝俊幸です。

私は、請願第1号に反対する立場から討論いたします。

本請願は、沖縄県の基地問題に関する国と沖縄県の対立から、国の姿勢が地方自治の自主性と自立を侵害するものとして、国に地方自治を尊重し沖縄基地問題の解決に当たるように意見書の提出を求めるものであります。

地方自治の堅持という観点においては、第1回白馬村議会定例会において一部採択をし、さらに意見書を白馬村議会で国に提出している経過があります。沖縄の問題は、国と沖縄県の二者の関係にとどまらず、国と地方との関係という観点で判断し、地方自治の堅持を求めることは白馬村の公益性にもつながることであると判断して採択しております。既に意見書は提出済みでありますので、今回の請願につきましては不採択でよいと判断いたします。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案に対して採決を行います。

請願第1号 地方自治の尊重を政府に求める請願の件は、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立少数です。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

陳情第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は趣旨採択です。陳情第3号 村道3146号線岩岳スキー場手前交差点の交通標識の見直しを求める陳情の件は、委員長報告のとおり趣旨採択することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、陳情第3号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

陳情第4号の討論に入ります。

委員長報告は採択ですので、最初に、原案に反対する者の発言を許します。第5番太田正治議員。

第5番（太田正治君） 5番太田正治です。

陳情第4号 「安全保障法制法案」の撤回・廃案を求める意見書採択を求める陳情。

今国会に政府が提出している安全保障法制法案に関しては、これまでの専守防衛のあり方や憲法解釈の変更までも含む非常に重要な法案である。

しかしながら、これまでの我が国のあり方が変わるかもしれない重要な法案であるにもかかわらず、国民の間では十分な論議がなされて理解が得られているとは言いがたい状況であると思われる。国民からはさまざまな意見が表明されており、また、このごろ行われた憲法審査会では違憲という判断が下されるなど、法案についての意見は非常に多様である。これはやはり国民に対しての丁寧な説明や、十分な議論がなされていないことが招いている事態であると思われる。

一方、我が国を取り巻く国際環境とそれに伴う安全と安心については、戦後70年を経て大きく変わってきていることも事実であり、この法案はこれらの現状を一つの大きな背景として提出されていることと想像される。

陳情第4号では、今国会での成立をやめ、法案の撤回はもとより廃案とし、その後によく国民的議論を尽くすべきとしている。議論の必要性は十分に理解できるが、さきにも述べたように国際環境の大きな変化の中で、自国の外交、防衛、ひいては将来に関する重要な法案を求められる議論も理解もなく廃案とすることに対しては疑問を呈せざるを得ない。よって、陳情第4号については趣旨採択とすべきものと考え、ここに意見を述べるものであります。

**議長（北澤禎二郎君）** 次に、原案に賛成する者の討論を許します。第1番加藤亮輔議員。

**第1番（加藤亮輔君）** 加藤です。

陳情第4号「安全保障法制法案」の撤回・廃案を求める意見書採択を求める陳情に、賛成の立場から一言意見を述べたいと思います。

そもそもこの法案は、手続から内容を含め今までつくり上げてきた日本のルールを無視するおかしな法案です。憲法の解釈を変更した場合は、憲法96条の憲法改正手続に沿って行うべきです。それを内閣の閣議決定で行うことは、憲法は認めていません。また、98条で日本の最高法規は憲法と認めています。その憲法の上に法律をつくることもおかしなことです。

また、内容について、憲法9条の総意は、専守防衛で侵略戦争を放棄し交戦権を認めていません。つまり、他国を防衛するために海外派兵する集団的自衛権は現憲法では行使できないと言っています。

これらの憲法解釈はいろいろありますが、先日の憲法審査会で与党の自民党が推薦した参考人も含め3人の憲法学者全員が、現憲法は集団的自衛権は認めていない、この法案は憲法違反と表明し、その後、日本の圧倒的多数の憲法学者が、同じように違反だ、疑問があると賛同したことではっきりしています。

もし、この法案が可決すれば、戦後70年間平和憲法のもと、どこの国とも戦争を行わずにきましたが、成立すれば自衛隊が海外に出かけ他国民を傷つけ、殺し殺される戦争に巻き込まれ、自衛隊員からも戦死者が出ることとなります。そんな法律を子供のため、孫のためにも絶対成立させることは私としては許せません。

以上の理由から、この陳情に要求されている法案の撤回・廃案、少なくとも今国会での成立をしないこと、その上で広く国民的議論を尽くすことの趣旨を生かし、付託委員会でまとめ上げた意見書を提出することに賛成します。議員の皆さんもぜひ賛成していただくようお願いいたします。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** 他に討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択ですが、第5番太田正治議員より趣旨採択すべきとの意見がありますので、最初に原案について採決いたします。

陳情第4号 「安全保障法制法案」の撤回・廃案を求める意見書採択を求める陳情の件は、趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、陳情第4号は趣旨採択することに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。田中榮一議員。

産業経済委員長（田中榮一君） 平成27年第2回白馬村議会定例会の産業経済委員会審査報告をいたします。

本定例会において産業経済委員会に付託された案件は、議案2件であります。

初めに、議案第45号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第1号）の所管事項についてであります。

初めに、農政関係であります。

農業振興事業773万8,000円の増額は、4月からの農協OBを特産品推進員として、臨時職員として採用に154万5,000円、同設計30万円と工事請負589万3,000円は、雪害により神城多目的の雨漏り修繕するもので、財源は全額損害保険料で対応するものであります。

農作物残雪対策事業149万円は、消雪剤と残雪処理で実績に基づき計上するもので、50%県の補助であります。

農業基盤整備促進事業測量設計委託料40万円は、落倉水路を事業化するものであります。

過年発生農地農業用施設災害復旧事業（単独）45万円は、水もちが悪くなった田への土壤改良材ベントナイト等を計上するものであります。

過年発生農地農業用施設災害復旧事業（補助）660万8,000円は、査定作業が膨大なため、役場OBを2名臨時職員として採用するもので230万1,000円、ほかに、燃料、光熱水費は揚水ポンプ等の燃料、電気代であります。

質疑に入り、落倉の水路は今年度中に工事予定になるのかに対して、当初要望で落倉水路について4,000万円上げたが1,000万程度の事業が採択されそうであるので、どこから手をつけていくのかはこれから考えたいという答弁がありました。

次に、ベントナイト散布の作業委託はどこにという質疑に対して、ベントナイトをまく作業を農協に相談したところ、機械を持っている人でないと難しいということで、担い手農家に依頼をし、4枚の田を2日間で行き効果があつたという説明がありました。枚数は佐野1枚、堀之内3枚であります。

特産品開発の臨時職員の仕事内容はということで、当初は青鬼の対応を考えていたが災害復旧と重なったために、現在は紫米の販路拡大などについて従事をしていただいていると答弁をいただきました。

そして、討論はありませんでした。

次に、建設課関係であります。

土木総務事業は人事異動に伴う人件費の補正であります。

道路維持補修事業430万円は、村道穴埋めなどに不足が予想されるためのものです。村道改良国庫補助事業1,990万円の減額は、国庫補助の内示があり補正を行うもので、五輪道路、いわゆる飯森新田間の舗装修繕が1,900万円の減という内示があり、設計委託料220万円の増額、起債対応が可能となったので負担金310万円を減額し組み替えるものであります。

耐震診断委託料156万6,000円増額は、社会資本総合整備交付金追加交付によるものであります。

過年発生公共土木施設災害復旧費2億8,224万5,000円の増額は査定決定によるもので、国庫負担金は2億2,338万7,000円の増となっております。

過年発生公共土木施設災害復旧事業（単独）分5,958万4,000円であります。これは後日追加補正があり得るとの説明がありました。

過年発生公共土木施設災害復旧事業（補助）の2億2,266万1,000円は、災害101カ所のうちの56カ所を計画をしているもので、27年度から28年度にかけて復旧を完成させる計画であるとの説明がありました。

質疑に入り、地すべり調査は以前からの引き続きかに対して、そのとおりである。今回計上は、青鬼に設置してある機械の電気代であるという答弁がありました。

次に、堀之内などの山に設置しているものはいつまでかという質疑に対して、姫川砂防事務所を設置しているが、目安は梅雨明けになると思うという答弁がありました。

討論はありませんでした。

次に、観光課関係であります。

平地観光施設管理事業520万円の減額は、親海湿原の事業が、地域発元気づくり支援金事業が内定したので財源の補助金、地方債等の財源を組み替えるものであります。

観光施設整備費、山岳観光施設維持補修事業485万円の増額は、長野県の山岳環境整備パイロット事業が内定したことによる補正で、遠見尾根登山道の整備を行うものである。事業費545万円で、3分の2が国庫補助となるものであります。

観光振興負担金200万円の増額は、2つの団体、北アルプス3市村観光連絡会負担金が150万円、北アルプス山麓フェスティバル実行委員会が50万円の負担金であります。3市村は、長野県で昨年災害のあった地域の復興支援事業として500万円を提示をしており、補助事

業の一般財源分を3市村で負担するもので、県の補助は事業の2分の1であります。一部、松本空港シャトル便を動かし、観光客や地元の方が利用していただけるように走り出せる計画をしている。7月から11月にかけて運行するという説明がありました。

山麓フェスティバル実行委員会は昨年と同様に行うものであるが、夏山情報誌を発行するもので、元気づくり支援金事業に採択されている。今回はその一部財源分を補正するものでありますという説明がありました。

債務負担行為の補正ということで、親海湿原を長野県観光協会事業を利用して整備するもので、その補償について今回債務負担行為を設定するものである。親海湿原については、当初予算で起債事業と観光協会事業で27年度に行うと説明した部分である。延長は150メートルを計画している。130メートルの擬木の設置と、20メートルの傾いた擬木の修繕を行うものであります。金額は2,930万円という説明がありました。

質疑に入り、松本空港のシャトル便タクシーの予約ということに対しての質疑があり、実際には長野タクシーが請け負うもので、予約なので1人でも運行する。予約の状況で、通常タクシーかジャンボかを選択をする。白馬は神城駅と八方にとまるようになっており、金額は1人2,500円という説明がありました。

討論はなく、そして全体討論もなく、採決をした結果、議案第45号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、上下水道関係であります。

議案第46号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,205万7,000円とするものであります。

一般管理費143万7,000円は、人事異動に伴う人件費の減であります。

単独公共下水道事業175万8,000円の増額は、人事異動により臨時職員が1名減となり、公社准職員が廃止となったための補正であります。

質疑、討論はなく、採決をした結果、議案第46号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

**議長（北澤禎二郎君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（北澤禎二郎君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第46号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第46号 平成27年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

常任委員会において分割審査していただきました議案第45号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第45号 平成27年度白馬村一般会計補正予算(第1号)について、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

村長から専決処分報告の申し出、同意案件提出の申し出、太田伸子総務社会委員長から発委の申し出、また、各常任委員長より閉会中の所管事務調査の申し出並びに議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長において受理いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、追加日程として議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、これらを追加日程として議題とすることに決定いたしました。

ただいまから事務局より議事日程等資料を配付いたします。

(資 料 配 付)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れなしと認めます。

## △日程第2 報告第10号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） これより報告事項に入ります。

日程第2 報告第10号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告についてを議題といたします。

報告を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 報告第10号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告についてご説明いたします。

損害賠償事件に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

1枚おめくりください。

今回5件の報告をするものでございます。

まず、専決第39号は、平成27年2月18日午後8時50分ごろ、白馬村大字北城9549番地17付近の村道0105号線におきまして、路面上の穴にタイヤを落とし右側前後輪のタイヤを損傷させたものです。村は、道路管理者としての過失割合を50%とした示談により、車両の修理代金1万4,540円を賠償したものです。

次に、専決第40号は、平成27年4月11日午後11時ごろ、白馬村大字北城2937番地154付近の村道0107号線におきまして、路面上の穴にタイヤを落とし左側後輪のタイヤを損傷させたものです。村は、道路管理者としての過失割合を50%とした示談により、車両の修理代金8,154円を賠償したものです。

次に、専決第41号は、平成27年1月19日午後2時50分ごろ、白馬村大字北城6307番地付近の村道3103号線におきまして、職員が運転する公用車が、損害賠償請求者が所有し運転する車両に接触しフロントバンパーを損傷させたものです。村は、職員の過失割合を85%とした示談により、車両の修理代金6万4,030円を賠償したものです。

次に、専決第42号は、平成27年2月21日正午ごろ、白馬村大字北城3020番地30付近の村道0105号線におきまして、店舗駐車場から車道に進行する際、ガードポールの切断跡に左側後輪を接触させ、左側後輪のタイヤ及びホイールを損傷させたものです。村は、道路管理者としての過失割合を50%とした示談により、車両の修理代金3万137円を賠償したものです。

最後に、専決第43号は、平成27年3月29日午後8時10分ごろ、白馬村大字北城2937番地154付近の村道0107号線におきまして、路面上の穴にタイヤを落とし左側前輪のタイヤ及びホイールを損傷させたものです。村は、道路管理者としての過失割合を50%とした示談により、車両の修理代金1万1,772円を賠償したものです。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で日程第2 報告第10号は終了いたします。

これより同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第3 同意第3号は人事案件でありますので、委員会付託及び質疑、討論を省略し採決をいたしたいと思っておりますが、これについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。同意第3号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託及び質疑、討論を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、同意第3号は委員付託及び質疑、討論を省略し採決することに決定いたしました。

#### △日程第3 同意第3号 白馬村監査委員の選任について

議長（北澤禎二郎君） 日程第3 同意第3号 白馬村監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 同意第3号 白馬村監査委員の選任について。

次の者を白馬村監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

#### 記

住 所 北安曇郡白馬村大字神城1677番地

氏 名 松 沢 晶 二

生年月日 昭和22年9月3日

以上であります。よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

採決いたします。

同意第3号 白馬村監査委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

これより発委の審議に入ります。

(「議長」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 第5番太田正治議員。

第5番(太田正治君) 修正動議を申し上げます。

第5番太田正治です。

発委第5号「安全保障関連法案」の議論を尽くすことを求める意見書修正案について、発議者1名連署の上、修正案を提出します。

議長(北澤禎二郎君) 太田正治議員から、発委第5号「安全保障関連法案」の議論を尽くすことを求める意見書に修正の動議が提出されました。この動議は2名以上の発議者がありましたので、成立しました。

暫時休憩とします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時29分

議長(北澤禎二郎君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議会運営委員会において、提出されました発委第5号「安全保障関連法案」の議論を尽くすことを求める意見書修正案を日程に追加することに決定しました。

お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、発委第5号「安全保障関連法案」の議論を尽くすことを求める意見書修正案を日程に追加し、直ちに議題とすることについてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、発委第5号「安全保障関連法案」の議論を尽くすことを求める意見書修正案を日程に追加し、直ちに審議することといたしました。

ただいまから資料を配付いたします。

(資料配付)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 配付漏れなしと認めます。

△日程第4 発委第5号「安全保障関連法案」の議論を尽くすことを求める意見書修正案

議長(北澤禎二郎君) 日程第4 発委第5号「安全保障関連法案」の議論を尽くすことを求める意見書修正案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。5番太田正治議員。

第5番(太田正治君) 5番太田正治です。

「安全保障関連法案」について十分な国民的議論を求める意見書

政府が今国会に提出した「安全保障関連法案」については、昨年7月の新たな安全保障法制に

関する内閣の閣議決定を受けて進められてきたものであるが、その中には、これまで専守防衛に徹してきた我が国として、政府の憲法解釈でもその行使が許されないとされてきた集団的自衛権行使の部分的容認や、広範な分野での自衛隊活動に関して、これまでの政府解釈の重要な変更など、非常に重要な要素を含んでいるものである。先ごろ開かれた憲法審査会においては、違憲であるという判断もされているところである。また、国民の中からも、さまざまな意見が多く出ており、自国の将来に大いに関わることであるにもかかわらず、国民に対して十分な説明がなされ、論議が尽くされ、理解が得られている状況ではないと思われる。しかし、現在、我が国をとりまく国際関係は大きく変貌を遂げており、状況を鑑みると、この法案の持つ重要性は非常に大きいものであると考えられる。

ゆえに、自国と国際社会の将来の平和と安全のためにも、法案については、早急な成立を目指すものではなく、我が国のあり方も含めた十分な国民的議論を尽くすことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月18日

長野県北安曇郡白馬村議会

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

ただいまの提案理由に対して質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

討論に入ります。

最初に、原案に賛成する者の討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 次に、原案に反対及び修正案に反対する者の討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 次に、修正案に賛成する者の討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第5号 「安全保障関連法案」の議論を尽くすことを求める意見書修正案に賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、発委第5号 「安全保障関連法案」の議論を尽くすことを求める意見書修正案は可決されました。

#### △日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（北澤禎二郎君） 日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（北澤禎二郎君） 日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △日程第7 議員派遣について

議長（北澤禎二郎君） 日程第7 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付してあります議員派遣の資料のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付された記事日程は全て終了いたしました。

ここで、下川村長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。下川村長。

村長（下川正剛君） 平成27年第2回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月9日に開会をして本日までの10日間にわたり、提出をいたしました全ての案件につきまして原案どおりお認めをいただき、厚く御礼申し上げます。

本定例会におきまして議員各位からいただきましたご意見、ご指摘等につきましては、その対応に十分に留意をして、今後の村政運営に当たってまいりたいと思っております。

私も村長に就任して10カ月が過ぎ、これまで本村の発展のために全身全霊をささげてまいりました。昨年11月には地震という予想しない災害もありましたが、幸いにも、議員各位を初め各界各層の方々や村民の皆様から深いご理解、そしてまた全国を含めた温かいご支援をいただき今日を迎えることができましたこと、この場をおかりいたしまして深く感謝を申し上げるところでございます。

本年度は何より震災復旧・復興に取り組むことから、私が公約に掲げた政策はすぐには取り組むことは難しい状況であります。現在の行政運営には、さまざまな課題が山積をし、難しい行政運営のかじ取りが求められている中ではありますが、健全財政を意識しつつ、公約の「白馬を明るく元気な村に」に向けて精力的に取り組んでまいりたいと思っております。

さて、村の業務にも密接に関係するマイナンバー法改正案は、個人情報保護法改正案とともに、先月衆議院を通過し今月上旬にも成立をする見通しでありましたが、年金情報流出が発覚をし、改正法案の採決が今国会の会期末に間に合わないのではないかということでもあります。会期を大幅延長しても成立時期は見通しづらい状況であります。このマイナンバー制度への国民の認知度はまだ低く、企業の準備もおくれており、改正法案の審議がさらに難航し制度への不安感が強まれば、国民の間でも導入延期論が広がる可能性があることから、村といたしましても注視をするとともに、村民の皆様へ制度を周知をすることが必要と考えております。

議員の皆様におかれましては、これから暑い夏を迎えますが、健康には十分に留意をされ、村政の発展と住民福祉向上のためご活躍をされますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりましての御礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

**議長（北澤禎二郎君）** これをもちまして、平成27年第2回白馬村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時42分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年6月18日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員